令和５年度

水防計画書

藤枝市

目　　次

第1 章 総則
1節 目的 ・・・ 1
2節 用語の定義 ・・・ 1
3節 水防の責任等 ・・・ 3
4節 水防計画の作成及び変更 ・・・ 7
第2 章 水防組織
1節 藤枝市の水防組織 ・・・ 8
2節 大規模氾濫減災協議会 ・・・ 11
第3 章 重要水防箇所
1節 重要水防箇所 ・・・ 12
2節 その他水防上重要かつ密接な関係を有するものの処置 ・・・ 12
第4 章 予報及び警報
1節 気象庁が行う予報及び警報 ・・・ 13
2節 洪水予報河川における洪水予報 ・・・ 15
3節 水位周知河川における水位到達情報 ・・・ 22
4節 水防警報 ・・・ 26
第5 章 気象予報等の情報収集
1節 気象観測 ・・・ 32
2節 雨量の観測 ・・・ 32
3節 水位の観測 ・・・ 33
4節 土砂災害の観測 ・・・ 36
第6 章 水防上注意を要する水門等 ・・・ 37
第7 章 通信連絡
1節 水防通信連絡系統 ・・・ 39
2節 放送局通信施設の使用 ・・・ 39
3節 その他の通信施設の使用 ・・・ 40
4節 災害時優先電話について ・・・ 40
5節 非常・緊急通話（電報）の取扱い ・・・ 40
第8 章 水防用資器材及び設備の整備運搬並びに輸送
1節 水防用資器材及び設備の整備 ・・・ 41
2節 輸送の確保 ・・・ 41
第9 章 水防活動
1節 水防機関の配備体制 ・・・ 41
2節 監視及び警戒 ・・・ 44

3節 水防作業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
4節 緊急通行 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
5節 警戒区域の指定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
6節 避難のための立退き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
7節 その他避難のための立退き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
8節 藤枝市避難指示等の判断・伝達マニュアル ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
9節 藤枝市災害時要配慮者避難支援計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
10節 決壊等（被害情報）の通報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
11節 決壊後の処置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
12節 水防配備の解除 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
第10 章 水防信号、水防標識等
1節 水防信号及び水防標識 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
第11 章 協力及び応援
1節 水防管理団体相互の協定及び応援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
2節 自衛隊の派遣要請 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
3節 警察官の出動要請 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
4節 国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
5節 河川管理者の協力及び援助 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
6節 ホットライン体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
第12 章 費用負担と公費負担
1節 費用負担 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
2節 公費負担 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
第13 章 水防てん末報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
第14 章 水防訓練 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
第15 章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置
1節 洪水浸水想定区域の指定状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
2節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置・・・・・・ 54
3節 藤枝市土砂災害・洪水ハザードマップ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
4節 予想される水害の危険の周知等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
5節 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等・・・・・・・ 55
6節 浸水被害軽減地区 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
第16 章 水防協力団体
1節 水防協力団体の申請、指定及び業務等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
第17 章 その他
1節 公務災害補償 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
2節 退職報償金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
3節 藤枝市水防協議会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57

資料編　別表

第１表　藤枝市水防協議会委員構成一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58
第２表　重要水防箇所評定基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59
第３表　土石流危険渓流一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
第４表　水位の種類及び内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66
第５表　輸送車・作業車一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・69
第６表　水防工法一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・70
第７表　水防倉庫及び備蓄資器材 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・72
第８表　水防関係電話番号一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・73
第９表　避難施設一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・74
第１０表 水防事前配備体制における班編成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・75
第１１表 水防第一配備体制配置（Ａ） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・76
第１２表 水防第一配備体制配置（Ｂ） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・77
第１３表 水防第二配備体制配置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・78
第１４表 藤枝市避難情報発令判断チーム設置規程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・79
第１５表 藤枝市水防体制指標と連絡体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・80

資料編　様式

様式１　水防管理団体水防活動実施報告書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・81
様式２　水防活動実施報告書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・82

資料編　参考資料

参考資料１　藤枝市水防協議会条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・83
参考資料２　水防法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・85
参考資料３　最寄の防災拠点責任者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・120
参考資料４　指定避難所及び担当者一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・121

巻　末

重要水防箇所等位置図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・付表１

第１章　総　　則

第１節　目　　的

この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、静岡県知事から指定された指定水防管理団体たる藤枝市が、同法第33条第1項の規定に基づき、藤枝市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、藤枝市の地域にかかる河川の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ）の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第２節　用　語　の　定　義

主な水防用語の意義は次のとおりである。

１　水防管理団体（法第2条第2項）

水防の責任を有する市町村をいう。

２　指定水防管理団体（法第4条）

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として静岡県知事が指定したものをいう。

３　水防管理者（法第2条第3項）

水防管理団体である市町村の長をいう。藤枝市においては、藤枝市長をいう。

４　消防機関（法第2条第4項）

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう。

５　消防機関の長（法第2条第5項）

消防本部を置く市町村にあっては消防長をいう。

６　水防団

法第6条に規定する水防団をいう（藤枝市においては，消防団が兼任する）。

７　藤枝市水防協議会（法第34条、藤枝市条例）

水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定水防管理団体に置くもので、藤枝市水防協議会条例（昭和55年制定条例第32号）に定めるところによる。参考資料1（P82-P83）

８　洪水予報河川（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項、
気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）

国土交通大臣又は静岡県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は静岡県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。藤枝市内では（一）大井川、（二）瀬戸川（支線朝比奈川を含む）が、洪水予報河川に指定されている。

９ 水防警報（法第２条第８項、法第16条）

国土交通大臣又は静岡県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は静岡県知事が、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

１０ 水位周知河川（法第13条）

国土交通大臣又は静岡県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は静岡県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。

藤枝市内では（二）栃山川・葉梨川が、水位周知河川に指定されている。

１１ 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

１２ 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに静岡県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

１３ 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして静岡県知事が定める水位（法第12 条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

１４ 避難判断水位

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に注意すべき水位をいう。藤枝市長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位である。

１５ 氾濫危険水位

洪水により破堤等の災害や浸水被害のおそれがある水位。氾濫危険水位（危険水位）に達するおそれがある場合には水防団、関係行政機関および放送機関・新聞社等の協力を得て地域住民の方々へ氾濫警戒情報（洪水警報）を発表する。

１６ 洪水特別警戒水位

市長村長が避難指示等を出す判断の目安の一つとなる水位。

１７ 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

１８ 洪水浸水想定区域（法第14 条）

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は静岡県知事が指定した区域をいう。

１９ 藤枝市水防本部

藤枝市内に係る水防を統括するため設置するもので、本部を藤枝市役所に置くものとする。ただし、藤枝市災害対策本部が設置されたときは、これに統合されるものとする。

２０ 藤枝市災害対策本部（災害対策基本法第23条の2）

災害対策に関する一元的体制を確立し防災、災害救助、災害警備及び災害応急復旧等の措置を迅速かつ強力に実施するため、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で藤枝市長が必要と認めたとき災害対策基本法に基づき設置する機関をいう。

２１ 水防協力団体(法第 36 条第 1 項)

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。

２２ 浸水被害軽減地区（法第 15 条の 6）

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう。

第3節 水 防 の 責 任 等

水防の責任は、水防法等に基づき、おのおの次のように規定されている。

１．静岡県の責任（法第3条の6）

静岡県は水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう次の事項により水防能力の確保とその指導に努める責任を有する。

(1) 水防計画の樹立（法第 7 条）

(2) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2、下水道法第 23 条の 2）

(3) 水防協議会の設置（法第 8 条）

(4) 水防事務の調整及び円滑な実施（法第 3 条の 6）

(5) 洪水予報の発表（法第 11 条）

静岡県知事が指定した瀬戸川水系瀬戸川･朝比奈川について気象庁長官と共同で洪水予報を発表しなければならない。

(6) 洪水予報等の通知（法第10条第3項、法第11条）

国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けた場合、若しくは気象庁から洪水の予報の通知を受けた場合、又は静岡県知事が指定した河川について洪水予報を発令した場合、直ちに関係のある水防管理者及び関係機関に通知しなければならない。

(7) 水位の通報及び公表（法第12条）

洪水のおそれがあるとき、又は洪水予報が発令された場合において、並びに静岡県で定める水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、静岡県の水防計画で定めるところにより関係者に通報しなければならない。また、氾濫注意水位(警戒水位)を超えるときはその水位の状況を、静岡県の水防計画で定めるところにより公表しなければならない。

(8) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位)の水位到達情報の発表（法第13条第2項）

国土交通大臣又は静岡県知事が指定した洪水予報河川以外の河川で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位)を定めた河川において、当該河川の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位)に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに静岡県水防計画に定める水防管理者及び関係機関に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(9) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位)の水位到達情報の通知（法第13条第1、3項）

国土交通大臣が指定した氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を設定した河川の通知を受けた場合、直ちに静岡県水防計画に定める水防管理者及び関係機関に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(10) 洪水予報又は水位到達情報の通知の藤枝市長への通知（法第13条の4）

(11) 浸水想定区域（法第14条第1項）

洪水予報指定河川及び氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の水位情報を発令するとして指定した河川について、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定する。

(12) 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）

(13) 水防信号（法第20条）

(14) 水防警報の発表及び水防警報河川等に指定したときの公示（法第16条第1項及び第4項）

静岡県知事が指定した瀬戸川、朝比奈川について水防警報を発表しなければならない。静岡県知事は水防警報河川等を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(15) 水防警報の通知（法第16条第3項）

国土交通大臣が指定した河川について行う水防警報の通知を受けたとき、又は前項の水防警報を発令した時は関係水防管理者及び関係機関に通知しなければならない。

(16) 必要と認める区域の住居者に対する立退きの指示（法第29条）

(17) 水防上緊急を要するときの水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対する指示（法第30条）

(18) 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体の指定（法第4条）

(19) 水防団員の定員の基準（法第35条）

(20) 水防協力団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

(21) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）

(22) 水防管理団体の負担する費用補助（法第 44 条）

(23) 水防に関する必要な報告（法第 47 条第 2 項）

2．水防管理団体の責任（法第 3 条）

水防管理団体たる藤枝市は管轄区域内の水防が十分に行われるよう次の事項を整備確立しその責任を果たさなければならない。

(1) 水防組織の確立（法第 3 条）

(2) 水防団、消防団の整備（法第 5 条）

(3) 水防団員等の公務災害補償（法第 6 条の 2）

(4) 水防倉庫、資器材の整備

(5) 通信連絡系統の確立（法第 27 条）

(6) 平常時における河川、遊水地等の巡視（法第 9 条）

(7) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第 15 条）
洪水予報等の伝達方法や地下街等、災害時要配慮者を含めた避難警戒体制を藤枝市地域防災計画へ定め、これらを記載した印刷物の配布

(8) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第 15 条の 2）

(9) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第 15 条の 3）

(10) 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第 15 条の 6、法第 15 条の 7、法第 15 条の 8）

(11) 予想される水災の危険の周知（法第 15 条の 11）

(12) 水防協力団体の指定、監督及び情報の提供等（法第 36、39、40 条）

(13) 水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）

(14) 消防事務との調整（法第 50 条）

(15) 水防時における適正な水防活動の実施
その主たる内容は次のとおりである。

イ 水防に要する費用の自己負担の確保（法第 41 条）

ロ 水防団又は消防団の出動体制の確保（法第 17 条）

ハ 通信網の点検

ニ 水防資器材の整備点検、調達並びに輸送の確保

ホ 雨量、水位観測の的確な実施

ヘ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第 19 条第 2 項）

ト 堤防等決壊の通報及び決壊後の措置（法第 25、26 条）

チ 水防上緊急に必要のある時の公費負担権限の行使及び損失を受けた者への損失の補償（法第 28 条及び第 28 条第 3 項）

リ 住民の水防活動従事の指示（法第 24 条）

ヌ 警察官の出動要請（法第 22 条）

ル 避難のための立退きの指示（法第 29 条）

ヲ 自衛隊の派遣要請（知事を経由する　自衛隊法第 83 条）

ワ 水防管理団体相互の協力応援（法第 23 条）

カ 水防解除の指示

ヨ 水防てん末報告書の提出（法第 47 条）

なお、藤枝市は上記の外に義務として次の事項を必ず行わなければならない。

(16) 水防機関の整備（法第 5 条）

(17) 水防計画の樹立（法第 33 条第 1 項）

静岡県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があるときは変更しなければならない。

(18) 水防計画の静岡県知事への届出（法第 33 条第 3 項）

水防計画を定め、又は変更したときは、静岡県知事に届出なければならない。

(19) 水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨の公表に努めなければならない（法第 33 条第 3 項）

(20) 水防団員数の確保（法第 35 条）

(21) 水防団（消防団）、消防機関及び水防協力団体の水防訓練（法第 32 条の 2）

(22) 指定水防管理団体の水防協議会設置（法第 34 条）

(23) 水防協議会を置かない指定水防管理団体の市町防災会議への諮問（法第 33 条）

(24) 水防事務組合及び水害予防組合の水防協議会設置（法第 34 条）

3．気象庁長官（静岡地方気象台長）の責任（法第 10 条）

気象等の状況により、洪水の恐れがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び静岡県知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めてこれを一般住民に周知させなければならない。

4．国土交通大臣（中部関東地方整備局長）の責任

(1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）

(2) 洪水予報（法第 10 条）

洪水予報指定河川である大井川において、静岡地方気象台と共同して、洪水の恐れがあると認められるときは水位又は流量を示して静岡県知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般住民に周知させなければならない。

(3) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）

(4) 水位周知河川の水位情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項）

前項以外の河川で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定めた河川において、当該河川の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して、静岡県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般住民に周知させなければならない。

(5) 洪水予報又は水位到達情報の藤枝市長への通知（法第 13 条の 4）

(6) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）

(7) 大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 9）

(8) 水防警報（法第 16 条）

大井川について、洪水により損害を生ずる恐れがあると認められるときは、水防警報を発表し、静岡県知事に通知しなければならない。

(9) 重要河川における静岡県知事等に対する指示（法第 31 条）

(10) 特定緊急水防活動（法第 32 条）

(11) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）

(12) 静岡県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

5．河川管理者の責任（法第 15 条の 12）

藤枝市長に対する浸水被害軽減地区の指定及び水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言を行わなければならない。

6．ダム管理者の責任（河川法第 46 条）

洪水が発生し又は発生するおそれがある場合においては、水位及び水量等の観測結果及び、当該ダムの操作の状況を河川管理者に通知しなければならない。

7．放送局、西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、その他報道機関の責任（法第 27 条）

水防上緊急を要する通信報道がもっとも迅速に行われるよう協力しなければならない。

8．一般住民の義務

(1) 常に気象状況、水防状況等に注意し、水防管理者の要請のある場合、又は水害が予想される場合は進んで水防に協力するように努めなければいけない。（法第 24 条）

(2) 水防通信への協力（法第 27 条）

9．水防協力団体の義務

(1) 決壊の通報（法第 25 条）

(2) 決壊後の処置（法第 26 条）

(3) 水防訓練の実施（法第 32 条の 2）

(4) 業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条）

第４節 水防計画の作成及び変更

1．藤枝市の水防計画の策定

(1) 藤枝市は、毎年必ず水防計画（具体的実施計画）を静岡県水防計画に基づいて樹立し、届出なければならない。

(2) 水防計画は、各種の事態を想定してでき得る限り具体的に策定し、これを一般住民に周知徹底するよう努めるものとし、水防計画を定め、又は変更したときはその要旨を公表しなければならない。

2．藤枝市の水防計画の配布

藤枝市は、水防計画を定めたときは、関係機関に配布するものとする。

3．水防協議会の設置

藤枝市は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くものとする。水防協議会に関し必要な事項は、法第34条に定めるもののほか、条例で定めるものとする。

藤枝市水防協議会条例（昭和55年制定条例第32号）参考資料1（P83-P84）

なお、委員の構成については資料編第1表（P58）のとおりである。

第２章　水　防　組　織

第１節　藤枝市の水防組織

水防に関係のある気象の警報・注意報の発表又は地震等の発生等により洪水のおそれがあると認められるときから、洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、藤枝市は市役所に水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

１．水防本部組織図

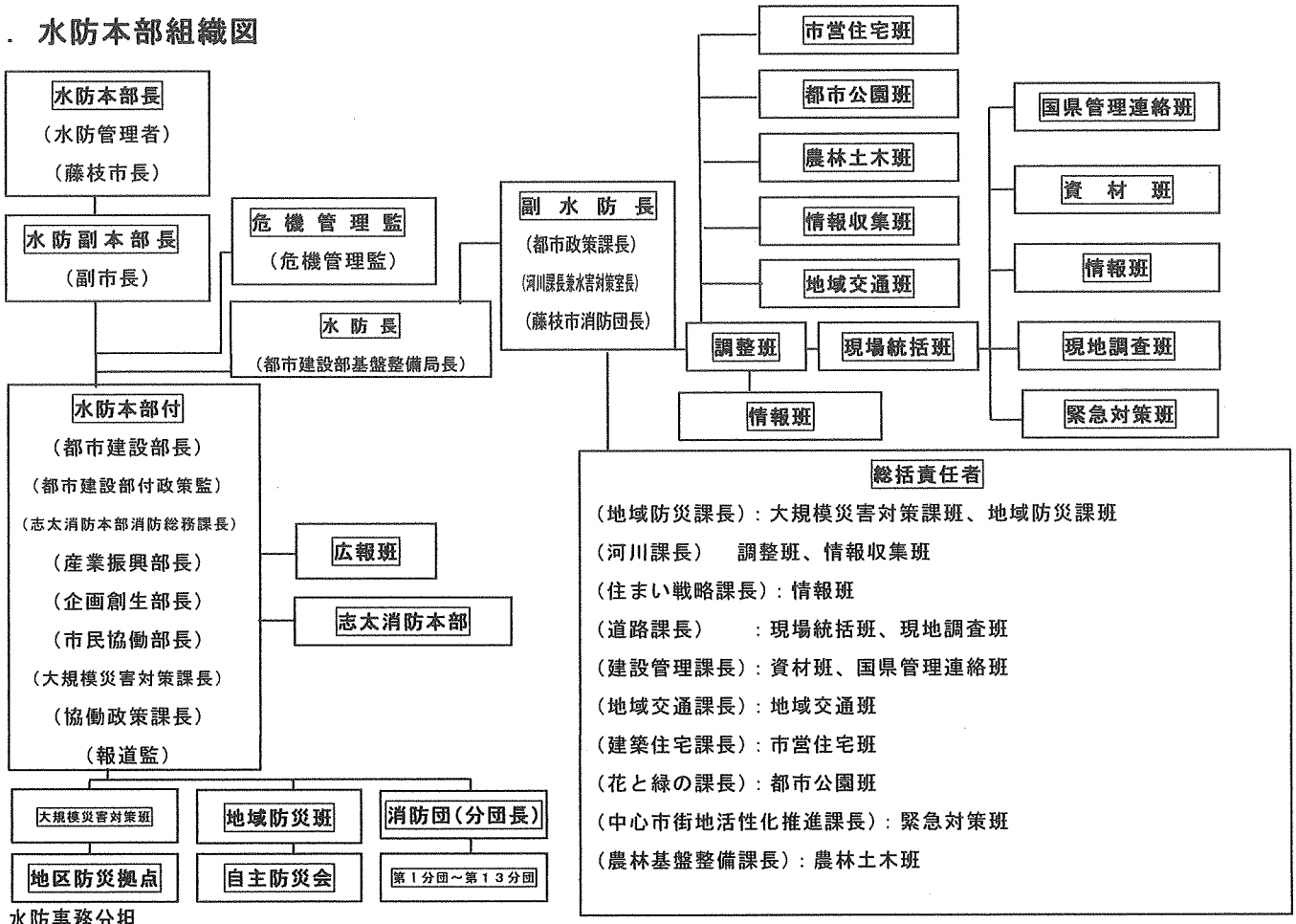

２．水防事務分担

区　分	相　当　職	事　務　分　担
水防本部長	藤枝市長	水防本部の職務を掌握し、水防本部員を指揮監督する。
水防副本部長	藤枝副市長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
危機管理監	危機管理監	本部長の命を受け、本部の事務に従事し、本部長、副本部長に事故あるときは、本部長の職務を代理する。
水防本部付	都市建設部長 都市建設部付政策監 志太消防本部消防総務課長 産業振興部長 企画創生部長 大規模災害対策課長 協働政策課長	

水防長	都市建設部基盤整備局長	本部長の命を受け、水防本部の職務を処理する。
副水防長	都市政策課長 河川課長兼水害対策室長 藤枝市消防団長	水防長を補佐し、各班の事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。
総括責任者	道路課長、建設管理課長 建築住宅課長、花と緑の課長 中心市街地活性化推進課長 地域交通課長、住まい戦略課長 農林基盤整備課長 地域防災課長	水防長、副水防長を補佐する。 水防長の命を受け副水防長の指揮に従い、水防活動に必要な機能を動員してその職務の総括をする。

班名	班員	事務分担
広報班	企画創生部職員	班長は水防長の命を受け副水防長の指揮に従い、水防活動に必要な機能を動員してその職務を処理する。各班員は、班長の指示に従い以下の職務を遂行する。 報道機関対応、同報無線等による情報発信に関すること。
大規模災害対策班	総務部職員	班長は水防長の命を受け副水防長の指揮に従い、水防活動に必要な機能を動員してその職務を処理する。各班員は、班長の指示に従い以下の職務を遂行する。 県への報告（システム）、職員配備体制調整、災害対策本部移行調整、避難所開設に関すること。
地域防災班	総務部職員	班長は水防長の命を受け副水防長の指揮に従い、水防活動に必要な機能を動員してその職務を処理する。各班員は、班長の指示に従い以下の職務を遂行する。 自主防災会・消防団、地区防災拠点との調整に関すること。
調整班	都市建設部職員	班長は水防長の命を受け副水防長の指揮に従い、水防活動に必要な機能を動員してその職務を処理する。各班員は、班長の指示に従い以下の職務を遂行する。 水防本部の統括、水位・雨量・土砂災害警戒などのシステム監視、防災気象情報の入手、状況記録、災害対策本部移行調整に関すること。
国県管理連絡班	都市建設部職員	班長は水防長の命を受け副水防長の指揮に従い、水防活動に必要な機能を動員してその職務を処理する。各班員は、班長の指示に従い以下の職務を遂行する。 島田土木事務所、静岡国道事務所、中日本高速道路との連絡調整に関すること。
市営住宅班	都市建設部職員	班長は水防長の命を受け副水防長の指揮に従い、水防活動に必要な機能を動員してその職務を処理する。各班員は、班長の指示に従い以下の職務を遂行する。 市営住宅の調査・被害対応、他班の補助に関すること。
都市公園班	都市建設部職員	班長は水防長の命を受け副水防長の指揮に従い、水防活動に必要な機能を動員してその職務を処理する。各班員は、班長の指示に従い以下の職務を遂行する。 都市公園の調査・被害対応、他班の補助に関すること。
農林土木班	産業振興部職員	班長は水防長の命を受け副水防長の指揮に従い、水防活動に必要な機能を動員してその職務を処理する。各班員は、班長の指示に従い以下の職務を遂行する。 農業用水門の管理、農林施設の状況把握、土地改良区との調整、他班の補助に関すること。
現場統括班	都市建設部職員	班長は水防長の命を受け副水防長の指揮に従い、水防活動に必要な機能を動員してその職務を処理する。各班員は、班長の指示に従い以下の職務を遂行する。 情報受信班、情報発信班、現地調査班、緊急対策班の総括に関すること。
情報班	都市建設部職員	班長は水防長の命を受け副水防長の指揮に従い、水防活動に必要な機能を動員してその職務を処理する。各班員は、班長の指示に従い以下の職務を遂行する。 市民通報の受信及び、現地調査班連絡受信に関すること。
情報班	都市建設部職員	班長は水防長の命を受け副水防長の指揮に従い、水防活動に必要な機能を動員してその職務を処理する。各班員は、班長の指示に従い以下の職務を遂行する。 気象情報、避難情報の伝達及び情報受信班の補助に関すること。

現地調査班	都市建設部職員 産業振興部職員	班長は水防長の命を受け副水防長の指揮に従い、水防活動に必要な機能を動員してその職務を処理する。各班員は、班長の指示に従い以下の職務を遂行する。 河川・道路・砂防等土木施設の危険箇所警戒監視及び被害状況の調査、交通情報の把握、応急復旧等の実施、浸水常襲箇所等（指定箇所）を中心とした巡視、現地対応（現場統括班と連絡）に関すること。
緊急対策班	都市建設部職員	班長は水防長の命を受け副水防長の指揮に従い、水防活動に必要な機能を動員してその職務を処理する。各班員は、班長の指示に従い以下の職務を遂行する。 現地調査班対応箇所以外の巡視、現地対応、浸水状況記録、他班の補助に関すること。
資材班	都市建設部職員	班長は水防長の命を受け副水防長の指揮に従い、水防活動に必要な機能を動員してその職務を処理する。各班員は、班長の指示に従い以下の職務を遂行する。 水防対策資材準備調達等に関すること。

（注）班の人員は必要により班の枠を超えて相互に融通できるものとする。

3．消防本部・消防団

（1）消防署・分団の管轄区域

機関名	所在地	管轄区域及び河川	電話
志太消防本部 藤枝消防署	稲川 200-1	市内全域	６４１－１８７８
消防指令センター	焼津市石津 728-2	市内全域	６２３－１１１９
藤枝消防署　南分署	田沼 3-11-22	市内全域	６３５－１４４４
藤枝消防署　北分署	横内 515-8	市内全域	６４３－９９９１
第１分団第１班	天王町 2-9-37	瀬戸川左岸音羽町５丁目から稲川１丁目まで及びこの間の支流(2.0km) 葉梨川左右岸藤岡の区間及びその支流(0.8km)	６４５－３７０５
第１分団第２班	藤枝 5-7-16		６４５－３７４６
第１分団第３班	音羽町 2-6-12		６４３－９１２４
第２分団	田中 2-1-2	瀬戸川左岸稲川から平島まで及びこの区間の支流(3.0km)	６４４－１１７３
第３分団	鬼島 536-3	朝比奈川左右岸仮宿から横内まで及びこの区間の支流(6.0km) 葉梨川左右岸水守から下当間まで及びこの区間の支流(3.0km)	６４５－１４２５
第４分団第１班	北方 1163-6	朝比奈川右岸高田の区間及びその支流(0.7km) 葉梨川左右岸上大沢から下藪田まで及びこの区間の支流(11.0km)	６３８－１８４３
第４分団第２班	下之郷 1581-1		６３８－１８４４
第４分団第３班	下藪田 9-1		６３８－１８４６
第５分団第１班	本郷 711	大久保川左右岸大久保の区間及びその支流(4.0km) 瀬戸川左右岸市之瀬から中山まで及びこの区間の支流(21.0km)	６３９－００７１
第５分団第２班	滝沢 1195-7		６３９－０６１１
第５分団第３班	瀬戸谷 3609-2		６３９－００７８
第５分団第４班	瀬戸谷 7401-1		６３１－２１５０
第５分団第５班	瀬戸谷 9873-10		６３１－２１５１
第６分団第１班	堀之内 515-19	瀬戸川左右岸宮原から堀之内まで及びこの区間の支流(11.0km)	６４５－３７１１
第６分団第２班	寺島 138-2		６４５－３７１０
第７分団第１班	青木 1-13-12	瀬戸川右岸瀬古から東町まで及びこの区間の支流(10.0km)	６４３－７８９５
第７分団第２班	下青島 1062-8		６４４－７０４６

第７分団第３班	瀬戸新屋 231-2		６４４－２７１６
第８分団第１班	青葉町 4-2-7	栃山川左岸久市から青葉町５丁目まで及びこの区間の支流(5.0km)	６３５－７３６７
第８分団第２班	青南町 2-8-11		６３６－３０８５
第９分団	高柳 1374-3	瀬戸川右岸築地の区間及びその支流(1.0km) 栃山川左岸高岡４丁目から大新島まで及びこの区間の支流(4.0km)	６３５－８４９９
第１０分団第１班	大東町 223	大井川左岸源助から善左衛門まで及びこの区間の支流(2.0km) 栃山川右岸大洲１丁目から大東町まで及びこの区間の支流(4.0km)	６３６－２０４０
第１０分団第２班	善左衛門 2-16-6		６３５－９８７７
第１１分団第１班	岡部町岡部 1826-2	岡部川左右岸廻沢から宮前橋まで及びこの区間の支流(4.8km)	
第１１分団第２班	岡部町岡部 6-1	朝比奈川左岸仮宿橋から内谷まで及びこの区間の支流(0.7km) 岡部川左右岸宮前橋から朝比奈川合流点まで(0.3km)	６６７－０１３７
第１１分団第３班	岡部町内谷 1380-1	吐呂川左右岸及びこの区間の支流(2.5km)	
第１１分団第４班	岡部町村良 498-5	朝比奈川左右岸溝口橋から宮前橋まで及びこの区間の支流(5.2km)	
第１２分団	岡部町羽佐間 200-1	朝比奈川左右岸石上橋から溝口橋まで及びこの区間の支流(4.2km)	
	岡部町殿 857-2		
第１３分団第１班	岡部町宮島 515-6	朝比奈川左右岸玉取から石上橋まで及びこの区間の支流(6.8km)	
第１３分団第２班	岡部町玉取 1442-4		

（２）分団の組織
①分団は水防本部長の所管の下に行動する。
②分団の編成及び職務は次のとおりとする。
分団長・・・分団を掌握し、分団員を指揮監督する。
副分団長・・分団長を補佐し、分団長に事故あるときはその職務を代理する。
班　長・・・分団長の命を受け、団員の水防作業全般の指揮をとる。
団　員・・・分団長の命を受け、水防作業にあたる。

第２節　大規模氾濫減災協議会

施設では守りきれない大洪水は、必ず発生するとの考えに立ち、関係市町と国、静岡県等が連携・協力して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進し社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、大規模氾濫減災協議会を設置するものとする。協議会では、過去の水害の特徴や課題を踏まえ、大規模氾濫時の減災対策として各構成機関が計画的・一体的に取り組む事項について、協議し、共有するものとする。

１．大規模氾濫減災協議会の設置

法第 15 条の 9 及び 10 に基づく国土交通大臣及び静岡県知事が組織する大規模氾濫減災協議会は、下記のとおりである。

協　議　会　名	関　係　市　町
志太榛原地域大規模氾濫減災協議会 （　島　田　土　木　）	島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町

２．地域の取組方針

協議会にて取りまとめられた「地域の取組方針」に基づき、各構成機関が連携し地域の減災に向け取組を推進するものとする。

第3章 重 要 水 防 箇 所

第１節 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。国土交通省管理河川及び静岡県管理河川における重要水防箇所の評定基準は、資料編第２表（P59～P60）のとおりであり市内の設定箇所は次表のとおりである。

また、土砂災害について水防上警戒又は防御に重要性を有する箇所は、資料編第３表（P61～P65）のとおりである。水防管理団体は、常に当該箇所の現況把握に努め、その水防対策を確立しておかなくてはならない。位置については付表１「重要水防箇所等位置図」を参照のこと。

重 要 水 防 箇 所 一 覧 表

河川名	ﾗﾝﾄﾞﾏｰｸ及び地先名		位置	延長（m）		水防工法	注意を要する理由	水防倉庫	重要度
	市町	大字							
静岡県管理河川									
葉梨川	井尻堰～中田橋 藤枝市	上藪田	5.5k ～ 6.0k	左右	500	積土のう	断面狭小	葉梨	A
〃	中田橋～中ノ合橋上流50m 〃	中ノ合	6.0k ～ 7.0k	左右	1,000	〃	〃	葉梨	B
市場川	葉梨川合流点～寺前橋 〃	西方	0.0k ～ 0.7k+20m	左右	720	〃	〃	葉梨	B
東光寺谷川	若宮橋上流50m～一里山橋 〃	上青島	1.0k ～ 1.4k	左右	400	〃	〃	青南町	B

第２節 その他水防上重要かつ密接な関係を有するものの処置

１．国土交通省管理河川

河川	ランドマーク及び地先名		位置	左右岸	延長(m)	注意を要する理由	水防工法	水防倉庫
大井川	大津谷川 合流点	源助	8.6k+70m ～ 9.0k-60m	左	280	G/W, ivによる照査	月の輪工	善左衛門

２．時間雨量50mmによる湛水注意箇所は、次表のとおりである。これらの箇所については通常時の点検並びに洪水出水中の定期的巡回、監視を行い水害の軽減、防止に努めること。

位置	関係河川名	湛水面積	摘要
藤枝市 上青島～大東町 地内	東光寺谷川、栃山川	１５．４ha	県水防計画書記載
藤枝市 下之郷 地内	葉梨川	１７．０ha	県水防計画書記載
藤枝市 時ケ谷 地内	大溝川	１５．７ha	平成16年6月30日浸水箇所
藤枝市 潮、八幡 地内	法の川	１８．５ha	平成16年6月30日浸水箇所
計	４箇所	６６．６ha	

３．河川高水敷上の工作物については、洪水時における工作物設置者との連絡体制を整え移動等が迅速に行えるよう処置するものとする。

位　置	工作物	撤去開始基準	工作物設置者
大井川河川敷	簡易トイレ6基・ﾍﾞﾝﾁ7基・防球ﾈｯﾄ240m・倉庫1基 ﾊﾞｯｸﾈｯﾄ2基・ｻｯｶｰｺﾞｰﾙ6基・ﾛｸﾞ風ﾄｲﾚ1基	細島観測所 水防団待機水位 1.3m	藤枝市 ｽﾎﾟｰﾂ振興課

第4章 予報及び警報

第1節 気象庁が行う予報及び警報

1．静岡地方気象台が発表もしくは伝達する注意報及び警報

静岡気象台長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を中部地方整備局長及び静岡県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き一般の利用に適合する注意報及び警報をもって代える。

発表する注意報、警報の種類及び発表基準は、次のとおりである。

なお、特別警報は、一般の利用に適合する警報として行われるもので、水防活動用の特別警報は設けられていない。

種　類			発　表　基　準
注意報・警報	水防活動の利用に適合するもの	大雨注意報	大雨によって災害が起こる恐れがあると予想された場合 具体的には表.4-1の条件に該当する場合である
		洪水注意報	洪水によって災害が起こる恐れがあると予想された場合 具体的には表.4-2の条件に該当する場合である
		大雨警報	大雨によって重大な災害が起こる恐れがあると予想された場合 具体的には表.4-3の条件に該当する場合である
		洪水警報	洪水によって重大な災害が起こる恐れがあると予想された場合 具体的には表.4-4の条件に該当する場合である

表4-1. 大雨注意報の発表基準

市町等をまとめた地域	市町等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
中部南	藤枝市	14	91

表.4-2 洪水注意報の発表基準

市町等をまとめた地域	市町等	流域雨量指数基準	複合基準
中部南	藤枝市	栃山川流域=3.1，葉梨川流域=12.2，朝比奈川流域=15.5	葉梨川流域=(6，12.2)，瀬戸川流域=(6，18.4)，朝比奈川流域=(10，15.5)

表.4-3 大雨警報の発表基準

市町等をまとめた地域	市町等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
中部南	藤枝市	24	143

表.4-4 洪水警報の発表基準

市町等をまとめた地域	市町等	流域雨量指数基準	複合基準
中部南	藤枝市	栃山川流域=3.9，葉梨川流域=15.3，朝比奈川流域=21.5	朝比奈川流域=(10，17.4)

大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

（1）表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。

（2）土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示す。

（3）洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。

（4）洪水の欄中、複合基準は（表面雨量指数基準，流域雨量指数基準）の組み合わせによる基準値を表す。

＜参考＞

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km 四方の領域ごとに算出する。

表面雨量指数：表面雨量指数は短時間強雨による浸水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km 四方の領域ごとに算出する。

2．特別警報(参考)

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）(表.4-5)をする。また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

表.4-5 静岡地方気象台発表の特別警報の発表基準

種 類	発 表 基 準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

3．警報等の伝達経路及び手段

① 気象等の注意報及び警報伝達等系統

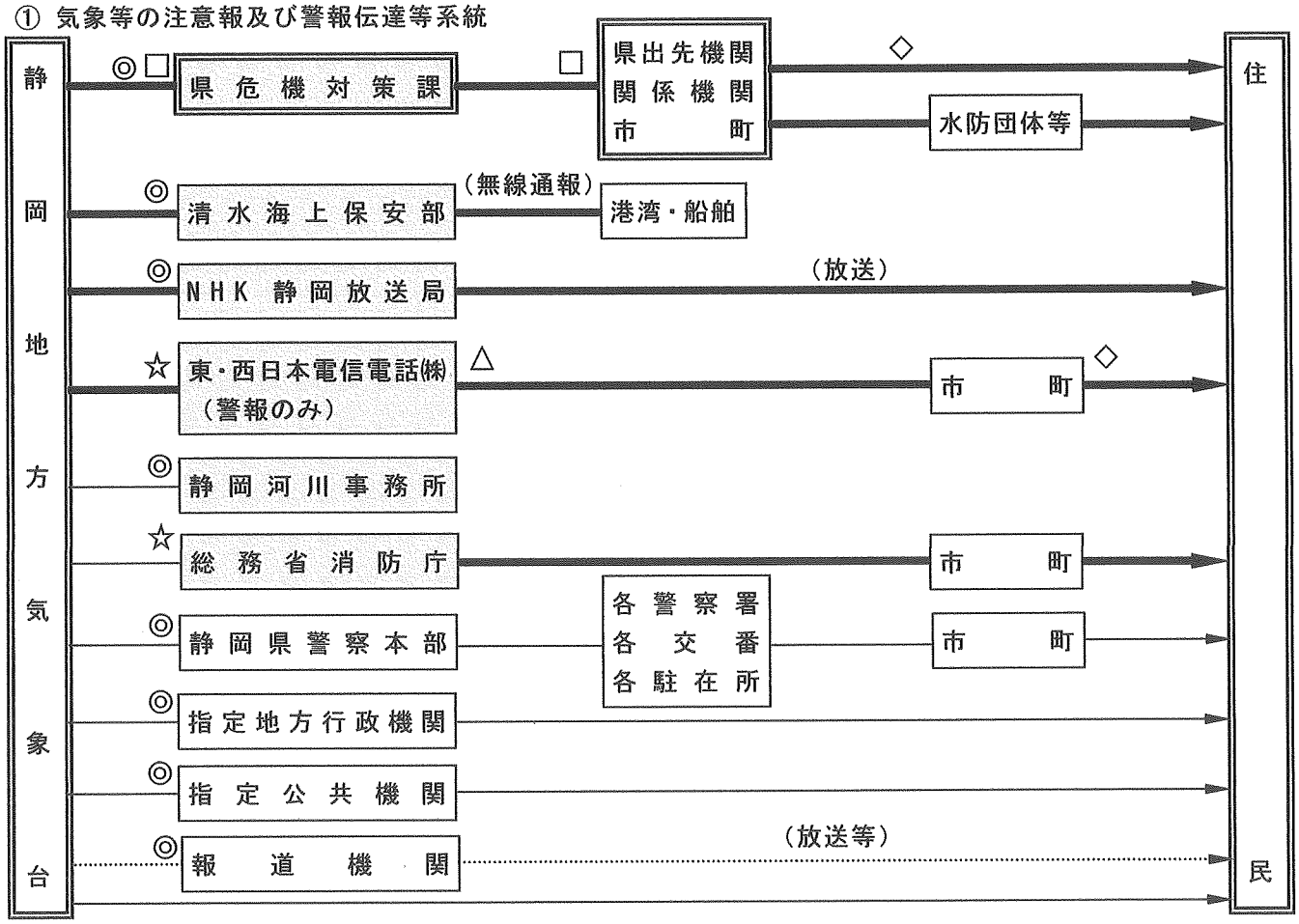

法令（気象業務法等）による通知系統

法令（気象業務法等）による公衆への周知依頼及び周知系統

地域防災計画、行政協定による伝達系統

法令により気象官署から警報事項を受領する機関（警報のみ伝達確認を行う機関）

◎防災情報提供システム
△加入電話・FAX
☆オンライン
□県防災行政無線
◇市町防災無線

4．通信途絶時の注意報及び警報等伝達代替経路

障害等により、通常の通信経路が途絶した場合は、あらかじめ定めた障害時用加入ＦＡＸへ伝達する。

このＦＡＸも途絶した場合は、状況により可能な範囲で県防災行政無線、加入電話、その他機関の相互協力により伝達に努める。

5．措置

静岡県水防本部を組織する各部、各班、方面本部及び地方機関並びに藤枝市は、洪水予報、水防警報又は静岡地方気象台の発表する気象、水象予警報の伝達を受けた場合は、速やかに「静岡県水防本部の規定」に基づき当該情報を伝達し、必要な措置をとるものとする。

第２節　洪水予報河川における洪水予報

１．　国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置

国土交通大臣が指定した河川（大井川）について気象庁長官と共同して国土交通大臣が行う洪水予報を、次に示す計画に基づき水位を示して発表する。

大井川洪水予報計画

（1）洪水予報を行う河川名及びその区域　　平成１２年３月３１日 運輸省・建設省 告示第１号

河川名	区域
大井川	左岸　静岡県島田市鵜網字孫作三十四番三地先から海まで
	右岸　静岡県島田市神尾字鎧三百四十九番一地先から海まで

（2）洪水予報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	地先名	位置	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）
大井川	神座	静岡県島田市神座	左岸河口より 23.49km	2.00m	2.60m	3.20m
	細島	静岡県島田市細島	左岸河口より 10.03km	1.70m	2.70m	3.30m

（3）洪水予報発表者

河川名	担当官署	発表責任者
大井川	静岡河川事務所 静岡地方気象台	静岡河川事務所長 静岡地方気象台長

（4）洪水予報の発表及び解除の基準

種類	発表基準	摘要
氾濫注意情報（洪水注意報）（警戒レベル２相当）	基準地点の水位が氾濫注意水位（レベル２水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなったと認められるとき静岡河川事務所と静岡地方気象台が協議の上決定する
氾濫警戒情報（洪水警報）（警戒レベル３相当）	基準地点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位（レベル４水位）に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位（レベル３水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	同上
氾濫危険情報（洪水警報）（警戒レベル４相当）	基準地点の水位が、氾濫危険水位（レベル４水位）に到達したとき	
氾濫発生情報（洪水警報）（警戒レベル５相当）	堤防からの越水または破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき	
	洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する	

（5）洪水予報の発表形式

迅速・確実な洪水予報を発表するため、オンラインシステムを整備し、洪水予報文の作成を行う。このシステムにより作成される洪水予報文が、静岡県水防計画書資料編様式１（P149～P166）となり、通常はこの形式で発表される。

オンラインシステムに不具合が生じた場合、ＦＡＸ等の伝達機器が使用できない場合等に電話等により伝達することが必要となる。

（6）洪水予報の通知

河川名	発報担当者	受報担当者	連絡方法
大井川	静岡河川事務所長	河川砂防局長	加入電話
	静岡地方気象台長	危機対策課長	防災情報提供システム

発報担当者より受報担当者へ通知することによって、国土交通大臣及び気象庁長官から、静岡県知事への通知にかえるものとする。

（7）洪水予報連絡系統図

洪水予報の通知は、基本的にＦＡＸで通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。

藤枝市水防本部からは電話で志太消防本部へ連絡し、住民等へは同時通報用無線等で周知する。

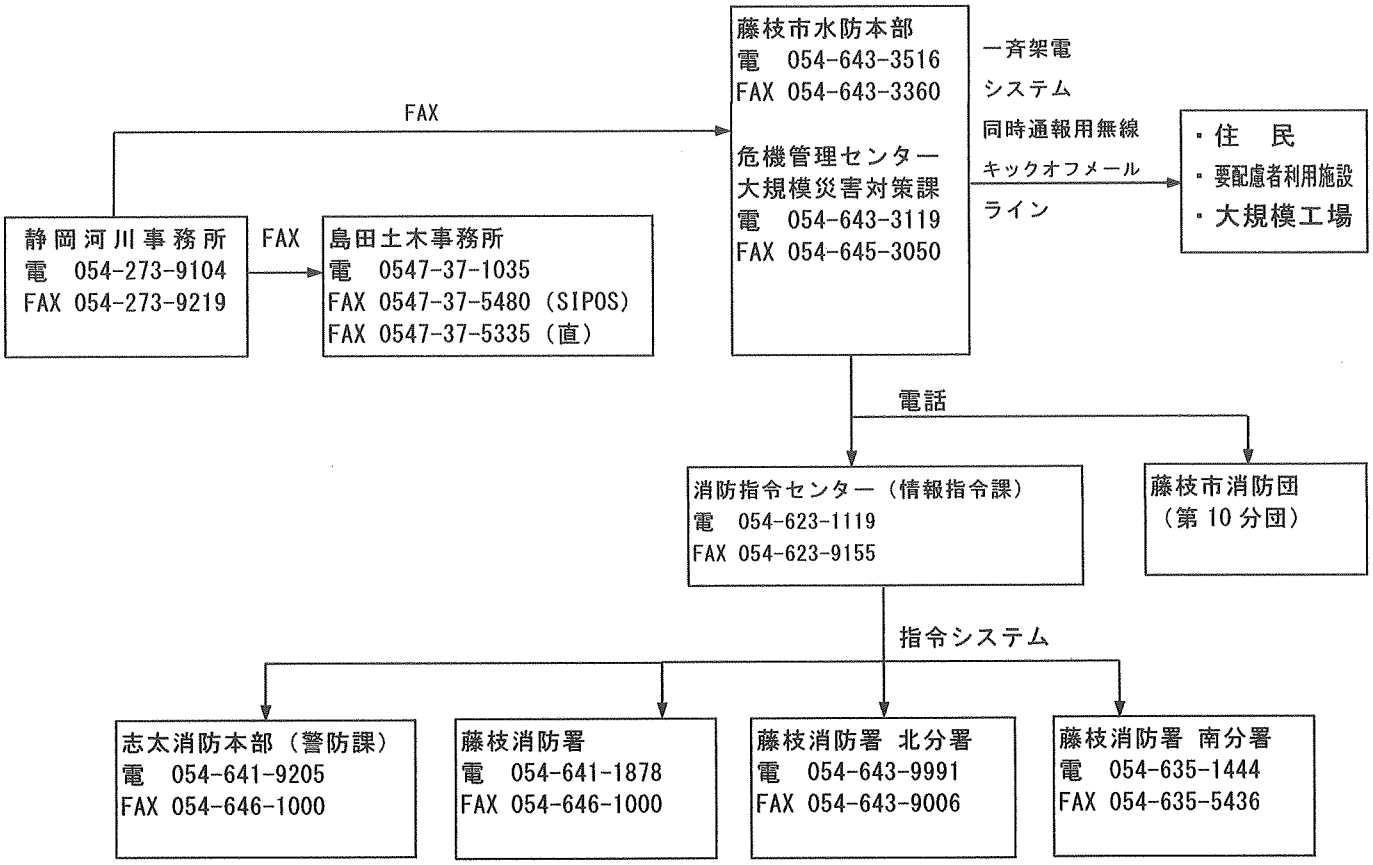

＜静岡県水防計画書より大井川洪水予報連絡系統図抜粋＞

・ 大井川「洪水予報」連絡系統図

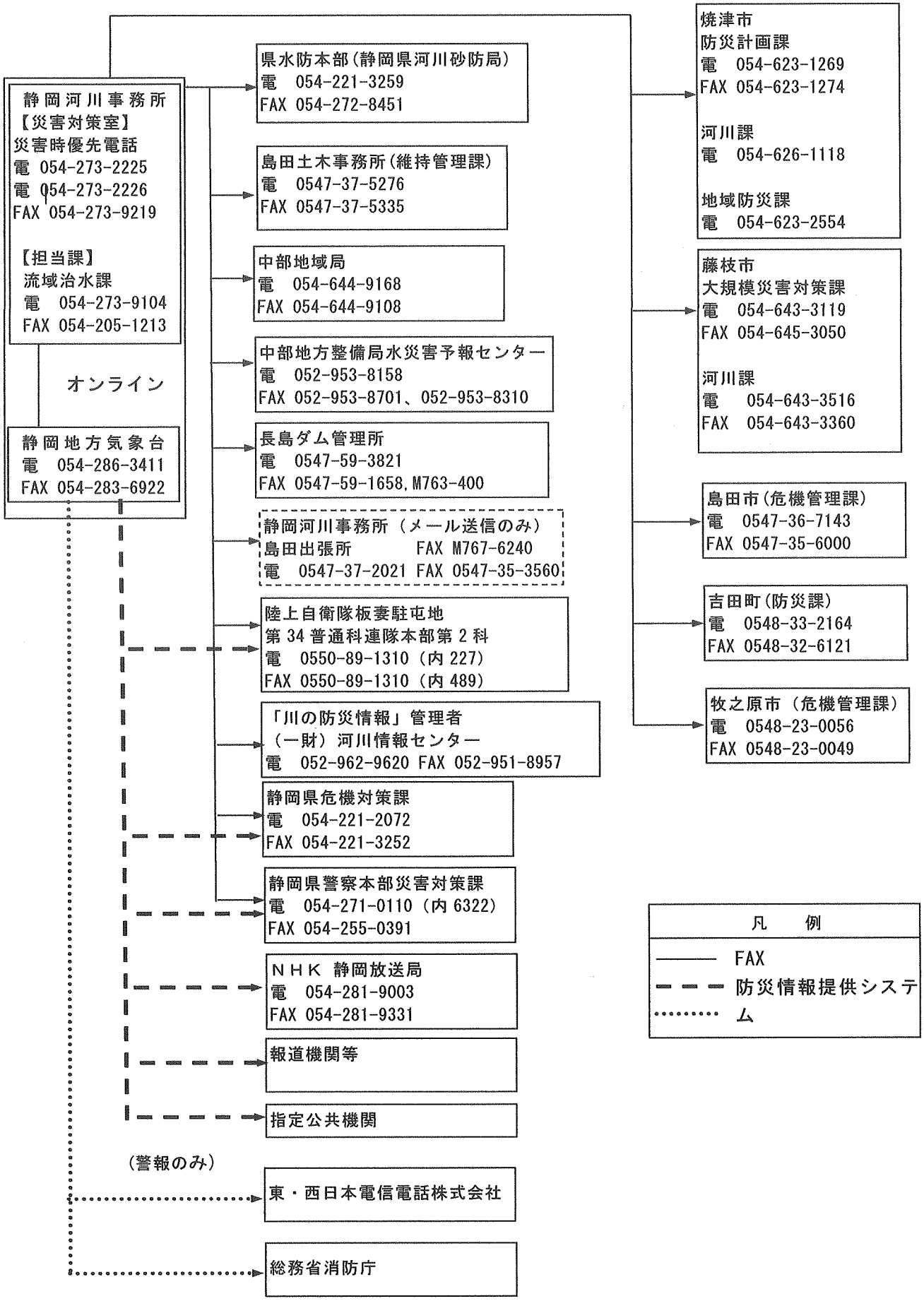

表. 4-6 報道機関電話番号

報道機関名	NHK（静岡放送局）	SBS（静岡放送）	SATV（静岡朝日テレビ）	SDT（静岡第一テレビ）	SUT（テレビ静岡）	K-MIX（静岡エフエム）	静岡新聞
電話番号	054-281-9003	054-284-8950	054-251-3301	054-283-6515	054-261-6115	053-401-1520	054-283-0683
FAX 番号	054-281-9331	054-284-8959	054-251-4120	054-283-6509	054-263-6111	053-457-1174	054-286-5944

表. 4-7 指定公共機関電話番号

指定公共機関名	東海旅客鉄道㈱ 静岡支社
電話番号	054-284-2226
FAX 番号	054-287-5282

2. 静岡県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置

静岡県知事が指定した河川（瀬戸川水系瀬戸川・朝比奈川）について気象庁長官と共同して静岡県知事が行う洪水予報を、次に示す計画に基づき水位を示して発表する。

瀬戸川水系瀬戸川・朝比奈川洪水予報計画

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

水系名	河川名	区域
瀬戸川水系	瀬戸川	左岸　静岡県藤枝市音羽町二丁目金吹橋から海まで
		右岸　静岡県藤枝市堀之内一丁目金吹橋から海まで
	朝比奈川	左岸　静岡県藤枝市岡部町岡部地先岡部川合流点から瀬戸川合流点まで
		右岸　静岡県藤枝市岡部町村良村良下橋から瀬戸川合流点まで

(2) 洪水予報の対象となる水位観測所

水系名	河川名	観測所名	地先名	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）
瀬戸川水系	瀬戸川	勝草橋	静岡県藤枝市志太三丁目官有無番地	2.00m	2.25m	2.60m
	朝比奈川	横内橋	静岡県藤枝市横内字鰯ヶ久官有無番地	2.50m	2.80m	3.40m

(3) 洪水予報発表者

水系名	担当官署	発表責任者
瀬戸川水系	島田土木事務所 静岡地方気象台	島田土木事務所長 静岡地方気象台長

(4) 洪水予報の発表及び解除の基準

種類	発表基準	摘要
氾濫注意情報（洪水注意報）（警戒レベル２相当）	基準地点の水位が氾濫注意水位（レベル２水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなったと認められるとき島田土木事務所と静岡地方気象台が協議の上決定する
氾濫警戒情報（洪水警報）（警戒レベル３相当）	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（レベル４水位）に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位（レベル３水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	同上

氾濫危険情報 （洪水警報） （警戒レベル４相当）	基準地点の水位が、氾濫危険水位（レベル４水位）に到達したとき	
氾濫発生情報 （洪水警報） （警戒レベル５相当）	堤防からの越水または破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき	
	洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する	

（5）洪水予報の発表形式

迅速・確実な洪水予報を発表するため、オンラインシステムを整備し、洪水予報文の作成を行う。このシステムにより作成される洪水予報文が、静岡県水防計画書資料編様式２（P166～P182）となり、通常はこの形式で発表される。オンラインシステムに不具合が生じた場合、ＦＡＸ等の伝達機器が使用できない場合等に電話等により伝達することが必要となる。

（6）洪水予報の通知

水系名	発報担当者	受報担当者	連絡方法
瀬戸川水系	島田土木事務所長	河川砂防局長	加入電話
	静岡地方気象台長	危機対策課長	防災情報提供システム

発報担当者より受報担当者へ通知することによって、静岡県知事（島田土木事務所長）及び気象庁長官から、静岡県知事への通知にかえるものとする。

（7）　洪水予報連絡系統図

洪水予報の通知は、基本的にＦＡＸで通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。

藤枝市水防本部からは電話で消防本部へ連絡し、住民等へは同時通報用無線等で周知する。

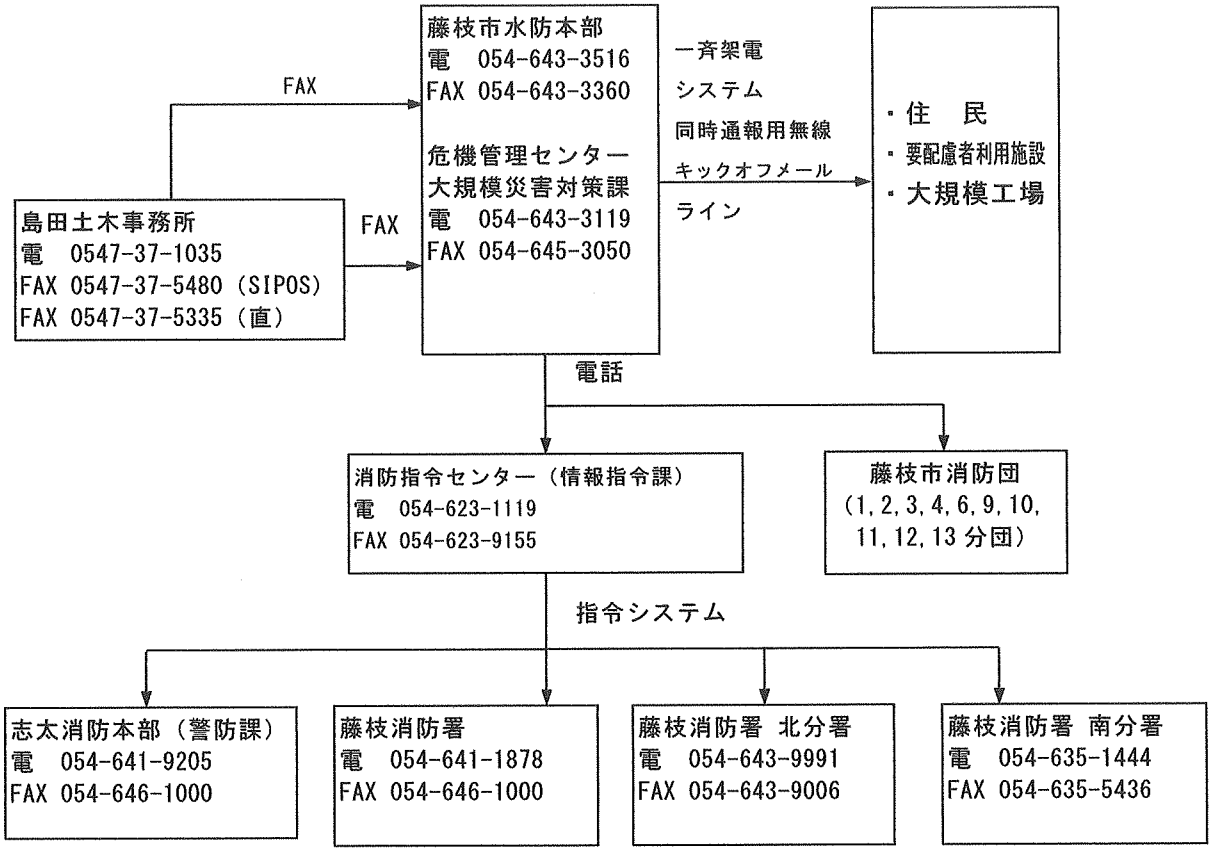

＜静岡県水防計画書より瀬戸川水系瀬戸川・朝比奈川洪水予報連絡系統図抜粋＞

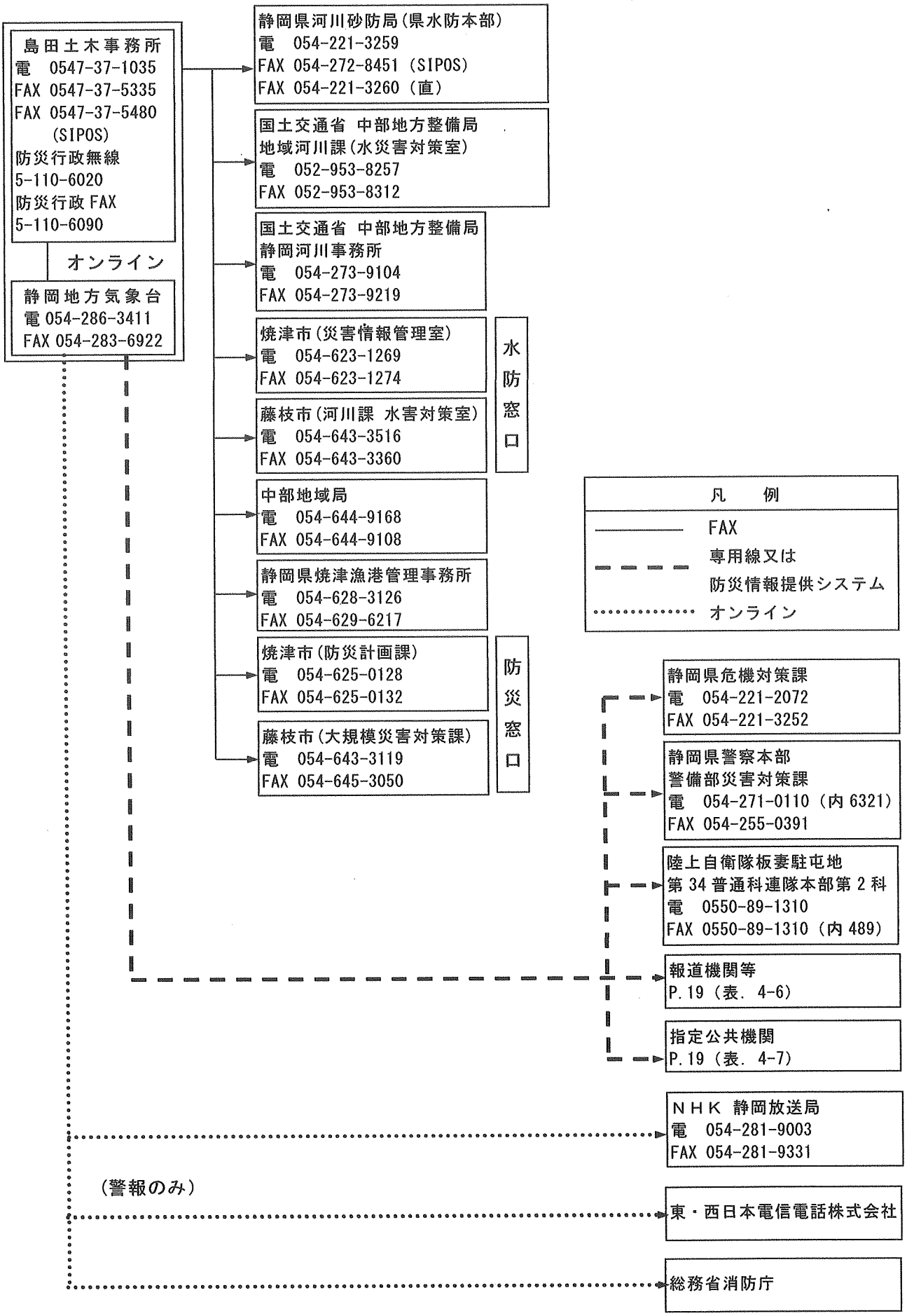

第３節 水位周知河川における水位到達情報

１．静岡県知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知

静岡県知事は、静岡県知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して藤枝市長及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、静岡県知事が指定した河川について通知をした静岡県知事は、避難のための立退きの勧告または指示の判断に資するため、藤枝市長にその通知に係る事項を通知するものとする。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

瀬戸川水系葉梨川・栃山川水系栃山川・大井川水系大津谷川

(1) 水位到達情報を通知及び周知する河川名及びその区域

水系名	河川名	区域	区域延長
瀬戸川	支川（葉梨川）	左岸 藤枝市上藪田市道橋付近～朝比奈川合流点まで 右岸 藤枝市上藪田市道橋付近～朝比奈川合流点まで	5,550m
栃山川	幹川	左岸 藤枝市末広東光寺谷川合流点～海まで 右岸 藤枝市青南町東光寺谷川合流点～海まで	9,800m
大井川	支川（大津谷川）	左岸 島田市落合尾川合流点～大井川合流点 右岸 島田市落合尾川合流点～大井川合流点	5,750m

(2) 水位到達情報を通知及び周知する河川の対象水位観測所

水系名	河川名	観測所名	所在地	位置	水防団待機（通報）水位	氾濫注意（警戒）水位	避難判断水位	氾濫危険（洪水特別警戒）水位	既往最高水位	現況堤防高	堤内地地盤高
瀬戸川	支川（葉梨川）	八幡橋	藤枝市鬼島	本川合流点から2.0km	2.70m	3.00m	3.40m	3.96m	4.00m	左 6.21m 右 5.81m	左 2.87m 右 4.25m
栃山川	幹線	新道橋	焼津市大島	河口から3.33km	1.30m	2.10m	2.40m	2.92m	2.24m	左 4.82m 右 4.74m	左 2.82m 右 4.38m
大井川	支川（大津谷川）	栃山橋	島田市阿知ケ谷	本川合流点から2.6km	1.10m	1.79m	2.06m	2.24m	2.39m	左 48.43m 右 48.95m	左 45.91m 右 45.98m

(3) 避難判断水位到達情報の通知

河川名		発報担当者	受報担当者
瀬戸川	支川（葉梨川）	島田土木事務所長	藤枝市長
栃山川	幹線		

注1) 発報担当者より受報担当者に通知することによって、静岡県知事より水防に関係のある機関への通知に代えるものとする。

注2) 避難判断水位は、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達までに避難所の開設が必要で、かつ氾濫注意水位以上の水位設定が可能な河川で設定する。
なお、避難判断水位が設定されていない河川でも、氾濫注意水位（警戒水位）の超過、大雨警報の発表及び今後の降雨予測等、状況に応じて高齢者等避難が発表される。

(4) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の基準

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）は、氾濫注意水位（警戒水位）を越える水位であって、計画高水位、若しくは基準観測所において当該水位の基準観測所換算水位を観測時点から当該危険個所において越水又は溢水が発生するまでに、避難指示の発令、情報伝達及び避難を完了させることが可能となるよう、水位上昇速度及び避難等に要する時間（リードタイム）を考慮して設定した水位の低いほうの水位であり、この水位に達したときは「水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない」（法第13条）。水防管理者（藤枝市長）において、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達した情報は、「災害の発生を特に警戒すべき水位」として住民の避難等に資する洪水情報となる。

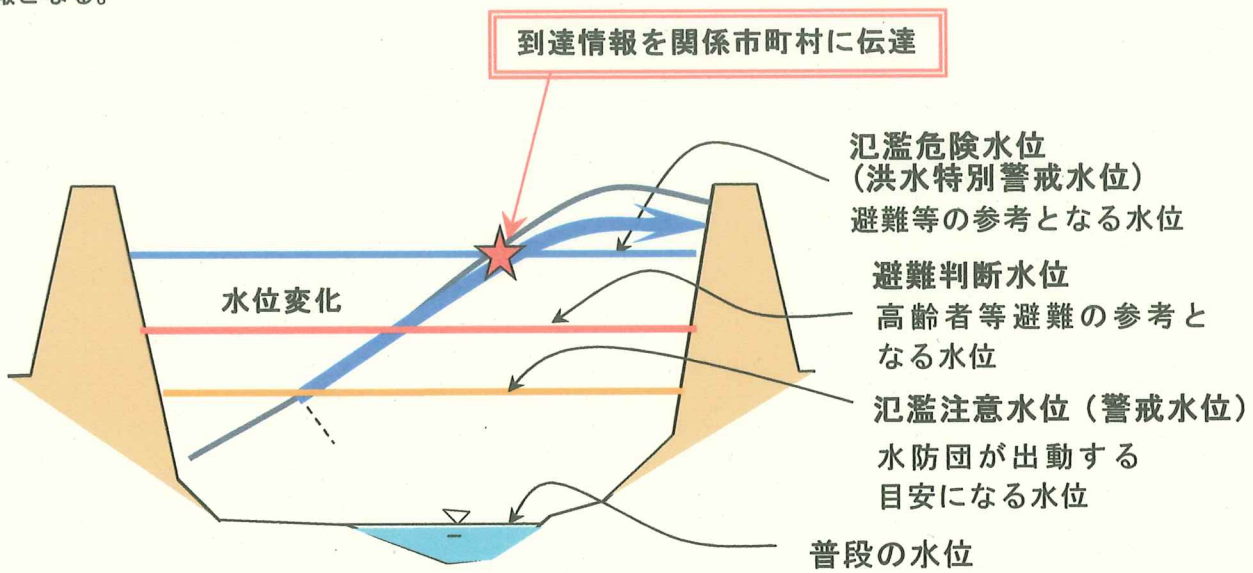

静岡県の氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の設定

(5) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報の通知

静岡県水防計画書資料編様式１０（P194）により、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達した旨の水位到達情報を通知する。また、必要に応じて補足情報を明示して情報提供する。

(6) 水位到達情報連絡系統図

水位到達情報の通知は、基本的にＦＡＸで通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。

藤枝市水防本部からは電話で消防本部へ連絡し、住民等へは同時通報用無線等で周知する。

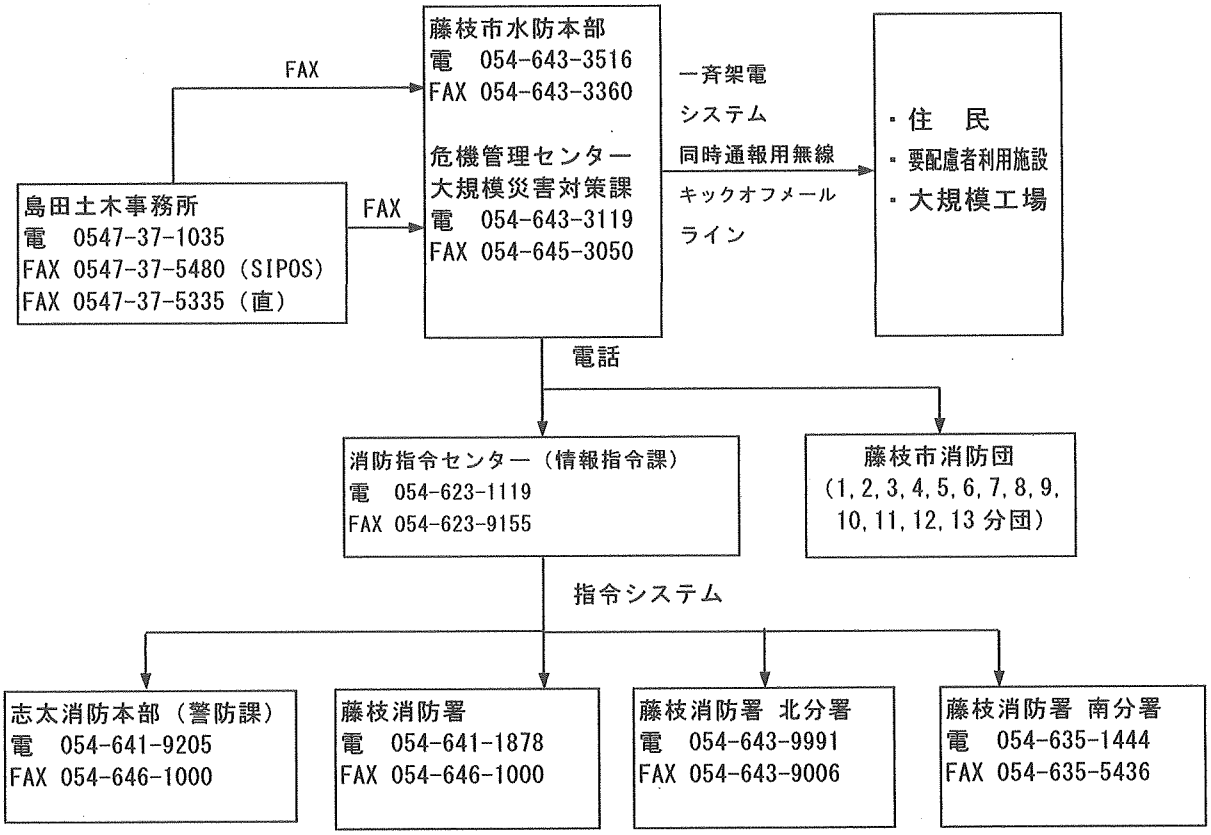

＜静岡県水防計画書より島田土木事務所管内河川の水位到達情報連絡系統図抜粋＞

水位到達情報の通知は、基本的にＦＡＸで通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。

第4節　水防警報

1．国土交通大臣が行う水防警報とその措置

国土交通大臣が指定した河川についての水防警報の発表は、静岡河川事務所長が行うものとし、次に示す計画に基づき、水位を示して、水防上の警報を発表する。

(1)水防警報を行う河川名及び区域

河川名	水防警報計画名	区域		区域延長
大井川	大井川水防警報計画	幹川	左岸　静岡県島田市鵜網字孫作三十四番三地先から海まで 右岸　静岡県島田市神尾字鎧三百四十九番一地先から海まで	24,820m

(2)水防警報の対象水位観測所

河川名	観測所名	所在地	位置	水防団待機(指定)水位	氾濫注意(警戒)水位	出動水位	避難判断水位	氾濫危険(洪水特別警戒)水位	計画高水位	現況堤防高	堤内地地盤高
大井川	神座	静岡県島田市神座	左岸河口から23.49km	0.90m	2.00m	2.60m	2.60m	3.20m	6.45m	左山付 右4.0m	左山付 右3.1m
	細島	島田市細島	右岸河口から10.03km	1.30m	1.70m	2.20m	2.70m	3.30m	4.99m	左7.1m 右6.8m	左4.6m 右3.6m

(3)水防警報発報者

河川名	発報担当者	受報担当者	関係水防管理団体
大井川	静岡河川事務所長	島田土木事務所長 河川砂防局長	焼津市、藤枝市、島田市、吉田町、牧之原市

発報担当者より、受報担当者に通知することによって、国土交通大臣から静岡県知事への通知に代えるものとする。

(4)水位の種類

水位の種類・内容については資料編第4表（P66-P68）に示すとおりである。

(5) 水防警報の種類及び発表

水防警報の種類、内容及び発表基準(中部地方整備局)

種類	内容	発表基準
準備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、幹部の出動等に対するもの	水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき
出動	水防団員の出動を通知するもの	水位が出動水位に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき

解　除	水防活動の終了を通知するもの	水位が氾濫注意水位(警戒水位)を下廻り、水防作業の必要がなくなったとき
情　報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの	適宜

(6) 水防警報連絡系統図

水防警報の通知は、基本的にＦＡＸで通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。

藤枝市水防本部からは電話で志太消防本部へ連絡し、住民へは同時通報用無線で周知する。

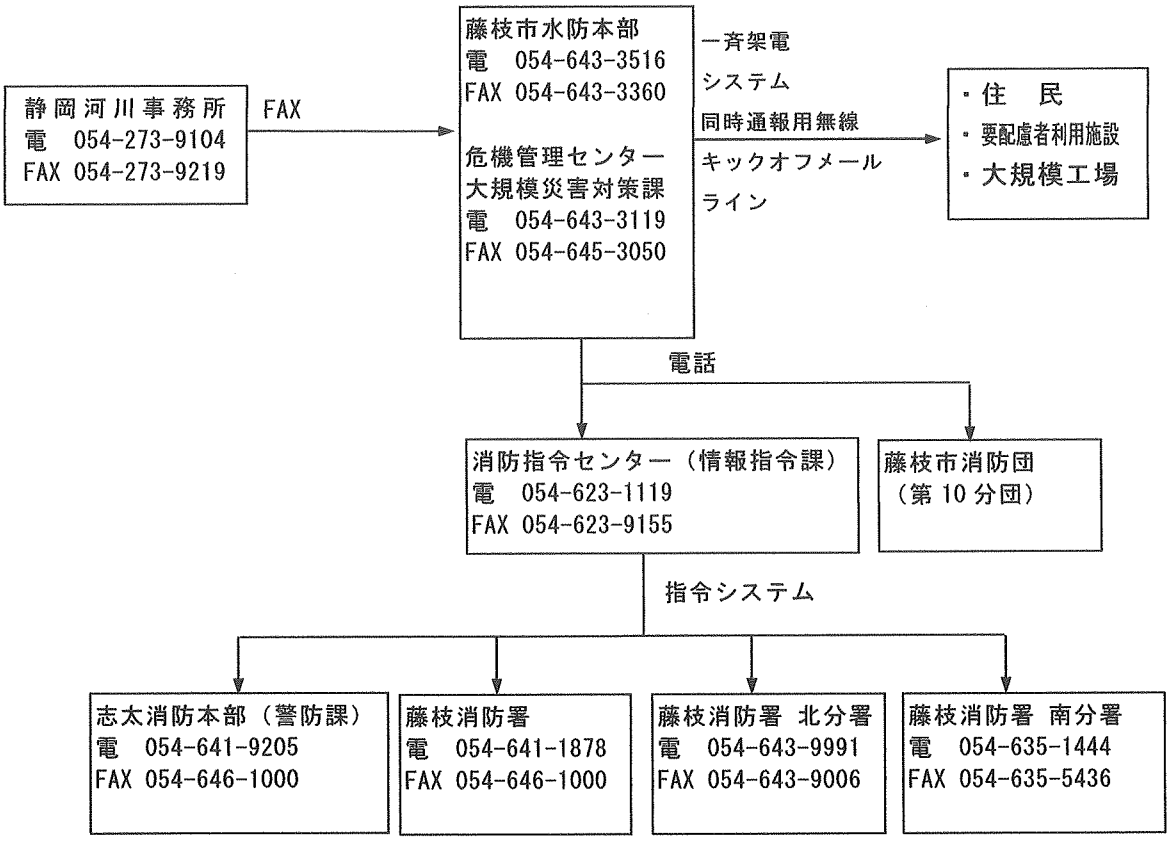

＜静岡県水防計画書より大井川水防警報連絡系統図抜粋＞

水防警報の伝達方法は、基本的にＦＡＸにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

・ 大井川「水防警報」連絡系統図

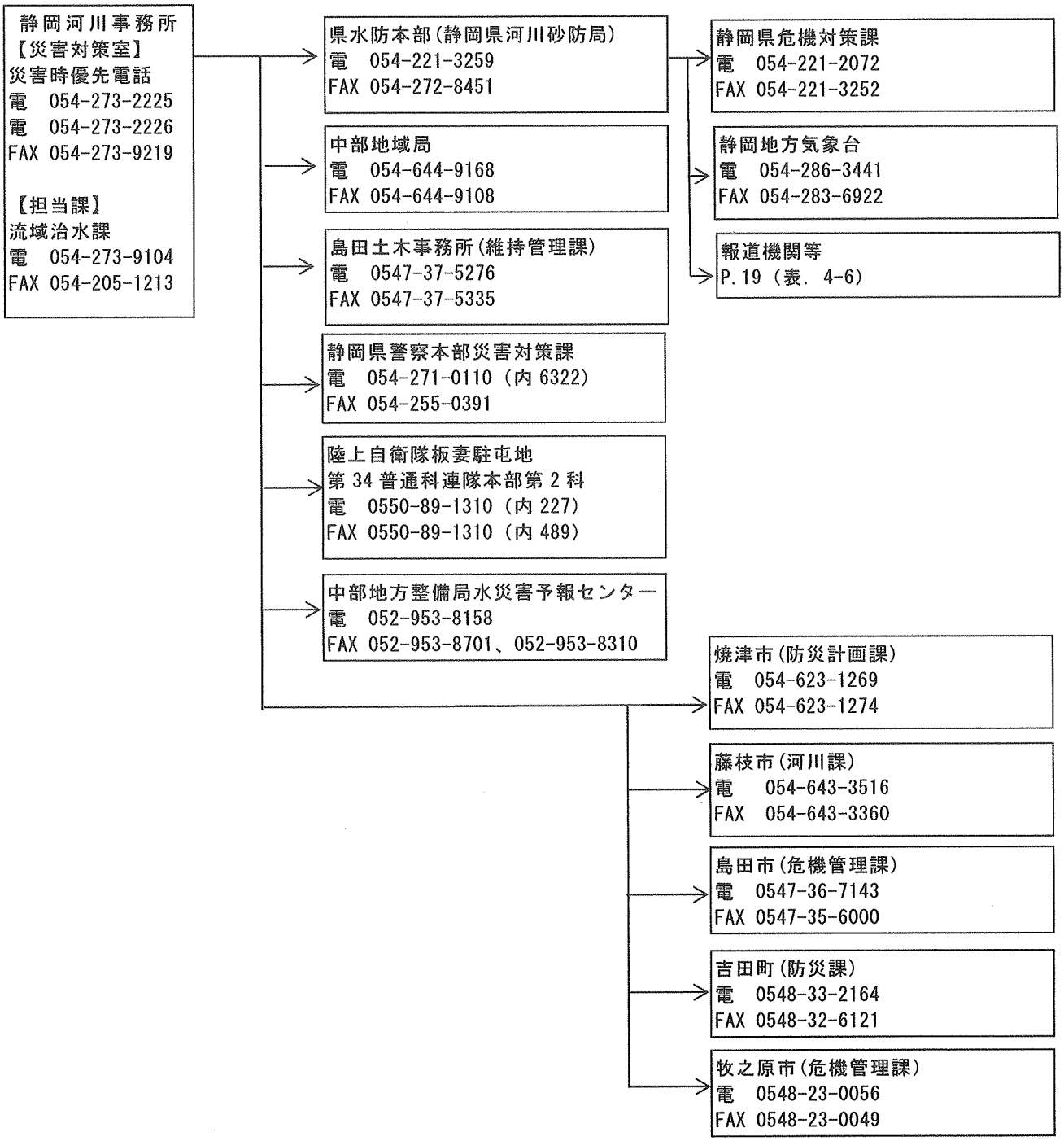

表.4-8 報道機関電話番号

報道機関名	NHK（静岡放送局）	SBS（静岡放送）	SATV（静岡朝日テレビ）	SDT（静岡第一テレビ）	SUT（テレビ静岡）	K-MIX（静岡エフエム）	静岡新聞
電話番号	054-281-9003	054-284-8950	054-251-3301	054-283-6515	054-261-6115	053-401-1520	054-283-0683
FAX 番号	054-281-9331	054-284-8959	054-251-4120	054-283-6509	054-263-6111	053-457-1174	054-286-5944

(8) 水防警報の伝達用紙

水防警報の伝達を行う場合の様式は静岡県水防計画書資料編様式３（P183）を使用する。

２．静岡県知事が行う水防警報とその措置

静岡県知事指定水防警報河川

静岡県知事が指定した河川についての水防警報の発表は、瀬戸川（支川朝比奈川を含む）についてそれぞれ島田土木事務所長が行うものとし、次に示す計画に基づき水位、流量等を示して水防上の警報を発表する。

１．　水防警報計画

(1) 水防警報を行う河川名及びその区域

水防警報計画名	河川名	区域		区域延長
瀬戸川水防警報計画	瀬戸川	幹川	左岸 藤枝市音羽町２丁目２７の３から海まで 右岸 藤枝市堀之内１丁目８の４から海まで	10,290m
		支川（朝比奈川）	左岸 藤枝市岡部町子持坂村良下橋から幹川合流点まで 右岸 藤枝市岡部町村良村良下橋から幹川合流点まで	6,680m

(2) 水防警報対象水位観測所及び水防警報の通知

河川名		観測所名	事務所名	所在地	位置	水防団待機（指定）水位	氾濫注意（警戒）水位	避難判断（特別警戒）水位	既往最高水位	現況堤防高	堤内地盤高
瀬戸川	幹川	勝草橋	島田土木	藤枝市志太三丁目	河口から8.25km	1.50m	2.00m	2.25m	2.60m	左5.1m 右5.8m	左5.1m 右4.3m
		入江橋	〃	焼津市駅北四丁目	河口から1.4km	2.10m	2.70m		5.87m	左7.9m 右8.3m	左3.6m 右3.6m
	支川（朝比奈川）	横内橋	〃	藤枝市横内	合流点から3.7km	1.80m	2.50m	2.80m	4.50m	左4.6m 右4.6m	左3.0m 右2.7m

(3) 水防警報発報者

河川名		発表担当者	受報担当者
瀬戸川	幹川	島田土木事務所長	藤枝市長
	支川（朝比奈川）	島田土木事務所長	藤枝市長

発報担当者より、受報担当者に通知することによって、静岡県知事より水防に関係のある機関への通知に代えるものとする。

(4) 水位の種類

水位の種類及び内容については資料編第４表（P66-P68）に示すとおりである。

(5) 水防警報発令及び解除の基準

静岡県水防警報発令及び解除の基準

種　類	内　容	発表基準
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、なお上昇の恐れがありかつ出動の必要が予測されるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超え、なお上昇して出動の必要を認めるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの	氾濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき、又は、氾濫注意水位(警戒水位)以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき
情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの	気象予警報及び河川状況により、特に必要と認めるとき

(6) 水防警報を発表しない場合の処置

理由を付し関係者に通知する。

(7) 水防警報連絡系統図

水防警報の通知は、基本的にＦＡＸで通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。

藤枝市水防本部からは電話で志太消防本部へ連絡し、住民へは同時通報用無線で周知する。

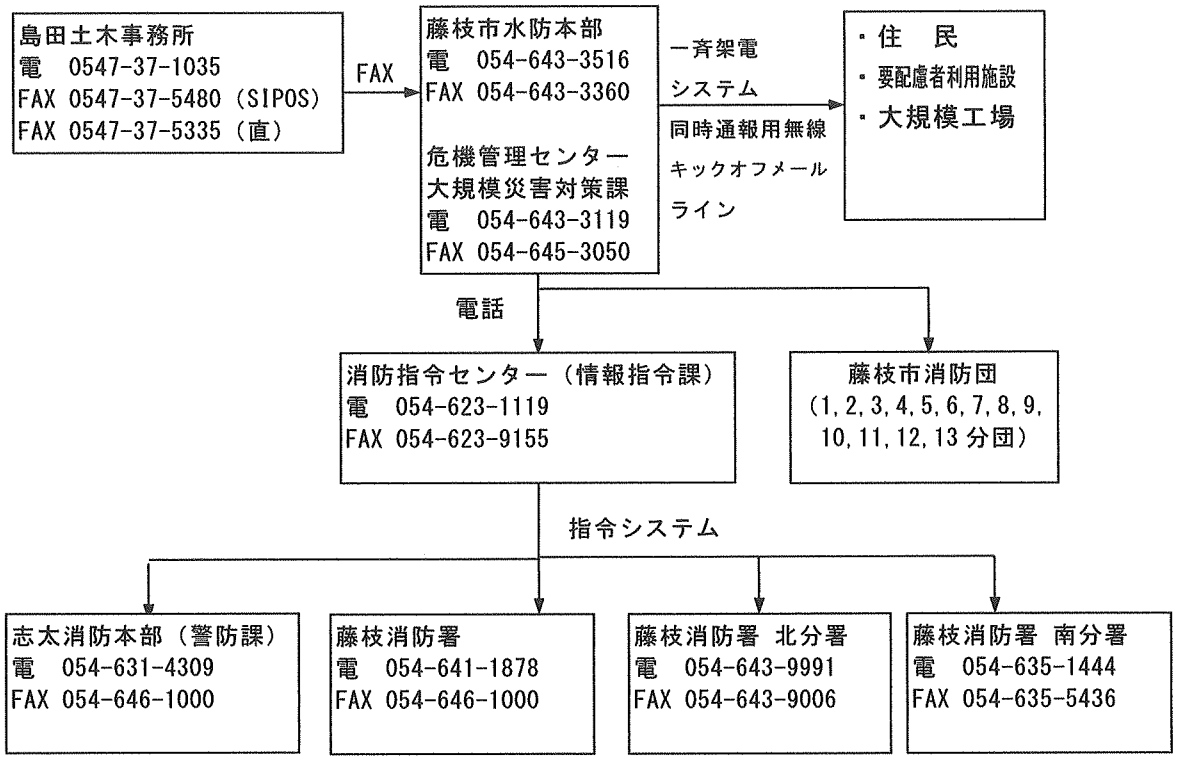

＜静岡県水防計画書より瀬戸川水防警報連絡系統図（支川朝比奈川を含む）抜粋＞

水防警報の伝達方法は、基本的にＦＡＸにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

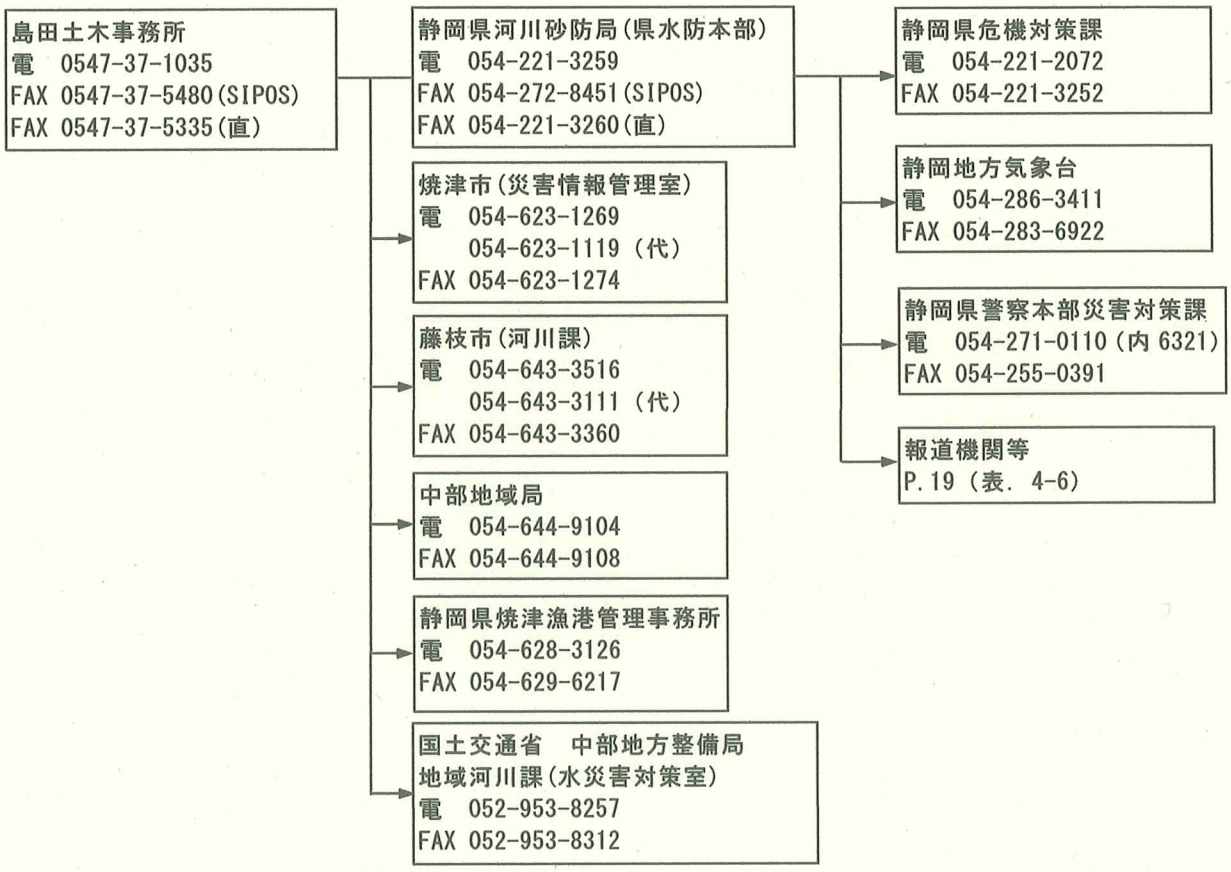

(8) 水防警報の伝達用紙

水防警報の伝達を行う場合の様式は静岡県水防計画書資料編様式 4-1（P187）を使用する。

第５章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位については、以下のホームページでパソコンや携帯電話から確認することができる。

第１節　気象観測

１．静岡県土木総合防災情報システム（通称:SIPOS）

（１）静岡県のホームページや交通基盤部サイトでアクセス

（２）直接ＵＲＬにアクセス

http://sipos.pref.shizuoka.jp/

（３）携帯電話ＵＲＬ　http://sipos.shizuoka2.jp/m/　（携帯電話共通）

２.川の防災情報、川の水位情報（国土交通省）

（財）河川情報センターがインターネットで配信している、各種防災情報提供システムを活用する。

・「川の防災情報」
（一般向け）　https://www.river.go.jp
（防災担当者向け）https://city.river.go.jp/kawabou/cityLogin.do
・「川の水位情報」　https://k.river.go.jp
XRAIN-GIS　https://www.river.go.jp/kawabou/

３.防災情報提供システム（気象庁）

気象庁がインターネットで配信している、各種防災情報提供システムを活用する。

・「防災情報提供システム」
（防災担当者向け）https://www.jma.go.jp/

４.ＸＲＡＩＮ－ＧＩＳ（国土交通省）

国土交通省がインターネット配信している、局所的な雨量をリアルタイムで観測するＸＲＡＩＮの雨量情報を雨量監視に活用する。

ＵＲＬ　http://www.river.go.jp/kawabou/

５.水防対策支援サービス（株式会社　ウェザーニューズ）

藤枝市と委託契約を締結した㈱ウェザーニューズが提供する、藤枝市に特化した水防活動用情報を活用する。

・「水防対策支援サービス」
（防災担当者向けPC版）https://action-pa.wni.co.jp/
（　〃　スマートフォン版）https://action-pa.wni.co.jp/s/

第２節　雨量の観測

藤枝市の雨量観測所及び情報収集は次のとおりである。

備考：（　）はテレメータ観測開始年月日

観測所名	流域 河川名	位置		観測者名 TEL	観測開始 年月日	既往最大 日雨量 (mm)	摘要
		市町	大字				

藤枝市役所	瀬戸川	藤枝市	岡出山一丁目	藤枝市職員 054-643-3111	S48. 8.30	289.5	水防対策支援サービス
テレメータ 島田	大井川	島田市	道悦五丁目	島田土木事務所 職員（テレ） 0547-37-1035	S13. 1. 1 (S60. 4. 1)	434.0	サイポス
テレメータ 藤枝	瀬戸川	藤枝市	瀬戸新屋	〃	S57. 4. 1 (S60. 4. 1)	399.0	サイポス
テレメータ 瀬戸谷	〃	〃	滝沢	〃	S38.10.22 (S54.10. 1)	377.0	サイポス
テレメータ 高根山中継	〃	〃	瀬戸ノ谷 （蔵田）	静岡地方気象台職員 054-286-3521	S42. 9. 2	479.0	川の防災情報
岡部支所	岡部川	〃	岡部町 岡部	藤枝市職員 054-643-3111	S34.4.1		水防対策支援サービス
テレメータ 宮島	朝比奈川	〃	岡部町 宮島	島田土木事務所 職員（テレ） 0547-37-1035	(H7.2.1)	442.0	サイポス
青島南地区 交流センター	栃山川	〃	青葉町	藤枝市職員 054-643-3111	H22.8.3		水防対策支援サービス
葉梨西北 ポンプ場	葉梨川	〃	西方	藤枝市職員 054-643-3111	H30.4.1		水防対策支援サービス
大洲地区 交流センター	栃山川	〃	大洲	藤枝市職員 054-643-3111	〃		水防対策支援サービス

静岡県土木総合防災情報システム（通称：SIPOS）（http://www.sipos.pref.shizuoka.jp）

国土交通省「川の防災情報」（http://www.river.go.jp）「川の水位情報」（https://k.river.go.jp/）

水防対策支援サービス防災担当者向けPC版（https://action-pa.wni.co.jp/）

防災担当者向けスマートフォン版（https://action-pa.wni.co.jp/s/）

第３節　水位の観測

水位観測所及び情報収集は次のとおりである。

（１）静岡県所管水位観測所　　（　　）は暫定値

観測所名	流域 河川名	位置		水位				種別	観測区分
		市町	大字	水防団待機（通報）	氾濫注意（警戒）	避難判断	氾濫危険（危険）		
入江橋	瀬戸川	焼津市	駅北四丁目	2.10m	2.70m			(ﾃﾚ) 自記	定時 ｻｲﾎﾟｽ
勝草橋	〃	藤枝	志太三丁目	1.50m	2.00m	2.25m	2.60m	(〃) 〃	〃
助宗橋	〃	〃	助宗	(1.20m)	(1.90m)			(〃) 〃	〃
八幡橋	葉梨川	〃	鬼島	2.70m	3.00m	3.40m	3.96m	(〃) 〃	〃
横内橋	朝比奈川	〃	横内	1.80m	2.50m	2.80m	3.40m	(〃) 〃	〃
新道橋	栃山川	焼津	大島	1.30m	2.10m	2.40m	2.92m	(〃) 〃	〃

栃山橋	大津谷川	島田	阿知ケ谷	1.10m	1.79m	2.06m	2.24m	(〃) 〃	〃

静岡県土木総合防災情報システム（通称：SIPOS）で水位確認可　(http://www.sipos.pref.shizuoka.jp)

水防対策支援サービス防災担当者向けPC版（https://action-pa.wni.co.jp/)

防災担当者向けスマートフォン版（https://action-pa.wni.co.jp/s/)

（２）静岡県所管危機管理型水位観測所

観測所名	流域 河川名	位置		水位		観測開始 年月日	種別	管理者		公開
		市町	大字	観測開始	氾濫開始 相当			所属	電話	
寺前橋	市場川	藤枝	西方	45.20m	46.24m	H31.3.1	洪水時 (制御型)	島田土木	0547- 37-1035	○
問屋橋	内瀬戸谷川	〃	東町	19.55m	21.25m	H31.3.1	〃	〃	〃	○
貝立橋	岡部川	〃	岡部町 岡部	21.17m	22.98m	H31.1.1	常時 (自律型)	〃	〃	○

観測開始水位は情報提供を開始する水位、氾濫開始水位相当は水位計設置地点の河岸高(堤防高)を示す。

・「川の水位情報」ＵＲＬ　https://k.river.go.jp/

（３）国土交通省所管水位観測所

観測所名	流域 河川名	位置		水位				種別	観測 区分
		市町	大字	水防団 待機(指定)	氾濫注意 (警戒)	避難判断	氾濫危険 (危険)		
細島	大井川	島田	細島	1.30m	1.70m	2.70m	3.30m	(ﾃﾚ) 自記	定時

国土交通省「川の防災情報」で水位確認可　(http://www.river.go.jp)

水防対策支援サービス防災担当者向けPC版（https://action-pa.wni.co.jp/)

防災担当者向けスマートフォン版（https://action-pa.wni.co.jp/s/)

（４）藤枝市所管水位観測所（静岡県管理河川）

観測所名	流域 河川名	位置		水位	種別	観測 区分
		市町	大字	氾濫開始相当※		
殿橋	朝比奈川	藤枝	岡部町殿	6.05m	(ﾃﾚ) 自記	定時
井尻橋	葉梨川	〃	上藪田	4.85m	(〃) 〃	〃
土瑞橋	栃山川	〃	大東町	3.24m	(〃) 〃	〃
若宮橋	東光寺谷川	〃	上青島	3.79m	(〃) 〃	〃
水上八反田橋	内瀬戸谷川	〃	水上	2.76m	(〃) 〃	〃

上記表の観測所の水位情報は、（１）静岡県所管水位観測所の水位情報を補足するものである。
※氾濫開始水位相当は、水位計設置地点の河岸高(堤防高)を示す。

（５）藤枝市所管水位観測所（藤枝市管理河川）

観測所名	流　域 河川名	位　置		水　位	種別	観測 区分
		市　町	大　字	氾濫開始相当※		
新飯塚橋	(準)法の川	藤　枝	八　幡	3.12m	(ﾃﾚ) 自記	定時
女池ケ谷橋	(準)藤岡川	〃	藤岡三丁目	2.30m	(〃) 〃	〃
2019 号橋	(準)小石川	〃	築　地	1.72m	(〃) 〃	〃
2023 号橋	〃	〃	小石川町 四丁目	1.68m	(〃) 〃	〃
黒石橋	(準)黒石川	〃	兵太夫	1.71m	(〃) 〃	〃
2038 号橋	〃	〃	高柳三丁目	1.55m	(〃) 〃	〃
若王子大橋橋	(準)大溝川	〃	五十海二丁目	2.67m	(〃) 〃	〃
5030 号橋	(準)幡川	〃	八　幡	0.82m	(〃) 〃	〃
三輪向原桐川橋	(準)桐川	〃	岡部町三輪	2.37m	(〃) 〃	〃
5050 号橋	(準)藪田川	〃	高　田	2.09m	(〃) 〃	〃
新川橋	(準)花倉川	〃	下之郷	2.72m	(〃) 〃	〃
1062 号橋	(準)六間川	〃	田中二丁目	2.43m	(〃) 〃	〃
2078 号橋	(普)洗濯川	〃	高柳三丁目	1.06m	(〃) 〃	〃
－	(普)砂田川	〃	下当間	1.52m	(〃) 〃	〃

※氾濫開始水位相当は、水位計設置地点の河岸高(堤防高)を示す。

（６）藤枝市所管ライブカメラ（静岡県管理河川）

観測所名	流　域 河川名	位　置		種別	観測 区分
		市　町	大　字		
藤岡橋	葉梨川	藤　枝	藤岡一丁目	(ﾃﾚ) 自記	定時

（７）藤枝市所管ライブカメラ（藤枝市管理河川）

観測所名	流　域 河川名	位　置		種別	観測 区分
		市　町	大　字		
新飯塚橋	(準)法の川	藤　枝	八　幡	(ﾃﾚ) 自記	定時
黒石橋	(準)黒石川	〃	高　柳	(〃) 〃	〃

（８）欠測時の措置

①量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知する。

②欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて関係機関等に周知する。

第４節　土砂災害の観測

土砂災害における情報収集は次のとおりである。

情報種別	発表例	発　信　元 情報入手方法
【土砂災害警戒情報】 静岡県と静岡地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報後に土砂災害の発生の目安となる静岡県監視基準を超過する原則として２時間前に発表される。この情報の受信に基づき、藤枝市現地の状況も加味しつつ、土砂災害に対する避難指示等の検討や応急対策等を行うものとする。	 静岡県土砂災害警戒情報 第X号	静岡県　危機管理部 危機対策課 静岡県防災行政無線 FAX で受信
【気象庁の防災情報提供ｼｽﾃﾑ】 （土砂災害警戒判定メッシュ情報） 5km メッシュごとの地域の土砂災害の警戒レベルが、２時間先までの予測と実況で確認できる。この警戒レベルに基づき、藤枝市は避難指示等の発表の判断を行う参考とする。	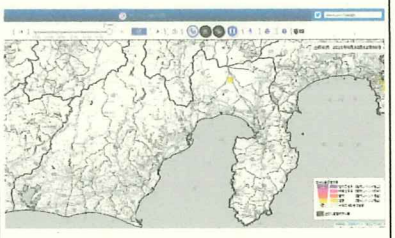	気象庁 気象庁の防災気象情報提供システムで閲覧 http://www.jma.go.jp/bosai/risk/
【静岡県の提供する補足情報】 土砂災害警戒情報の発表対象となった市町に対し、補足する情報をメールで送信される。	 静岡県土砂災害警戒情報第1号を補足する情報 土砂災害警戒情報が発表されました!!!	静岡県砂防課 河川課専用メールで受信
【静岡県土砂災害警戒情報補足情報配信システム】 1km メッシュにおける危険度、降雨量や土砂災害警戒情報の発表状況、土砂災害危険箇所、スネークグラフ等が把握できる。	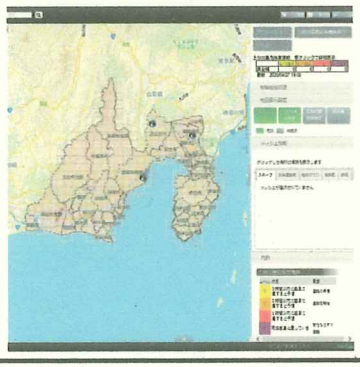	静岡県 静岡県 HP のシステムで閲覧 http://www.gis.pref.shizuoka.jp/?mp=9004-1&

第６章 水防上注意を要する水門等

水防上重要な水門等は、次表のとおりである。水防管理団体は、水防上重要な水門等の規模、能力等を熟知するとともに緊急時に対処できる応急対策を確立するものとする。

水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるように努めなければならない。特に、水防時においては適正操作をはかり、水害の軽減防止に努めるとともに操作状況を必要に応じ水防区及び水防管理者に報告するものとする。

（１） 水防上注意を要する水門等

番号	河川海岸	水門等の名称	位置		形状				種別	施設管理者	住所 連絡方法
			市町	大字	L	H	W	連			
1	(二)栃山川 (木屋川)	木屋頭首工	藤枝市	高岡		1.50	14.80	1	ゴム引布製起伏堰 (空気式)、電動	大井川土地改良区	大井川土地改良区事業課 (0547)37-7151
2	(二)瀬戸川	獅子鼻水門	藤枝市	瀬古		0.95	0.95		鋼製スライドゲート 手動	藤枝市	農林基盤整備課 (054)643-3350
3	(二)瀬戸川	堀之内 1号水門	藤枝市	堀之内		1.10	0.90		鋼製スライドゲート 手動	藤枝市	農林基盤整備課 (054)643-3350
4	(二)瀬戸川	堀之内 2号水門	藤枝市	堀之内		0.94	1.10		鋼製スライドゲート 手動	藤枝市	農林基盤整備課 (054)643-3350
5	(二)瀬戸川	堀之内 3号水門	藤枝市	寺島		0.60	0.70		鋼製スライドゲート 手動	藤枝市	農林基盤整備課 (054)643-3350
6	(二)瀬戸川	助宗 1号水門	藤枝市	助宗			φ＝ 600		鋼製スライドゲート 手動	藤枝市	農林基盤整備課 (054)643-3350
7	(二)瀬戸川	寺島水門	藤枝市	寺島		1.25	0.85		鋼製スライドゲート 手動	藤枝市	農林基盤整備課 (054)643-3350
8	(二)瀬戸川	宮原水門	藤枝市	宮原		1.00	1.00		ステンレス製スライドゲート 手動	藤枝市	農林基盤整備課 (054)643-3350
9	(二)瀬戸川	本郷 1号水門	藤枝市	本郷		0.60	0.60		木製スライドゲート 手動	藤枝市	農林基盤整備課 (054)643-3350
10	(二)瀬戸川	紺屋水門	藤枝市	本郷		0.64	0.95		鋼製スライドゲート 手動	藤枝市	農林基盤整備課 (054)643-3350
11	(二)瀬戸川	本郷 2号水門	藤枝市	本郷		0.52	0.70		鋼製スライドゲート 手動	藤枝市	農林基盤整備課 (054)643-3350
12	(二)瀬戸川	本郷 3号水門	藤枝市	本郷		0.65	0.65		鋼製スライドゲート 手動	藤枝市	農林基盤整備課 (054)643-3350
13	(二)滝ノ谷川	別井沢水門	藤枝市	滝沢			φ＝ 400		鋼製スライドゲート 手動	藤枝市	農林基盤整備課 (054)643-3350
14	(二)葉梨川	葉梨川 1号水門	藤枝市	中ノ合			φ＝ 800		鋼製スライドゲート 手動	藤枝市	農林基盤整備課 (054)643-3350
15	(二)葉梨川	中田 頭首工	藤枝市	下之郷		1.70	17.00		ゴム引布製起伏堰 自動転倒	藤枝市	農林基盤整備課 (054)643-3350
16	(二)葉梨川	葉梨川 6号水門	藤枝市	下之郷		0.90	1.20		鋼製スライドゲート 手動	藤枝市	農林基盤整備課 (054)643-3350
17	(二)葉梨川	葉梨川 4号水門	藤枝市	西方		0.70	0.50		鋼製スライドゲート 手動	藤枝市	農林基盤整備課 (054)643-3350
18	(二)朝比奈川	白岩 頭首工	藤枝市	仮宿		0.60	28.90		ゴム引布製起伏堰 自動転倒	藤枝市	農林基盤整備課 (054)643-3350

19	(二)瀬戸川	地蔵水門	藤枝市	本郷		1.10	0.70		鋼製スライドゲート 手動	藤枝市	農林基盤整備課 (054)643-3350
20	(二)東光寺谷川	末広堰	藤枝市	末広		0.50	7.50		ゴム引布製起伏堰 自動転倒	藤枝市	農林基盤整備課 (054)643-3350
21	(二)岡部川	岡部本町 取水施設	藤枝市	岡部町 岡　部		1.35	15.15		ゴム引布製起伏堰 自動転倒	藤枝市	農林基盤整備課 (054)643-3350
22	(二)岡部川	本郷用水 取水施設	藤枝市	岡部町 岡　部		1.35	16.36		ゴム引布製起伏堰 自動転倒	藤枝市	農林基盤整備課 (054)643-3350
23	(二)朝比奈川	子持坂用水 取水施設	藤枝市	岡部町 子持坂					鋼製スライドゲート 手動	藤枝市	農林基盤整備課 (054)643-3350
24	(二)朝比奈川	村良用水 取水施設	藤枝市	岡部町 村　良					鋼製スライドゲート 手動	藤枝市	農林基盤整備課 (054)643-3350
25	(二)朝比奈川	坂下用水 取水施設	藤枝市	岡部町 羽佐間					手動転倒ゲート 手動	藤枝市	農林基盤整備課 (054)643-3350
26	(二)朝比奈川	上切石用水 取水施設	藤枝市	岡部町 羽佐間					鋼製スライドゲート 手動	藤枝市	農林基盤整備課 (054)643-3350
27	(二)朝比奈川	石上用水 取水施設	藤枝市	岡部町 宮　島					ｽﾃﾝﾚｽ製ｽﾗｲﾄﾞｹﾞｰﾄ ﾗｯｸ式手動開閉	藤枝市	農林基盤整備課 (054)643-3350

（２）その他の水防態勢時に見回りが必要な水門

番号	場　所	形　式	対　応
①	平島 356-4 地先	スライドゲート	閉める
②	平島 639-3 地先	スライドゲート	閉める
③	瀬戸新屋 297-13 地先（バス停瀬戸新屋北前）	板堰	取り外す
④	瀬戸新屋 295-1 地先	自動転倒堰・鉄板	転倒させる・はめる
⑤	青葉町二丁目 4-39 地先	スクリーン	上げる
⑥	田沼一丁目 4-19 地先（NP デンタルクリニック前）	手動転倒堰	転倒させる
⑦	駅前一丁目 19-1 地先（マークス・ザ・タワー藤枝前）	板堰・鉄板	取り外す・設置する
⑧	駅前一丁目 18-14 地先	板堰	取り外す
⑨	高柳一丁目 6-2 地先	電動スライド水門・自動転倒堰	開放する・転倒させる
⑩	高柳一丁目 5-1 地先	手動スライド水門	開放する
⑪	高柳 2021-4 地先	自動転倒堰	開放する
⑫	高柳 2707-2 地先	手動スライド水門・自動堰	開放する・開放する
⑬	焼津市大住 463-4 地先（市境藤枝市側）	手動スライド水門	開放する
⑭	高洲一丁目 13-26 地先（しずてつストア裏）	自動堰（板自動解放式）	開放する
⑮	兵太夫 405-4 地先	手動スライド水門	開放する
⑯	高田 807-8 地先	手動スライド水門	内水氾濫時開放する

※①～⑮については農林基盤整備課職員が対応、⑯については河川課職員が対応するが、夜間などの突然のゲリラ豪雨等不測な事態が発生した場合は優先的に巡回確認すること。

第7章 通 信 連 絡

第 1 節　水防通信連絡系統

水防時に必要とする藤枝市長と下部機関との連絡のため、電話、電報等の通信を要する主な系統は、下記に示す系統図とする。詳細は資料編第 8 表（P73）水防関係電話番号一覧表のとおりである。

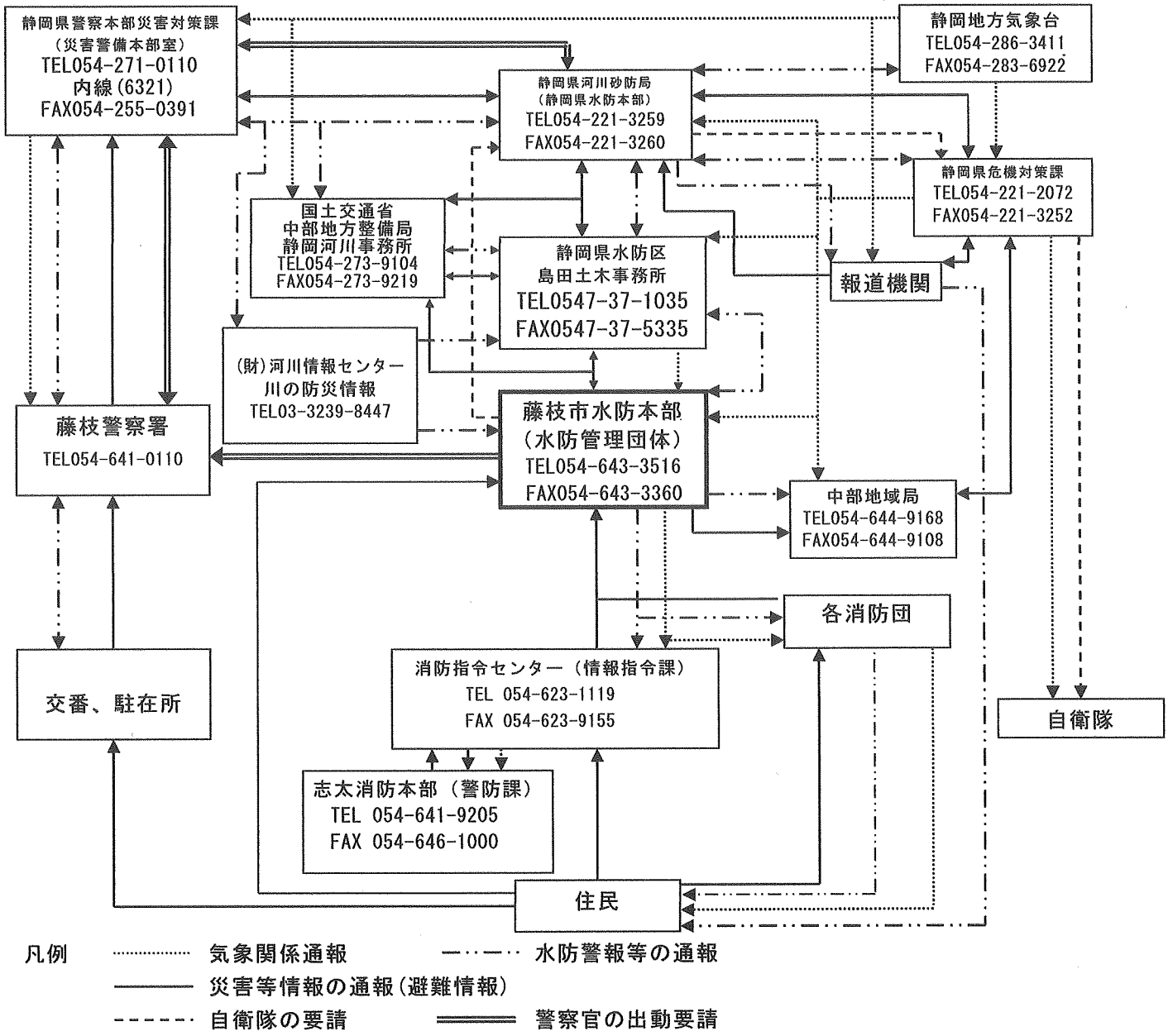

第２節 放送局通信施設の使用

放送局に一般放送を要請するものは、次のとおりであるが、各水防機関は、停電等による通信不能を考慮し非常用ラジオを備えるよう努めること。

(1) 国土交通省及び静岡県機関の行う水防警報、洪水予報、避難判断水位（洪水特別警戒水位)の水位情報

(2) 藤枝市長及び静岡県機関等の行う立退きの指示

(3) 他の通信が途絶したとき特に必要とする事項

第３節 その他の通信施設の使用

その他一般公衆電話による通信が不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができるが、詳細は静岡県水防計画書資料編第 20 表「東海地方非常通信協議会加盟機関一覧表(順不同)（静岡県内分)」(P471) を参照。

(1) 警察通信施設
(2) 国土交通省関係通信施設
(3) 鉄道関係通信施設
(4) 電力会社関係通信施設

第４節 災害時優先電話について

大きな災害が起きると、被災地への電話が殺到する。ＮＴＴでは法律に基づき一般の通話に対して規制が出来るようになっている。（電気通信事業法）

災害時優先電話とは、こうした規制の対象にならない特別な指定を受けている電話のことである。（電話サービス契約約款）

災害時優先電話の指定にあたっては、ＮＴＴにおいて国や地方公共団体等の一定の機関に限定している。一定の機関とは、電話サービス契約約款に定めているとおり、「災害の予防もしくは救援、交通、通信、電力の供給確保又は、秩序の維持のために必要な事項を内容とする通話及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通話」が行われる機関である。

第５節 非常・緊急通話（電報）の取扱い

公衆電話施設を「非常電話」として優先的に利用することができる非常電話は、水防関連機関等の防災関連機関および緊急時態発生等の発見者を対象に通信を行う非常・緊急連絡に限られている。

1．非常通話、緊急通話（電報）の利用目的

被災地などへの電話が殺到して、ダイヤルで直接電話を掛けることが困難になった場合オペレーター扱いで優先して繋ぐことのできる電話（電報）で、次のような場合に利用できることになっている。

(1) 非常通話（電報）

天災、地変、その他非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合の災害の予防により救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保、又は秩序の維持のために、必要な事項を内容とするオペレーター扱いの通話。

(2) 緊急通話（電報）

公共の利益のため、緊急に通話することを要する事項を連絡する場合。（非常通話のほか、公共の利益なために緊急を要する事項を内容とするオペレーター扱いの通話。）

2．非常・緊急通話（電報）の利用方法

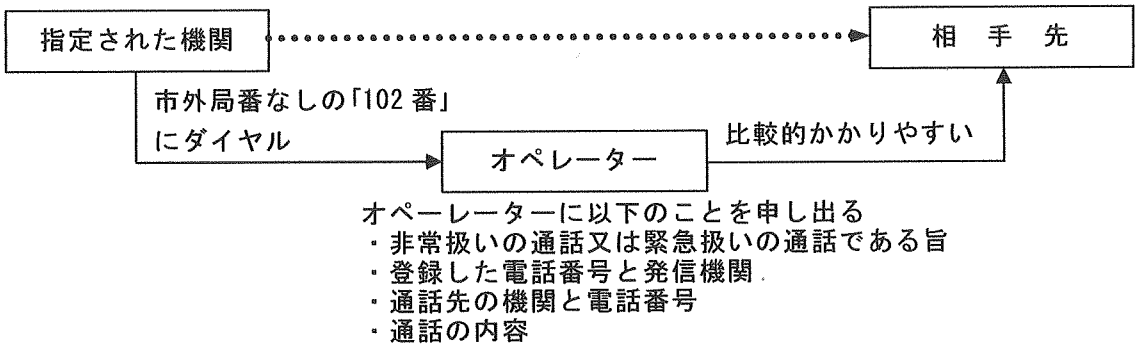

非常・緊急通話（電報）の利用方法

3．接続の順序

非常電話・緊急通話は優先して取扱われ、非常通話相互間又は競合する場合の接続の順序は、その通話の請求の先後によって決定される。

第８章 水防用資器材及び設備の整備運用並びに輸送

第１節 水防用資器材及び設備の整備

1．水防倉庫の設置状況並びに、これに備蓄されている資材及び器具の整備状況は、資料編第７表（P71）のとおりである。

2．藤枝市長は、資材確保のため水防地域近在の竹木等の所在、農協倉庫等の手持数量の概要等を把握し、緊急時の補給に備えるとともに備蓄資器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、すみやかに補充しておくものとする。

なお、藤枝市の重要水防区域内水防倉庫に備蓄する資器材の基準は、次表のとおりとする。ただし、藤枝市長が地勢その他の状況により必要があると認めるときは、その数量を増減することができる。

指定水防管理団体の重要水防区域内水防倉庫に備蓄する資器材の基準（例）

品目	杭木	土のう袋	縄	鉄線	蛸木	掛矢	担架	ショベル	つるはし	鋸	斧	ペンチ	照明具	救命綱
単位	本	俵	kg	kg	丁	丁	本	丁	丁	丁	丁	丁	灯	本
数量	500	1,000	250	100	5	10	20	30	3	5	5	5	5	5

3．静岡県においては、緊急事態に対処できるよう各水防区に水防倉庫を設置し、水防用資器材を整備する。この基準については、前項に準ずるものとする。この備蓄資器材については、藤枝市が自らの備蓄資材を使用し、さらに緊急調達してもなお不足をきたした場合で、藤枝市長の要請に基づき島田土木事務所長がこれを認めたときは、支給することができる。

第２節 輸送の確保

1．非常の際、水防用資器材、作業員その他の輸送を確保するため、各水防区は管内水防管理団体との輸送経路及び水防管理団体相互間の輸送経路をあらゆる非常事態を考慮して定めておくものとする。

2．近距離輸送のための静岡県の輸送車の配置状況は、静岡県水防計画書資料編第10表「県輸送車及び作業車の配置状況」（P368～P370）のとおりである。

3．藤枝市の水防業務に使用する輸送車及び作業車は、資料編第５表（P68）のとおりであり、必要に応じて本部に配備させるものとする。

第９章 水 防 活 動

第１節 水防機関の配備体制

１ 藤枝市の非常配備

藤枝市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水のおそれがあるとみとめられるときから、その危険が解消されるまでの間は、初動配備又は非常配備により水防事務を処理するものとする。但し、配備職員の安全を図らなくてはならない。

なお、事前配備体制及び初動配備体制、非常配備体制の参集職員、分担は資料編第10-13表（P74-P77）

のとおりとする。

水防配備体制設置基準

区分		配備体制	参集職員	配備基準
水防体制	事前配備	水防当番 注意体制	都市建設部 2～3 名 配備待機	① 水防体制指標レベル１が発表されたとき
		水防当番 警戒体制	都市建設部 2～3 名	① 水防体制指標レベル２が発表されたとき
		水防当番 出動体制	〃 10～11 名	① 水防体制指標レベル３が発表されたとき ② 水防当番警戒体制では対応しきれない場合
		水防当番 中規模出動体制	〃 10～11 名 河川課 9 名	① 水防体制指標レベル４が発表されたとき ② 水防当番出動体制では対応しきれない場合
	初動配備	水防本部 緊急配備体制	総員 60 名 水防本部員 9 名 都市建設部 37 名 大規模災害対策課 5 名 地域防災課 7 名 農林基盤整備課 1 名 広報課 1 名	① 気象情報に注意し警戒する必要がある場合 ② 水防当番警報体制（中規模出動体制）では対応しきれない場合 ③ 5 河川の水位が氾濫注意水位に達した場合
	非常配備	水防本部 第一配備体制	総員 101 名 水防本部員 10 名 都市建設部 72 名 大規模災害対策課 5 名 地域防災課 7 名 農林基盤整備課 3 名 広報課 4 名	① 水防体制指標レベル５が発表されたとき ② 気象情報に注意し警戒する必要がある場合 ③ 水防当番警報体制（中規模出動体制）では対応しきれない場合 ④ 5 河川の水位が氾濫危険水位に達した場合
		水防本部 第二配備体制	総員 131 名 水防本部員 16 名 都市建設部 93 名 大規模災害対策課 5 名 地域防災課 7 名 農林基盤整備課 6 名 広報課 4 名	① 水防体制指標レベル５が発表されたとき ② 水防体制の必要が予想される場合 ③ 5 河川の水位が氾濫危険水位に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき ④ 水防警報が発表されたとき ⑤ 土砂災害警戒情報補足情報配信システムにおいて表示色が【黄色】になった場合
解除				水位が下降して水防活動の必要が無くなったとき

なお、この指令は、事態に応じて事前配備から直ちに第二配備を発する場合もあり、又予想される危険性が少なく、さらなる出動を必要としないと認められるときには、非常配備指令を発しないことがある。

水防上の注意事項

1. 水防本部員は、常に気象状況の変化に注意し、かつ、水防指令の命令が予測されるときは、出動しなければならない。
2. 非常配備指令発令後は、できる限り不急の外出は避け、待機するとともに、常に居所を明確にしておくものとする。
3. 非常勤務者は、交替者と引継ぎを完了するまでは、その勤務場所を離れてはならない。
4. 交替者は、あらかじめ自己の勤務すべき時期を確認しておき、水防事務に支障をきたさないようにしなければならない。
5. 配備体制の規模が大きくなるほど伝達・参集に時間を要するため、基準に達する前でも早めに移行判断する。
6. 上記基準にある 5 河川とは、（一）大井川・（二）瀬戸川・（二）朝比奈川・（二）葉梨川・（二）栃山川のことをいう。

2 消防団の非常配備（静岡県水防計画書抜粋）

藤枝市長が消防団を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものであり、次表の基準により配備体制につくものとする。

1）藤枝市長が自らの判断により必要と認める場合

この場合には、速やかに所轄する島田土木事務所長を経由して静岡県知事に報告しなければならない。

2）水防警報指定河川にあっては、静岡県知事からその警報の伝達を受けた場合

3）緊急にその必要があるとして静岡県知事からの指示があった場合

水防団及び消防団に対する非常配備基準

配備区分	配備基準	配備体制
待　　機	1. 水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき 2. 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、かつ準備の必要を認めるとき	消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく
準　　備	1. 河川の水位が氾濫注意水位（レベル２水位）に達してなお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予測されるとき	消防団の団長及び班長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当りダム、水こう門、ひ門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる
出　　動	1. 河川の水位が氾濫注意水位（レベル２水位）を超えて上昇し、出動の必要を認めるとき	消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
解　　除	静岡県水防本部長（静岡県知事）又は水防管理者（藤枝市長）より解除の指令があったとき	

水防上の注意事項

1. 洪水において、水防活動（避難誘導や水防作業）の実施にあたり、水防団員自身の安全は確保しなければならない。
2. 出動の際は、必要に応じ、消防団員自身でライフジャケット等の安全具を装着する。
3. 消防団員は、出動前によく家事を整理し、万一家人が待避する場合における待避要領等を家人に伝え、後顧の憂いをなくし、一旦出動した場合は命令なくして部署を離れたり勝手な行動をとってはならない。
4. 作業中は、終始敢闘精神をもって上司の命に従い、団体行動をとらなければならない。
5. 作業中は、私語を慎しみ、言動に注意し、特に夜間は「溢水」「破堤」等の想像による言語を用いてはならない。
6. 命令及び情報の伝達は、特に迅速正確及び慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防員を緊張によって疲れさせないよう留意し、最悪時に最大の水防能力が発揮できるように心掛けること。
7. 洪水時において堤防に異状が起こる時期は、滞水時期にもよるが、大体水位が最大のとき又は、その前後である。しかし、法崩れ陥没等は通常減水時に生じる場合が多い（水位が最大洪水位の４分の３位に減少したときが最も危険）から、洪水が最盛期を過ぎても完全に終息するまで警戒を厳にすること。
8. 水防解除後は人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。
9. 使用した資器材は、手入をして所定の位置に設備する。

第２節 巡視及び警戒

１．巡視

藤枝市長、消防団長又は消防機関の長（以下この章において「藤枝市長等」という）は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を藤枝市長に通知するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を藤枝市長に通知するものとする。

藤枝市長等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

２．警戒

藤枝市長等は、県から非常配備体制が発令されたとき、または、気象等の悪化が予想されるとき等は、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、島田土木事務所長及び河川等の管理者に報告し、島田土木事務所長は静岡県知事に報告するものとする。

①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇

②堤防の上端の亀裂又は沈下

③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ

④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水のよる亀裂および欠け崩れ

⑤排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合

⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第３節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、資料編第6表(P69-P70)のとおりである。その際、団員は自身の安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

第４節 緊急通行

（１）緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに藤枝市長から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

（２）損失補償

藤枝市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第５節 警戒区域の指定（法第 21 条）

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第６節 避難のための立退き（法第 29 条）

① 洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、法第29条に基づき、静岡県知事、静岡県知事の命を受けた県職員又は藤枝市長は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退くべきことを指示することができる。藤枝市長が指示をする場合、藤枝警察署長にその旨を通知するものとする。なお、その際、報道機関等、水防信号又はその他の方法を利用し、迅速でかつ的確に指示するものとする。

② 藤枝市長が、立退き又は準備を指示するときは、遅滞なく当該区域を管轄する藤枝警察署長へ通知するとともに、島田土木事務所長を経由して静岡県知事へその旨を報告しなければならない。

③ 藤枝市長は、藤枝警察署長と協議の上、あらかじめ立退き計画を作成し、立退き先、経路等に必要な処置を講じておくものとする。

④ 藤枝市指定避難所は資料編第9表（P74）のとおりである。

第７節 その他避難のための立退き（災害対策基本法第 60 条）

① 災害（山崩れ、がけ崩れ等の災害全般）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、藤枝市長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

② 前項により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、藤枝市長はその立退き先を指示することができる。

③ 藤枝市長は、①により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退き先を指示したときは、すみやかに、その旨を静岡県知事に報告しなければならない。

④ 藤枝市長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

第８節　藤枝市避難指示等の判断・伝達マニュアル

水防本部員は、平成 23 年 4 月より運用開始した「藤枝市避難指示等の判断・伝達マニュアル（水害編・土砂災害編）」の避難判断基準を各システムにより監視をし、基準に達した場合は、速やか

に「藤枝市避難情報発令判断チーム」資料編第14表（P78）を参集すること。また、同時にマニュアルに沿って避難区域の設定や情報伝達を行うものとする。

第９節　藤枝市災害時要配慮者避難支援計画

災害時要配慮者の避難支援については、福祉担当部署が作成した「藤枝市災害時要配慮者避難支援計画」に沿って、「災害時要配慮者支援チーム」と連携を図り実施する。

浸水区域内及び土砂災害危険区域内の災害時要配慮者関連施設は「藤枝市避難指示等の判断・伝達マニュアル」を参照する。

第１０節 決壊等（被害情報）の通報（法第25条）

1．堤防等が決壊し又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、藤枝市長、消防団長又は消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、すみやかに一般住民、島田土木事務所長、藤枝警察署又は交番・駐在所、及び隣接水防管理者(焼津市長、島田市長等)に通報するものとする。

なお、一般住民への通報に際しては、報道機関等を利用し、迅速な情報伝達に努めるものとする。

2．この通報を受けた島田土木事務所長は、ただちに静岡県知事及び藤枝警察署長に通報するものとする。また、直轄管理区域河川については、所轄国土交通省河川国道事務所長にも通報するものとする。

3．１の通報を受けた隣接水防管理者(焼津市長、島田市長等)は、さらに、氾濫及びその恐れのある隣接水防管理者にその旨を通報するものとする。

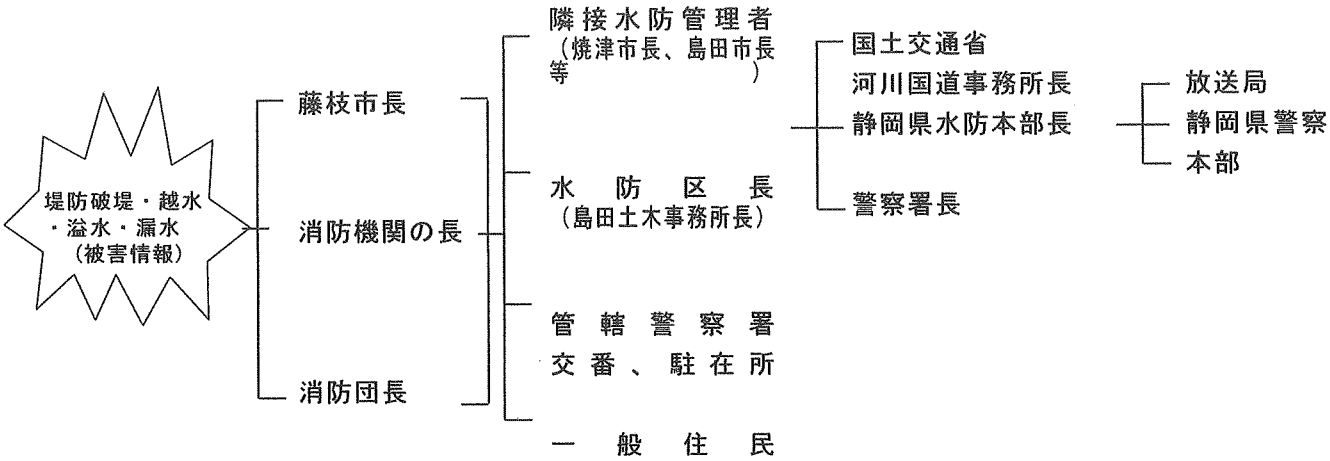

決壊情報の通報連絡系統図

第１１節 決壊後の処置（法第26条）

決壊箇所等については、藤枝市長、消防団長、消防機関の長、静岡県知事及び各機関の長が相互に協力して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

第１２節 水防配備の解除

1．静岡県の水防配備の解除

静岡県知事及び島田土木事務所長は、静岡地方気象台、国土交通省各河川国道事務所又は藤枝市長等の情報に基づき配備に必要がなくなったと認めたときは、配備の解除を発令し、関係機関に通知するものと

する。

2．水防管理団体（藤枝市）の配備の解除

藤枝市長は、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、配備の解除を発令するとともに、住民その他関係機関に通知するものとする。

なお、配備の解除を発令したときは、島田土木事務所長を経由して静岡県知事に報告するものとする。

3．消防団等の配備の解除

（1）水防解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり静岡県知事又は藤枝市長が水防解除の指令をしたときとする。

（2）消防団員は、2.による水防解除の指令があるまでは、自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

（3）水防解除後は人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。

（4）使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第１０章 水防信号、水防標識等

第１節　水防信号及び水防標識

1．水防信号

法第20条の規定による水防信号（昭和31年9月28日県規則第75号）は、次表のとおりである。

(1) 信号は、適当の時間継続する。

(2) 必要があるときは、警鐘、サイレン信号を併用する。

(3) 上記によるほか、伝令の称呼による通報を考慮すること。

水防信号

区別/方法	説明	警鐘信号	サイレン信号
第一信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	約5秒約15秒 約5秒約15秒 約5秒約15秒 ○—— 休止 ○—— 休止 ○—— 休止
第二信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○	約5秒約6秒約5秒約6秒約5秒約6秒 ○—— 休止 ○—— 休止 ○—— 休止
第三信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせるもの	○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒約5秒 約10秒約5秒 約10秒約5秒 ○—— 休止 ○—— 休止 ○—— 休止
第四信号	必要と認める区域内の居住者の避難のため立退くべきことを知らせるもの	乱打	約1分約5秒 約1分約5秒 ○—— 休止 ○—— 休止

注　　意	1　信号は、適切の時間継続すること。 2　必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用することを妨げないこと。 3　危険が去ったときは、口答伝達により周知させるものとする。

2．水防標識

法第18条の規定による静岡県水防標識（昭和31年9月28日県告示第939号）は、（1）～（3）の図のとおりである。

水防のために出動する緊急自動車（道路交通法の規定に基づき公安委員会の指定をうけたもの）及び他の水防車両は、優先通行を確保するため、（1）の図の標識を用うるものとする。

水防のため現場に赴く職員は、（2）の図の腕章を装着するものとする。

（1）水防優先通行車標識

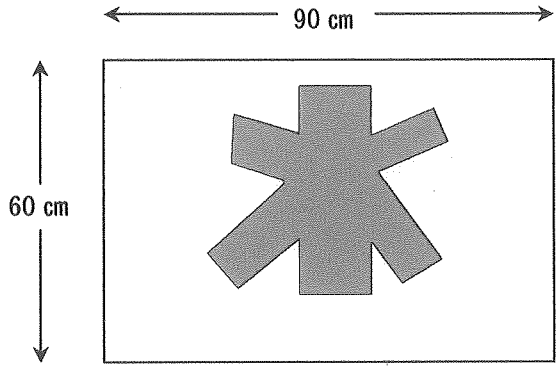

水は赤色

外は白色

（2）腕　　章

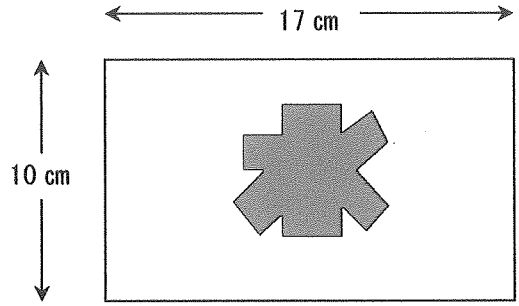

水は赤色

外は白色

（3）身分証票

法第49条第2項の規定による身分証票（昭和31年9月28日県告示第938号）は、次のとおりとする。

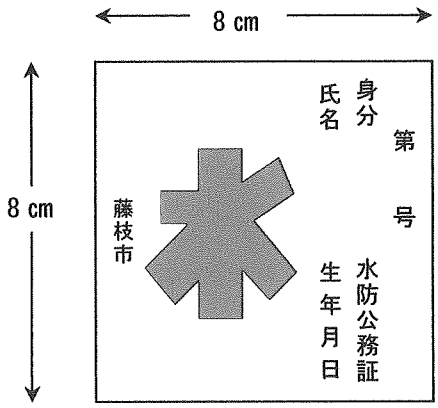

水は赤色、外は白色

（裏）

1　記名以外の者使用を禁ず。

2　本証の身分に変更があった時は速やかに訂正を受けること。

3　本証の身分を失った時は直ちに本証を返還すること。

4　本証は、法第４９条第２項の規定による立入証である。

第１１章 協力及び応援

第１節 水防管理団体相互の協力及び応援

１．藤枝市長は、水防上必要があるときは、他の水防管理者又は市町長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。（法第 23 条）

但し、静岡県知事は、上記にかかわらず応援 に関する指示を行うことがある。

２．応援を求められた水防管理者又は市町長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りこの求めに応ずるものとし、作業、行動等については、応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行うものとする。

３．隣接する水防管理団体は、協力、応援等水防事務に関し、あらかじめ相互に協定をしておくものとする。

第２節 自衛隊の派遣要請

藤枝市長は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第 68 条の 2 に基づき、静岡県知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。災害派遣の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

①災害の状況及び派遣要請を要求する事由

②派遣を希望する期間

③派遣を希望する区域及び活動内容

④派遣部隊が展開できる場所

⑤派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

第３節 警察官の出動要請

藤枝市長は、水防上必要があると認めるときは、藤枝警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。（法第 22 条）詳細は、資料編第 8 表「水防関係電話番号一覧」(P73)のとおりである。

第４節　国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請

１．島田土木事務所長及び藤枝市長は、水害等の発生時の被害軽減等のため、国土交通省の所有する災害対策用車両等の派遣要請を行うことができる。

２．国土交通省災害対策用車両の派遣要請をする場合には、最寄りの直轄事務所へ直接電話連絡して、その際に、使用（派遣）場所（位置図）、使用（派遣）車両、使用（派遣）期間、受入担当者の連絡先等、派遣に必要な事項を合わせて提示する（ＦＡＸ）。

国土交通省窓口の連絡先は次表、派遣要請のできる災害対策車用両等一覧は静岡県水防計画書表.14-5(P.127)のとおりである。市町管理河川でも派遣可能である。※なお、災害対策用車両等の派遣に要する費用は原則として派遣要請をした地方自治体が負担することとする。

災害対策車派遣要請連絡先

地　　区	国土交通省　窓口	電話番号	ＦＡＸ番号
中　　部	静岡河川事務所　管理課	054-273-9105	054-205-1213

第５節　河川管理者の協力及び援助

１．中部地方整備局の協力

河川管理者(中部地方整備局長)は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、藤枝市が行う水防のための活動に次の協力を行う。

（１）河川に関する情報の提供

情報の提供の方法は、表.11-1～11-2 に示す方法で行う。

表.11-1 水位情報の提供方法

提供方法	ＵＲＬ／電話番号
川の防災情報ホームページ	(一般向け))https://www.river.go.jp/ (市町村向け) https://city.river.go.jp/title_city.html ※市町村向けの場合、ユーザーＩＤ、パスワードが必要。
川の水位情報ホームページ	https://k.river.go.jp/
電話応答装置	(大井川水系) ０５４－２７３－９２４８

表.11-2 河川状況の映像情報、氾濫発生の際の浸水想定情報の情報提供

情報の種別	標題及びＵＲＬ（ホームページ）
映像情報	ライブカメラ https://www.cbr.mlit.go.jp/shizukawa/bousai/livecamera/
浸水想定情報	浸水想定区域図 https://www.cbr.mlit.go.jp/shizukawa/bousai/shinsui/

（２）重要水防箇所の合同点検の実施

（３）藤枝市が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

（４）藤枝市及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者(中部地方整備局長)の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

（５）水防活動の記録及び広報

２．静岡県の協力

河川管理者(静岡県)は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、藤枝市が行う水防のための活動に次の協力を行う。

（１）　河川に関する情報の提供

ア 情報提供を行う河川名及び水位観測所

番号	河川名	水位観測所	監視カメラ	位置
1	瀬戸川	入江橋	○	焼津市駅北四丁目
2		勝草橋	○	藤枝市志太三丁目
3		助宗橋		藤枝市助宗
4	葉梨川	八幡橋	○	藤枝市鬼島
5	朝比奈川	横内橋	○	藤枝市横内
6	栃山川	新道橋	○	焼津市大島

イ 提供する情報

水位情報及び映像情報

ウ 提供する手段

・インターネット用ホームページ

ページ名称：サイポスレーダー（静岡県土木総合防災情報システム）

アドレス：http://sipos.pref.shizuoka.jp

・携帯電話用ホームページ

ページ名称：サイポスレーダー携帯版（静岡県土木総合防災情報システム）

アドレス：http://sipos.shizuoka2.jp/m/

（２）重要水防箇所の合同点検の実施

（３）藤枝市が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

（４）藤枝市及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
（５）水防活動の記録及び広報
３．静岡県の援助
静岡県は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、藤枝市長等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。
（１）藤枝市長に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
（２）藤枝市長に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
（３）藤枝市長に対して、過去の浸水情報の提供や、藤枝市長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
（４）藤枝市が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

第６節　ホットライン体制

国土交通省管理河川（洪水予報河川）においては静岡河川事務所長、静岡県管理河川（洪水予報河川、水位周知河川）においては島田土木事務所長から、管内市町長等に直接、携帯電話等により、河川の水位情報等を伝達するホットラインを実施し、藤枝市長が避難指示等の発令を判断するための支援を行う。

第１２章 費用負担と公費負担

第１節 費用負担（法第 41 条）

藤枝市の水防に要した費用は、法第 41 条により藤枝市が負担するものとする。

ただし、藤枝市の水防活動によって次に揚げる場合においては、水防管理者相互においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、静岡県知事にあっせんを申請するものとする。

(1) 法第 23 条の規定による応援のための費用

(2) 法第 42 条の規定により、著しく利益を受けた市町の一部負担

第２節 公費負担（法第 28 条）

１．公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、藤枝市長、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

(1) 必要な土地の一時使用

(2) 土石、竹木その他の資材の使用

(3) 土石、竹木その他の資材の収用

(4) 車両その他の運搬用機器の使用

(5) 工作物、その他障害物の処分

２．公費負担権限委任証明書

公用負担の権限を行使する者は、藤枝市長、水防団長又は消防機関の長にあっては、その身分

を示す証明書を、その他、これらの者の委任を受けた者にあっては、次の図のような藤枝市長より交付される証明書を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担権限委任証

所属

氏名

右の者　　の区域における水防法第２８条第１項の権限を委任したことを証明する。

年　　月　　日

藤枝市長　　氏　　名　　㊞

公用負担権限委任証

３．公用負担の証票

公用負担の権限を行使するときは、次の図のような藤枝市が定めた命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡してから行使するものとする。

公用負担命令書

第　　号

目的物　種類　　員数

負担内容　使用　収用　処分

年　　月　　日

藤枝市長　　氏　　名　　㊞

事務取扱者　　氏　　名　　㊞

殿

公用負担命令書

４．損失補償

藤枝市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第１３章 水防てん末報告

1．　藤枝市長は、洪水に際して水防活動を実施し、水防が終結したときには、次の事項をとりまとめ、資料編様式１（P81）により水防活動実施後10日以内に島田土木事務所を経由し静岡県知事に報告するものとする。

島田土木事務所長は、上記報告を受けたときは内容をとりまとめ、遅滞なく静岡県知事に報告するとともに、特に水防功労者表彰の申請については、実状を調査し内容を審査したうえ、功績順位並びに意見を附して静岡県知事に報告するものとする。（法第47条第２項）

2．水防てん末報告事項

(1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表

(2) 水防活動をした河川名及びその箇所

(3) 警戒出動及び解散命令の時刻

(4) 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員

(5) 水防作業の状況

(6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果

(7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数

(8) 水防法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所

(9) 応援の状況

(10) 居住者出勤の状況

(11) 警察関係の援助の状況

(12) 現場指導の官公署氏名

(13) 立退きの状況及びそれを指示した理由

(14) 水防関係者の死傷

(15) 殊勲者及びその功績

(16) 殊勲水防団とその功績

(17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

3 水防活動実施報告作成上の注意事項

３－１．水防管理団体水防活動実施報告書（資料編様式１（P81））

(1) 藤枝市及び島田土木事務所で水防を行った箇所ごとに作成すること。

(2) 藤枝市は島田土木事務所長に箇所ごとの報告書の集計表を添付した３部提出すること。

(3) 集計表は本様式を利用し、水防実施箇所欄には箇所数のみ記入すること。

(4) 氾濫した場合には、箇所図（1/5,000以上）に、氾濫区域及び実施個所を明示し添付すること。

３－２．水防活動実施報告書（資料編様式２（P82））

藤枝市は、水防を実施した場合のみ資料編様式２（P82）により翌月３日までに島田土木事務所に報告すること。

4 水防活動の公表

藤枝市は、水防活動が実施された場合は、記者会見、ホームページ掲載、広報誌掲載等による広報活動を実施する。

第１４章 水防訓練

藤枝市は、毎年１回以上静岡県の指導により水防団、消防機関及び水防協力団体と水防訓練を行わなければならない。なお、訓練要領は、島田土木事務所長と協議のうえ藤枝市長が定めるものとする。

また、藤枝市が主催する水防研修や中部又は関東地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

第１５章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

第１節　洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び静岡県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、藤枝市に関係する洪水浸水想定区域図は次のとおりである。

大井川洪水浸水想定区域図　（平成28年5月31日指定：国土交通省中部地方整備局）
瀬戸川洪水浸水想定区域図　（平成30年5月29日指定：静岡県）
朝比奈川洪水浸水想定区域図（平成30年5月29日指定：静岡県）
葉梨川洪水浸水想定区域図　（平成30年5月29日指定：静岡県）
栃山川洪水浸水想定区域図　（令和元年5月31日指定：静岡県）
大津谷川洪水浸水想定区域図（令和３年5月11日指定：静岡県）
野田沢川洪水浸水想定区域図（令和４年6月30日指定：静岡県）
内瀬戸谷川洪水浸水想定区域図（令和４年6月30日指定：静岡県）
東光寺谷川洪水浸水想定区域図（令和４年6月30日指定：静岡県）

なお、「藤枝市土砂災害・洪水ハザードマップ」は浸水想定区域図を重ね合わせたときの最大の深さを表している。（大津谷川洪水浸水想定区域までを反映済み。以下３河川については今後反映予定：令和５年５月現在）

第２節　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

洪水予報河川及び水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めることとなっている。

①洪水予報、水位到達情報、その他人的災害を生ずる恐れのある洪水に関する情報の伝達方法

②避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項

③避難訓練の実施に関する事項

④浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

(1)　浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要がある

と認められるもの

(2)　要配慮者利用施設（又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

(3)　大規模な工場その他の施設（(1)又は(2)に掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

第３節　藤枝市土砂災害・洪水ハザードマップ

藤枝市では、浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、土砂災害・洪水ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布している。また、土砂災害・洪水ハザードマップを、藤枝市のホームページに掲載し、住民が提供を受けることができる状態にしている。

これらのハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

第４節　予想される水害の危険の周知等

藤枝市長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

第５節　要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを藤枝市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を市長に報告するものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

藤枝市から要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法はP17及びP20のとおりである。

第６節　大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15 条第１項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

藤枝市は、地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

第７節　浸水被害軽減地区

浸水被害軽減地区は、藤枝市が浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを指定した地区である。

第１６章 水防協力団体

第１節 水防協力団体の申請、指定及び業務等

１．水防協力団体の指定、監督、情報の提供（法第 36、39、40 条）

藤枝市は、２．に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、藤枝市は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、静岡県及び藤枝市は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

２．水防協力団体の業務（法第 37 条）

(1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力

(2) 水防に関する情報又は資料の収集、提供

(3) 水防に関する調査研究

(4) 水防に関する知識の普及、啓発

(5) 前各号に附帯する業務

３．水防協力団体と水防団等の連携（法第 38 条）

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練(法第 32 条の 2)に参加することとする。

４．水防協力団体の位置付け

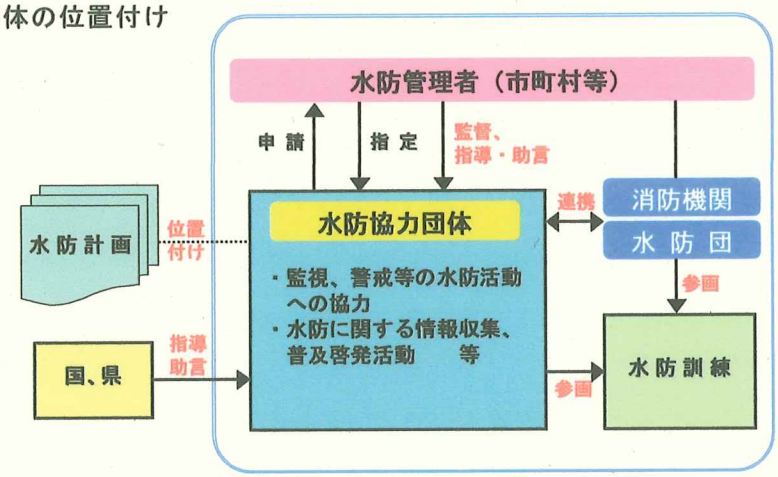

図.18-1　　水防協力団体の概念図

５．水防協力団体の申請・指定及び運用

藤枝市は、水防協力団体の申請があった場合は、静岡県水防計画書 表.19-1「水防協力団体指定要領」(P142) を参考として指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務の適正かつ確実に行われるように静岡県水防計画書表.19-2「水防協働活動実施要領」(P145) を参考とする。

第１７章 その他

第１節 公務災害補償

水防団員又は、水防団長が公務により死亡し、負傷し、若しくは、病気にかかり、又は、公務による負傷若しくは、病気により死亡し、若しくは、障害の状態となったときは、その者の所属する藤枝市は、条例の定めるところにより損害を補償するものとする。（法第６条の２）

第２節 退職報償金

水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長または水防団員の属する藤枝市は、条例で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給できるものとする。（法第６条の３）

第３節 藤枝市水防協議会

藤枝市の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、藤枝市水防協議会条例により藤枝市水防協議会を置く。参考資料１（P83-P84）

第1表　藤枝市水防協議会委員構成一覧表

任期　R5(2023). 4. 1～R7(2025). 3. 31

区分	氏名	役職名
会長	北村　正平	藤枝市長
委員	◎ 阿部　聡	国土交通省静岡河川事務所長
委員	松浦　隆典	静岡県中部地域局中部危機管理監
委員	◎ 内山　賀津高	島田土木事務所長
委員	◎ 坂田　幸隆	藤枝警察署長
委員	増田　勝利	藤枝市自治会連合会会長
委員	村松　章典	藤枝建設業協同組合理事長
委員	大橋　充	志太消防本部消防長
委員	松浦　文信	藤枝市消防団長
委員	◎ 宇野　孝伸	藤枝市危機管理監
委員	横井　美保子	藤枝市総務部長
委員	山内　一彦	藤枝市企画創生部長
委員	田中　章元	藤枝市財政経営部長
委員	矢部　史子	藤枝市市民協働部長
委員	◎ 牧田　剛	藤枝市健康福祉部長
委員	紅林　豊	藤枝市産業振興部長
委員	杉原　一行	藤枝市教育部長
委員	◎ 石橋　学	藤枝市健康福祉部健やか推進局長
委員	◎ 小川　康範	藤枝市健康福祉部こども未来応援局長
委員	杉村　太志	藤枝市都市建設部基盤整備局長

◎ 新規委員

第２表　重要水防箇所評定基準

国土交通省重要水防箇所の区分

種　類	内　　容
重要区間	堤防高さ（流下能力）、堤防断面、工作物、水衝・洗掘、漏水、法崩れ・すべりの６種別において一定の基準を満たしていない区間をＡランク又はＢランクに区分している Ａ：水防上（監視又は巡視する）最も重要な区間 Ｂ：水防上（監視又は巡視する）重要な区間
要注意区間	洪水に対する対策が一定に実施されているが、重要区間とは別に水防上注意する区間と出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締め切り等により堤防に影響を及ぼす箇所及び陸閘、新堤防（築堤後３年間）、破堤・旧川跡
重点区間	重要区間及び要注意区間の中から総合的に判断し、水防時に重点的に監視又は巡視すべき区間である なお、重点区間は河川延長の１割程度を目安とし、各水防団の分団ごと又は水防団ごと設定することを基本とする

国土交通省 重要水防箇所評定基準（案）

種　別	重　要　度		要注意区間
	Ａ 水防上最も重要な区間	Ｂ 水防上重要な区間	
越　水 （溢水）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる、堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認出来るもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基盤漏水に関係する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状のおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗堀	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗堀されているが、その対策が未施工の箇所。	

工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を掘削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡、旧河跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。破堤後跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

水管理・国土保全局　河川環境課長通達（平成３１年２月２７日 国水環保第１９号）

静岡県重要水防箇所の区分

種類	内容
重要度Ａ	洪水出水中定期的に巡回、監視して状況を通報すべき箇所 （すなわち、洪水注意報を受けたときより巡回、監視に当る）
重要度Ｂ	洪水出水中随時巡回、監視すべき箇所 （洪水警報を受けたときより巡回、監視に当る）

静岡県（県管理区間）　重要水防箇所評定基準

重要度Ａ	重要度Ｂ
時間雨量 30mm/h、日雨量 130mm/日相当の降雨（基準流量）に対し、下記事項により施設被害の想定規模が 200 戸以上の家屋に及ぶと予想される箇所 （機能度及び耐用度） １．流下能力がないもの（基準流量が現況流下能力を越えるものについて注意箇所に指定） ２．漏水、洗掘が予想される箇所 ３．取水堰、橋梁等不等沈下、流水疎通の障害等が認められ、被害が予想される箇所 ４．樋門、樋管等、堤防横断工作物の施設が老朽化し、被害が予想される箇所 以上どれか１つに該当する場合、重要度Ａに指定する	時間雨量 50mm/h、日雨量 200mm/日相当の降雨（基準流量）に対し、下記事項により施設被害の想定規模が 25 戸以上の家屋に及ぶと予想される箇所 （機能度及び耐用度） １．流下能力がないもの（基準流量が現況流下能力を越えるものについて注意箇所に指定） ２．漏水、洗掘が予想される箇所 ３．取水堰、橋梁等不等沈下、流水疎通の障害等が認められ、被害が予想される箇所 ４．樋門、樋管等、堤防横断工作物の施設が老朽化し、被害が予想される箇所 以上どれか１つに該当する場合、重要度Ｂに指定する

第３表　土石流指定渓流一覧

番号	渓流番号	水系名	河川名	渓流名	位置	人家戸数(戸)	摘要
1	214-Ⅰ	瀬戸川	瀬戸川	高根沢	瀬戸ノ谷	２１	カラ沢
2	214-Ⅰ	瀬戸川	瀬戸川	神谷沢	瀬戸ノ谷	１２	神谷沢
3	214-Ⅰ	瀬戸川	瀬戸川	市之瀬沢	瀬戸ノ谷	２８	市之瀬沢
4	214-Ⅰ	瀬戸川	瀬戸川	井戸沢	瀬戸ノ谷	２６	井戸沢
5	214-Ⅰ	瀬戸川	瀬戸川	山崎沢	瀬戸ノ谷	１７	山崎沢
6	214-Ⅰ	瀬戸川	瀬戸川	瀬戸谷沢	瀬戸ノ谷	１２	瀬戸谷沢
7	214-Ⅰ	瀬戸川	瀬戸川	沢山沢	本郷	９	沢山沢
8	214-Ⅰ	瀬戸川	葉梨川	井谷沢川	花倉	０	井谷沢川
9	214-Ⅰ	瀬戸川	葉梨川	花倉沢４	花倉	０	井谷川Ａ
10	214-Ⅰ	瀬戸川	葉梨川	花倉沢５	花倉	０	井谷川Ｂ
11	214-Ⅰ	瀬戸川	瀬戸川	宮原沢１	宮原	１５	山田沢
12	214-Ⅰ	瀬戸川	瀬戸川	宮原沢２	宮原	１１	宮原寺沢
13	214-Ⅰ	瀬戸川	瀬戸川	宮原沢３	宮原	１２	御殿谷沢
14	214-Ⅰ	瀬戸川	瀬戸川	滝ノ谷川	助宗	２５	滝ノ谷沢
15	214-Ⅰ	瀬戸川	瀬戸川	助宗沢２	助宗	２０	天神谷沢
16	214-Ⅰ	瀬戸川	瀬戸川	堀之内沢２	堀之内	２０	桜川沢Ａ
17	214-Ⅰ	瀬戸川	瀬戸川	堀之内沢３	堀之内	３７	桜川沢Ｂ
18	214-Ⅰ	瀬戸川	谷稲葉川	大窪沢	谷稲葉	９	大窪沢
19	214-Ⅰ	瀬戸川	瀬戸川	原沢１	原	７３	原東沢
20	214-Ⅰ	瀬戸川	瀬戸川	旭ヶ丘西沢	原	１０	旭ヶ丘西沢
21	214-Ⅰ	瀬戸川	瀬戸川	旭ヶ丘東沢	原	６１	旭ヶ丘東沢
22	214-Ⅰ	瀬戸川	瀬戸川	鬼岩寺沢	茶町１丁目	５２	鬼岩寺沢
23	214-Ⅰ	瀬戸川	内瀬戸川	志太沢１	駿河台３丁目	７	志太西沢
24	214-Ⅰ	瀬戸川	内瀬戸川	志太沢２	駿河台３丁目	１２	志太東沢
25	214-Ⅰ	瀬戸川	朝比奈川	高田川	高田	４１	本郷ノ谷沢
26	214-Ⅰ	瀬戸川	葉梨川	谷ノ奥沢	北方	６	北方谷ノ奥沢
27	214-Ⅰ	瀬戸川	葉梨川	外久保川	北方	１１	外久保川
28	214-Ⅰ	瀬戸川	葉梨川	上藪田沢	上藪田	５９	谷沢
29	214-Ⅰ	瀬戸川	葉梨川	時ヶ谷沢	時ヶ谷	１２	メンパ沢
30	214-Ⅰ	瀬戸川	葉梨川	矢部地沢	西方	２１	矢部地沢
31	214-Ⅰ	瀬戸川	葉梨川	三沢	時ヶ谷	４４	畦勝沢
32	214-Ⅰ	瀬戸川	葉梨川	中藪田沢２	中藪田	５８	石橋沢
33	214-Ⅰ	瀬戸川	葉梨川	中田沢	下之郷	３２	下沖田沢
34	214-Ⅰ	瀬戸川	葉梨川	田中沢２	下之郷	３１	下沖田沢
35	214-Ⅰ	瀬戸川	葉梨川	潮沢	潮	１８	潮南沢
36	214-Ⅰ	瀬戸川	葉梨川	大田沢	八幡	２９	大田沢
37	214-Ⅱ	大井川	大久保川	谷ノ奥沢	瀬戸ノ谷	４	谷ノ奥沢
38	214-Ⅱ	瀬戸川	瀬戸川	市之瀬沢	瀬戸ノ谷	３	内裏沢
39	214-Ⅱ	瀬戸川	瀬戸川	びく石沢	瀬戸ノ谷	１	びく石沢
40	214-Ⅱ	瀬戸川	瀬戸川	谷沢	瀬戸ノ谷	１	中里谷沢
41	214-Ⅱ	瀬戸川	瀬戸川	井戸沢	瀬戸ノ谷	５	沢奥井戸沢
42	214-Ⅱ	瀬戸川	瀬戸川	中里上沢１	瀬戸ノ谷	３	宮ノ沢
43	214-Ⅱ	瀬戸川	瀬戸川	中里上沢２	瀬戸ノ谷	１	後沢
44	214-Ⅱ	瀬戸川	瀬戸川	左寺沢	瀬戸ノ谷	２	寺沢
45	214-Ⅱ	瀬戸川	瀬戸川	横行事沢	瀬戸ノ谷	１９	横行事沢

46	214-Ⅱ	瀬戸川	瀬戸川	中里沢１	瀬戸ノ谷	4	中里沢
47	214-Ⅱ	瀬戸川	瀬戸川	北沢	瀬戸ノ谷	1	北沢
48	214-Ⅱ	瀬戸川	瀬戸川	中里沢２	瀬戸ノ谷	6	姥ヶ沢
49	214-Ⅱ	瀬戸川	瀬戸川	藤太夫島沢２	本郷	2	三ツ沢
50	214-Ⅱ	瀬戸川	瀬戸川	原沢１	本郷	１４	田ノ沢
51	214-Ⅱ	瀬戸川	瀬戸川	原沢２	本郷	6	本郷神谷沢
52	214-Ⅱ	瀬戸川	瀬戸川	紺屋沢	本郷	２３	諏訪沢
53	214-Ⅱ	瀬戸川	瀬戸川	坪尻沢	本郷	１４	坪尻沢
54	214-Ⅱ	瀬戸川	滝之谷川	滝谷川	瀬戸ノ谷	1	滝谷川
55	214-Ⅱ	瀬戸川	滝之谷川	滝谷川右支渓	瀬戸ノ谷	1	小松原沢
56	214-Ⅱ	瀬戸川	滝之谷川	麦沢	瀬戸ノ谷	0	麦沢
57	214-Ⅱ	瀬戸川	滝之谷川	滝之谷沢１	瀬戸ノ谷	3	釜沢
58	214-Ⅱ	瀬戸川	滝之谷川	向ノ沢	瀬戸ノ谷	2	向沢
59	214-Ⅱ	瀬戸川	滝之谷川	滝之谷沢２	瀬戸ノ谷	4	神平沢
60	214-Ⅱ	瀬戸川	滝之谷川	滝之谷沢３	瀬戸ノ谷	1	下ノ向沢
61	214-Ⅱ	瀬戸川	滝沢川	菩堤葛葉沢川	滝沢	1	菩堤葛葉沢川
62	214-Ⅱ	瀬戸川	滝沢川	上滝沢２	滝沢	1	押越沢
63	214-Ⅱ	瀬戸川	滝沢川	上滝沢３	滝沢	2	野竹沢
64	214-Ⅱ	瀬戸川	滝沢川	上滝沢４	滝沢	6	滝沢井戸沢
65	214-Ⅱ	瀬戸川	滝沢川	上滝沢５	滝沢	2	中根開戸沢Ａ
66	214-Ⅱ	瀬戸川	滝沢川	上滝沢６	滝沢	2	中根開戸沢Ｂ
67	214-Ⅱ	瀬戸川	滝沢川	下滝沢	滝沢	2	市井沢
68	214-Ⅱ	瀬戸川	瀬戸川	宮原下沢１	宮原	8	神明沢
69	214-Ⅱ	瀬戸川	瀬戸川	宮原下沢２	宮原	4	町塚沢
70	214-Ⅱ	瀬戸川	瀬戸川	助宗沢１	助宗	6	西ノ谷沢
71	214-Ⅱ	瀬戸川	瀬戸川	山ノ神川	助宗	4	山神沢
72	214-Ⅱ	瀬戸川	瀬戸川	片倉川	助宗	4	片倉沢
73	214-Ⅱ	瀬戸川	瀬戸川	ナギノ谷沢	助宗	6	田土ノ谷沢
74	214-Ⅱ	瀬戸川	瀬戸川	中村沢	寺島	１１	寺島中村沢
75	214-Ⅱ	瀬戸川	瀬戸川	堀之内沢１	寺島	2	向山沢
76	214-Ⅱ	瀬戸川	谷稲葉川	谷稲葉沢１	谷稲葉	3	屋敷山沢
77	214-Ⅱ	瀬戸川	谷稲葉川	谷稲葉沢３	谷稲葉	3	上宅沢
78	214-Ⅱ	瀬戸川	谷稲葉川	谷稲葉沢５	谷稲葉	6	中村沢Ａ
79	214-Ⅱ	瀬戸川	瀬戸川	原沢２	原	0	原西沢
80	214-Ⅱ	瀬戸川	内瀬戸川	内瀬戸沢１	内瀬戸	3	内瀬戸西沢
81	214-Ⅱ	瀬戸川	内瀬戸川	内瀬戸沢２	内瀬戸	4	内瀬戸中沢
82	214-Ⅱ	瀬戸川	葉梨川	潮沢	潮	１０	潮北沢
83	214-Ⅱ	瀬戸川	葉梨川	仙沢	西方	２４	仙沢
84	214-Ⅱ	瀬戸川	葉梨川	森川	西方	２３	森川
85	214-Ⅱ	瀬戸川	葉梨川	仏沢	西方	3	仏沢
86	214-Ⅱ	瀬戸川	葉梨川	ビワ沢	西方	0	ビワ沢
87	214-Ⅱ	瀬戸川	葉梨川	奥沢川左支渓	西方	6	奥沢川左支渓
88	214-Ⅱ	瀬戸川	葉梨川	湯野木沢	北方	4	湯野木沢
89	214-Ⅱ	瀬戸川	葉梨川	西方沢１	西方	5	小楠の谷
90	214-Ⅱ	瀬戸川	葉梨川	西方沢２	西方	5	大沢渡
91	214-Ⅱ	瀬戸川	葉梨川	北方沢２	北方	0	女川沢
92	214-Ⅱ	瀬戸川	葉梨川	田中沢１	下之郷	２８	竜門地沢
93	214-Ⅱ	瀬戸川	葉梨川	半谷沢１	下之郷	7	半谷沢
94	214-Ⅱ	瀬戸川	葉梨川	半谷沢２	下之郷	8	下半谷沢

95	214-Ⅱ	瀬戸川	葉梨川	花倉沢１	花倉	６	勝クリ谷沢
96	214-Ⅱ	瀬戸川	葉梨川	花倉沢２	花倉	６	東砂川
97	214-Ⅱ	瀬戸川	葉梨川	花倉沢３	花倉	０	鹿蹄渡沢
98	214-Ⅱ	瀬戸川	葉梨川	高田沢	高田	１	高田沢
99	214-Ⅱ	瀬戸川	葉梨川	上藪田沢	上藪田	２	上藪田沢
100	214-Ⅱ	瀬戸川	葉梨川	下之郷沢	下之郷	０	横見沢
101	214-Ⅱ	瀬戸川	葉梨川	牛乗沢	時ヶ谷	１７	猫又沢
102	214-Ⅱ	瀬戸川	葉梨川	三沢	時ヶ谷	３７	五鬼免沢
103	214-Ⅱ	瀬戸川	滝沢川	上滝沢１	滝沢	０	平畑沢
104	214-Ⅱ	瀬戸川	葉梨川	北方沢１	北方	７	滝ノ谷
105	214-Ⅱ	瀬戸川	葉梨川	滝ノ谷	北方	７	矢田沢
106	214-Ⅱ	瀬戸川	葉梨川	西方沢３	西方	６	殿ヶ谷沢
107	214-Ⅱ	瀬戸川	葉梨川	中ノ合沢	中ノ合	９	西ノ沢
108	214-Ⅱ	瀬戸川	葉梨川	時ヶ谷沢	時ヶ谷	９４	主前沢
109	214-Ⅱ	瀬戸川	葉梨川	中藪田沢１	中藪田	３４	樽ヶ谷沢
110	214-Ⅱ	瀬戸川	瀬戸川	原沢３	本郷	１４	イモン沢
111	214-Ⅱ	瀬戸川	瀬戸川	紺屋川右支渓	本郷	１４	古海戸沢
112	214-Ⅲ	大井川	大久保川	大久保沢	瀬戸ノ谷	０	宮沢
113	214-Ⅲ	瀬戸川	瀬戸川	峠沢１	瀬戸ノ谷	０	板堀沢
114	214-Ⅲ	瀬戸川	瀬戸川	峠沢２	瀬戸ノ谷	２	松葉沢
115	214-Ⅲ	瀬戸川	瀬戸川	藤太夫島沢１	本郷	０	中連沢
116	214-Ⅲ	瀬戸川	瀬戸川	寺島沢	寺島	３	大谷沢
117	214-Ⅲ	瀬戸川	谷稲葉川	谷稲葉沢２	谷稲葉	０	谷田ノ沢
118	214-Ⅲ	瀬戸川	谷稲葉川	谷稲葉沢４	谷稲葉	８	中村沢Ｂ
119	214-Ⅲ	瀬戸川	内瀬戸谷川	内瀬戸沢３	内瀬戸	０	内瀬戸東沢
120	401-Ⅰ	瀬戸川	朝比奈川	玉取沢川	岡部町玉取	６	玉取沢川
121	401-Ⅰ	瀬戸川	朝比奈川	沖島沢	岡部町玉取	４	沖島沢
122	401-Ⅰ	瀬戸川	青羽根川	青羽根川	岡部町青羽根	６	青羽根川
123	401-Ⅰ	瀬戸川	朝比奈川	シボ沢川	岡部町宮島	２２	シボ沢川
124	401-Ⅰ	瀬戸川	朝比奈川	小園沢２	岡部町宮島	１８	小園井戸沢
125	401-Ⅰ	瀬戸川	吐呂川	山田ノ谷沢	岡部町内谷	２９	山田ノ谷沢
126	401-Ⅰ	瀬戸川	吐呂川	楠木沢	岡部町内谷	３３	楠木沢
127	401-Ⅰ	瀬戸川	朝比奈川	笹川沢	岡部町新舟	３	笹川沢
128	401-Ⅰ	瀬戸川	朝比奈川	笹川沢	岡部町新舟	１０	的沢下左支渓
129	401-Ⅰ	瀬戸川	朝比奈川	的沢左支川	岡部町新舟	７	的沢上左支渓
130	401-Ⅰ	瀬戸川	朝比奈川	的沢	岡部町新舟	７	的沢
131	401-Ⅰ	瀬戸川	吐呂川	桐ヶ谷沢	岡部町三輪	２５	桐ヶ谷沢
132	401-Ⅰ	瀬戸川	朝比奈川	井戸沢	岡部町殿	９	殿井戸沢
133	401-Ⅰ	瀬戸川	野田沢川	西ノ谷	岡部町野田沢	２	西ノ谷沢
134	401-Ⅰ	瀬戸川	吐呂川	大滝沢	岡部町三輪	８３	大滝沢
135	401-Ⅰ	瀬戸川	朝比奈川	外神沢	岡部町三輪	９５	外神沢
136	401-Ⅰ	瀬戸川	朝比奈川	須谷沢	岡部町桂島	１	須谷沢
137	401-Ⅰ	瀬戸川	朝比奈川	子持坂沢	岡部町子持坂	１８	子持坂沢
138	401-Ⅰ	瀬戸川	岡部川	湯谷沢１	岡部町岡部	５	湯谷北沢
139	401-Ⅰ	瀬戸川	岡部川	湯谷沢２	岡部町岡部	５	湯谷南沢
140	401-Ⅰ	瀬戸川	岡部川	立花沢	岡部町岡部	２０	立花沢
141	401-Ⅰ	瀬戸川	岡部川	二反田沢	岡部町岡部	７４	二反田沢
142	401-Ⅰ	瀬戸川	岡部川	牛ヶ谷沢	岡部町岡部	１４	牛ヶ谷沢
143	401-Ⅰ	瀬戸川	岡部川	平治ヶ谷沢	岡部町岡部	１７	平治ヶ谷沢

144	401-Ⅰ	瀬戸川	岡部川	堀切沢	岡部町岡部	３６	堀切沢
145	401-Ⅰ	瀬戸川	岡部川	小胡挟沢	岡部町岡部	１６	小胡挟沢
146	401-Ⅰ	瀬戸川	岡部川	小柳沢	岡部町内谷	３９	枳ヶ谷沢
147	401-Ⅰ	瀬戸川	岡部川	糸繰ヶ谷沢	岡部町内谷	３６	糸繰ヶ谷沢
148	401-Ⅰ	瀬戸川	岡部川	天神前沢	岡部町岡部	５１	天神前沢
149	401-Ⅰ	瀬戸川	朝比奈川	堂々沢	岡部町三輪	５０	堂々沢
150	401-Ⅰ	瀬戸川	吐呂川	仏体飼戸沢	岡部町内谷	４２	仏体飼戸沢
151	401-Ⅰ	瀬戸川	吐呂川	内谷沢	岡部町内谷	２６	内谷沢
152	401-Ⅱ	瀬戸川	朝比奈川	玉取沢左支渓	岡部町玉取	1	玉取沢左支渓
153	401-Ⅱ	瀬戸川	朝比奈川	ワラビマ沢	岡部町玉取	2	ワラビマ沢
154	401-Ⅱ	瀬戸川	朝比奈川	谷倉沢左支渓	岡部町玉取	0	谷倉沢左支渓
155	401-Ⅱ	瀬戸川	朝比奈川	ホリキリ南沢	岡部町玉取	2	ホリキリ南沢
156	401-Ⅱ	瀬戸川	朝比奈川	谷倉沢右支渓１	岡部町玉取	2	谷倉沢上右支渓
157	401-Ⅱ	瀬戸川	朝比奈川	ホリキリ北沢	岡部町玉取	1	ホリキリ北沢
158	401-Ⅱ	瀬戸川	朝比奈川	谷倉沢右支渓２	岡部町玉取	3	谷倉沢下右支渓
159	401-Ⅱ	瀬戸川	朝比奈川	谷倉下沢	岡部町玉取	2	谷倉下沢
160	401-Ⅱ	瀬戸川	朝比奈川	松ノ平沢	岡部町玉取	4	松ノ平沢
161	401-Ⅱ	瀬戸川	朝比奈川	青羽根川右支川	岡部町青羽根	2	ヤブヤ沢
162	401-Ⅱ	瀬戸川	青羽根川	日向沢	岡部町青羽根	3	神谷沢
163	401-Ⅱ	瀬戸川	青羽根川	日向沢	岡部町青羽根	2	日向沢
164	401-Ⅱ	瀬戸川	青羽根川	神谷沢	岡部町玉取	1	玉取西沢
165	401-Ⅱ	瀬戸川	朝比奈川	小園沢１	岡部町宮島	3	ガニヤキ沢
166	401-Ⅱ	瀬戸川	朝比奈川	板取沢１	岡部町宮島	5	板取上沢
167	401-Ⅱ	瀬戸川	朝比奈川	宮島下沢	岡部町宮島	9	宮島下沢
168	401-Ⅱ	瀬戸川	朝比奈川	西ノ平沢	岡部町新舟	2	西ノ平沢
169	401-Ⅱ	瀬戸川	野田沢川	西又川左支渓	岡部町宮島	1	西又川左支渓
170	401-Ⅱ	瀬戸川	野田沢川	野田沢川	岡部町野田沢	2	野田沢川
171	401-Ⅱ	瀬戸川	野田沢川	柳沢	岡部町野田沢	7	柳沢
172	401-Ⅱ	瀬戸川	野田沢川	竹ノ沢	岡部町野田沢	7	竹ノ沢
173	401-Ⅱ	瀬戸川	野田沢川	野田沢川左支渓１	岡部町野田沢	1	竹ノ沢上左支渓
174	401-Ⅱ	瀬戸川	野田沢川	野田沢川左支渓２	岡部町野田沢	2	竹ノ沢下左支渓
175	401-Ⅱ	瀬戸川	野田沢川	野田沢川左支渓３	岡部町野田沢	2	野田沢上左支渓
176	401-Ⅱ	瀬戸川	野田沢川	野田沢川左支渓４	岡部町野田沢	2	野田沢下左支渓
177	401-Ⅱ	瀬戸川	野田沢川	杉沢	岡部町殿	7	杉沢
178	401-Ⅱ	瀬戸川	野田沢川	二ッ谷沢２	岡部町殿	5	二ッ谷上沢
179	401-Ⅱ	瀬戸川	野田沢川	二ッ谷沢３	岡部町殿	5	二ッ谷中沢
180	401-Ⅱ	瀬戸川	野田沢川	二ッ谷沢４	岡部町殿	4	二ッ谷下沢
181	401-Ⅱ	瀬戸川	朝比奈川	羽佐間沢２	岡部町羽佐間	１５	羽佐間上沢
182	401-Ⅱ	瀬戸川	朝比奈川	羽佐間沢３	岡部町羽佐間	7	羽佐間下沢
183	401-Ⅱ	瀬戸川	朝比奈川	神入沢	岡部町桂島	2	神入沢
184	401-Ⅱ	瀬戸川	朝比奈川	向山沢	岡部町羽佐間	2	向山沢
185	401-Ⅱ	瀬戸川	朝比奈川	関谷沢	岡部町桂島	2	関谷沢
186	401-Ⅱ	瀬戸川	朝比奈川	丹社沢	岡部町桂島	2	丹社沢
187	401-Ⅱ	瀬戸川	谷川川	谷川沢	岡部町桂島	1	谷川沢
188	401-Ⅱ	瀬戸川	朝比奈川	兎島沢	岡部町桂島	8	兎島沢
189	401-Ⅱ	瀬戸川	岡部川	廻沢	岡部町岡部	1	廻沢
190	401-Ⅱ	瀬戸川	岡部川	葛袋沢	岡部町岡部	2	葛袋沢
191	401-Ⅱ	瀬戸川	岡部川	赤目沢	岡部町岡部	4	赤目沢
192	401-Ⅱ	瀬戸川	岡部川	オバン沢	岡部町岡部	5	オバン沢

193	401-Ⅱ	瀬戸川	岡部川	後沢	岡部町岡部	2	後沢
194	401-Ⅱ	瀬戸川	岡部川	廻沢	岡部町岡部	1	小廻沢
195	401-Ⅱ	瀬戸川	岡部川	横添沢	岡部町岡部	9	横添沢
196	401-Ⅱ	瀬戸川	岡部川	横添沢	岡部町岡部	5	吉ノ本沢
197	401-Ⅱ	瀬戸川	吐呂川	林ノ辻川	岡部町三輪	１７	林ノ辻川
198	401-Ⅱ	瀬戸川	朝比奈川	宮ノ沢	岡部町新舟	１４	宮ノ沢
199	401-Ⅱ	瀬戸川	野田沢川	二ツ谷沢１	岡部町殿	6	二ツ谷北沢
200	401-Ⅱ	瀬戸川	谷川川	谷川山沢	岡部町桂島	1	谷川山沢
201	401-Ⅱ	瀬戸川	岡部川	柳沢	岡部町内谷	５４	柳沢
202	401-Ⅱ	瀬戸川	朝比奈川	板取沢２	岡部町宮島	3	板取下沢
203	401-Ⅱ	瀬戸川	朝比奈川	後沢	岡部町宮島	１２	宮島後沢
204	401-Ⅲ	瀬戸川	野田沢川	大野原沢	岡部町殿	1	大野原沢
205	401-Ⅲ	瀬戸川	朝比奈川	羽佐間沢１	岡部町羽佐間	1	羽佐間西沢
206	214-S-001	大井川	大久保川	瀬戸ノ谷沢	瀬戸ノ谷	1	大久保沢
207	214-S-005	瀬戸川	瀬戸川	本郷沢	本郷	5	本郷荻間沢
208	214-S-006	瀬戸川	滝沢川	滝沢沢	滝沢	0	菩提東沢
209	214-S-007	瀬戸川	滝沢川	滝沢沢１	滝沢	1	上滝沢沢
210	214-S-010	瀬戸川	滝沢川	滝沢沢４	滝沢	1	市井沢川
211	214-S-013	瀬戸川	瀬戸川	宮原沢	宮原	１１	宮原北沢
212	214-S-016	瀬戸川	瀬戸川	寺島沢	寺島	8	寺島北沢
213	214-S-018	瀬戸川	瀬戸川	堀之内沢１	堀之内	0	運動公園西沢
214	214-S-019	瀬戸川	瀬戸川	堀之内沢２	堀之内	0	運動公園中沢
215	214-S-020	瀬戸川	瀬戸川	原沢	原	0	運動公園北沢
216	214-S-021	瀬戸川	瀬戸川	原沢１	原	0	原南沢
217	214-S-024	瀬戸川	内瀬戸谷川	志太沢２	駿河台三丁目	１１	志太上沢
218	214-S-025	瀬戸川	内瀬戸谷川	駿河台５丁目３沢	内瀬戸	0	内瀬戸北沢
219	214-S-031	瀬戸川	葉梨川	北方沢１	北方	1	北方北沢
220	214-S-032	瀬戸川	葉梨川	北方沢２	北方	１４	白藤沢
221	214-S-033	瀬戸川	葉梨川	北方沢３	北方	4	北方南沢
222	214-S-035	瀬戸川	葉梨川	西方沢３	西方	3	西方南沢
223	214-S-043	瀬戸川	葉梨川	花倉沢４	花倉	1	花倉西沢
224	214-S-044	瀬戸川	葉梨川	時ヶ谷沢	時ヶ谷	1	時ヶ谷沢
225	212-S-052	瀬戸川	朝比奈川	玉取２	岡部町玉取	4	谷倉沢東沢
226	212-S-054	瀬戸川	朝比奈川	玉取４	岡部町玉取	4	谷倉沢南沢
227	212-S-056	瀬戸川	朝比奈川	玉取６	岡部町玉取	5	近又中沢
228	212-S-057	瀬戸川	朝比奈川	玉取７	岡部町玉取	5	近又南沢
229	212-S-061	瀬戸川	朝比奈川	宮島４	岡部町宮島	２３	宮島東沢
230	212-S-062	瀬戸川	朝比奈川	新舟１	岡部町新舟	2	笹川下沢
231	212-S-067	瀬戸川	朝比奈川	桂島１	岡部町桂島	6	下川原沢
232	212-S-068	瀬戸川	朝比奈川	桂島２	桂島	6	
232	212-S-069	瀬戸川	朝比奈川	桂島３	岡部町桂島	4	谷川口沢
233	212-S-070	瀬戸川	岡部川	岡部１	岡部町岡部	8	横添西沢
234	212-S-073	瀬戸川	岡部川	岡部４	岡部町岡部	９５	天神前西沢
235	212-S-074	瀬戸川	岡部川	内谷１	岡部町内谷	８２	内谷中沢

第４表　水位の種類及び内容

表４－１　水位の種類及び内容

種　　類	内　　容
計画高水位	工事実施基本計画に従って、計画高水位及び計画横断形に基づいて、又は流水の貯留を考慮して、河川管理者が定めた高水位をいう。
水防団待機水位 （通報水位） （指定水位）	・ 流量からみた場合は、計画高水流量の約２割の流量が流れる水位 ・ １年間に５～１０日起こる程度の水位 ※ １年間の水位記録を大きい順に並べ、大きい方から５～１０番目の水位をとる。但し、過去何年間かを参考にするが、河川改修等による河川形状の変化が有れば、この基準は使えない。 ・ 有堤でしかも複断面の川であればほぼ高水敷にのる水位 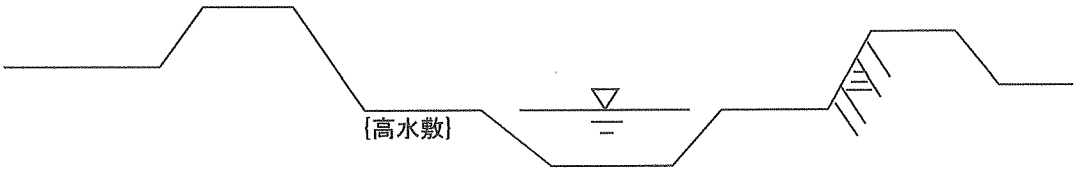
氾濫注意水位 （警戒水位）	・ 流量からみた場合、計画高水流量のほぼ半分になる水位 ・ 平均低水位から計画高水位までの下から６割の水位 ※ 平均低水位とは、ある期間中の観測水位(普通は１日平均水位)の合計を観測日数で割ったものである平均水位より低い水位だけを平均した水位 ・ 約３年間に１回起こる程度の水位 ※ 水位の超過確率を考え３年確率相当水位を求める ・ 有堤部複断面の川では表小段の高さにほぼ一致する水位 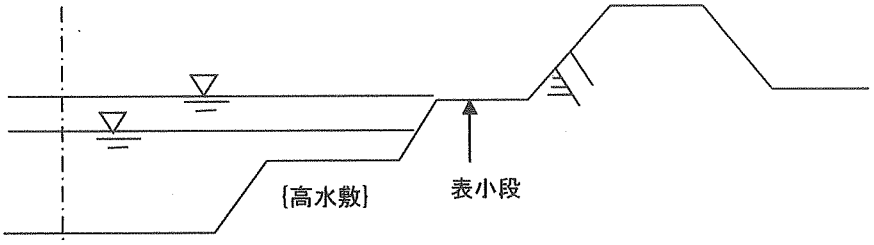
避難判断水位	・ 市町長の高齢者等避難の発令判断の目安、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位 ・ 高齢者等避難の発令・情報伝達・避難場所の開設等に要する時間を考慮するとともに、過去の洪水における個々の河川ごとの水位上昇速度、避難判断水位への到達頻度等の出水特性等を総合的に考慮し設定する。
氾濫危険水位 （危険水位） （洪水特別警戒水位）	・ 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こる恐れがある水位であり、市町長の避難指示等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考となる水位である。 ・ 以下に示す水位のうち低い方の水位を設定する。ただし、掘込河川で堤内地盤高に比して計画高水位が相当程度低い場合、計画高水位の設定のない場合等にあってはこの限りではない。 ① 計画高水位 ② 洪水予報観測所において当該水位の洪水予報観測所換算水位を観測時時点から当該危険個所において越水又は嗹水が発生するまでに、避難指示の発令、情報伝達及び避難を完了させることが可能となるよう、水位上昇速度及び避難等に要する時間（リードタイム）を考慮して設定した水位 ・ 改修事業に進捗等、状況の変化に応じ見直しを行う。

水防団待機水位(通報水位)、氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）は、表.4-1 の基準を参考に決定する。しかしながら、各水位設定については、それに伴う水防活動にかかる時間とのかねあいが必要であり、特に氾濫注意水位(警戒水位)が発表されてから水防団が出動し、水防準備体制が整う時間が重要である。簡単にいえば洪水到達時間の短い川では、水位の上昇が早いであろうし、それ故水位は固定的なものではなく水防準備にかかる時間と、洪水到達時間を考慮しつつ表.4-1 の基準をふまえ、各水位を決めなければならない。河川ごとに図.4-1 のような調査を行い考慮する必要がある。

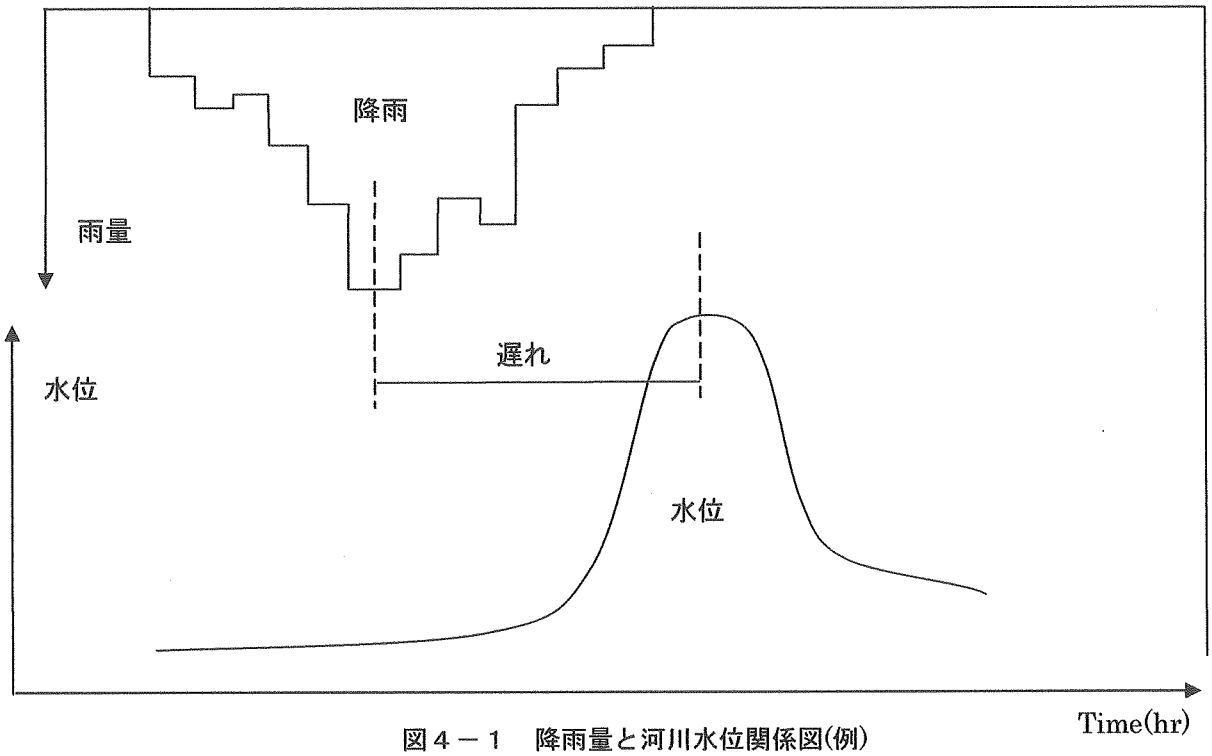

図４－１　降雨量と河川水位関係図(例)

指定河川における情報提供について

発表情報名		水　防　警　報	洪　水　予　報	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）
指定河川名		水防警報河川	洪水予報河川	水位周知河川
対象河川	直轄	洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川、湖沼	流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川	洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川
	県	洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川、湖沼	流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川	洪水予報河川以外の河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川
情報提供の内容		水防警報とは、国または静岡県が指定した河川において、藤枝市の水防活動の指針となる情報として、水位等を示して発表する	洪水予報とは、国または静岡県が指定した河川において、洪水が生じる恐れがある場合に藤枝市や住民に対して、気象庁（降雨予測）と国又は静岡県（水位予測）が共同して洪水の情報を発表する	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）とは避難等の目安となる水位であり、国または静岡県が指定した河川において、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達した場合、藤枝市や住民へ氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達により迅速・的確な避難指示等の発令が可能となる
発表内容・種類		準備、出動、情報、解除等の警報種類があり、現況の河川水位の段階毎に発表する	氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）、氾濫危険情報（洪水警報）及び氾濫発生情報があり、水位、流量又は雨量の現況値と２～３時間後の予測値を示して発表する	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報に、現況の水位及び必要に応じて補足情報を示して発表する
基準水位	直轄	中部地方整備局所管河川は、氾濫注意水位(警戒水位)：準備、出動水位：出動	氾濫注意水位（警戒水位） 避難判断水位 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	氾濫危険水位 （洪水特別警戒水位）
	県	氾濫注意水位（警戒水位）		

情報提供の対象者	藤枝市・水防団	藤枝市・水防団 一般住民	藤枝市・水防団 一般住民
法的根拠	水防法第１６条	水防法第１０条、第１１条 気象業務法	水防法第１３条
備考	中部地方整備局所管の河川と静岡県管理河川との基準水位に違いがあるため、注意が必要	藤枝市で発表する避難等の参考となる	平成 26 年 4 月 8 日付国水環第 2 号「洪水時における情報提供の充実について」により改正 藤枝市で発表する避難等の参考となる

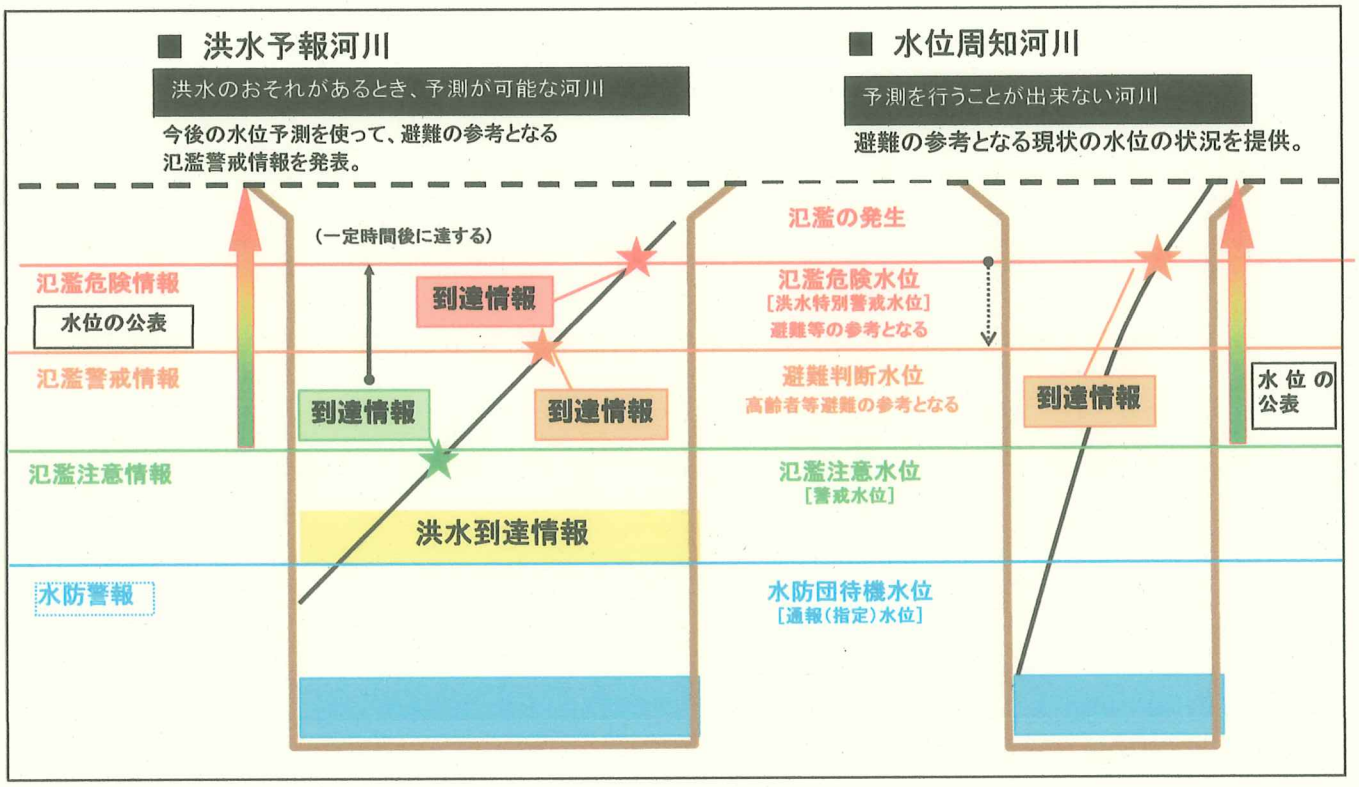

洪水予報河川と水位周知河川について

水位の予測が困難であるため、予め避難に要する時間等をもとに避難の参考となる避難判断水位を設定した上で情報を提供。

第5表　輸送車・作業車一覧表

令和5年4月現在

課　名	所有	リース	合計	内共済加入	原付	軽乗用	小型乗用	普通乗用	軽貨物	小型貨物	普通貨物	軽特種	小型特種	普通特種	普通乗合	（リース）軽貨物
大規模災害対策課	3	0	3	3							1			2		
地域防災課	32	1	33	33								1		32		
資産管理課	38	0	38	36	1	4	4	4	14	9					2	
納税課	1	0	1	1					1							
西益津地区交流センター	1	0	1	1					1							
交通安全・地域安全課	1	0	1	1			1									
広幡地区交流センター	1	0	1	1					1							
稲葉地区交流センター	1	0	1	1					1							
藤枝地区交流センター	1	0	1	1					1							
青島北地区交流センター	1	0	1	1					1							
葉梨地区交流センター	1	0	1	1					1							
青島南地区交流センター	1	0	1	1					1							
大洲地区交流センター	1	0	1	1					1							
高洲地区交流センター	1	0	1	1					1							
市民課	1	0	1	0										1		
文化財課	1	0	1	1						1						
街道・文化課	1	0	1	1					1							
障害福祉課	1	0	1	1						1						
こども課	7	0	7	6				1	6							
介護福祉課	9	0	9	9		2			7							
健康推進課	9	0	9	9		1	1		6	1						
地域包括ケア推進課	2	1	3	0			1	1							1	
こども・若者支援課	4	0	4	4		3	1									
福祉政策課	3	0	3	3		1	1			1						
子ども発達支援センター	5	0	5	5		1			4							
農業振興課	1	0	1	1					1							
花と緑の課	4	0	4	4					1	3						
中山間地域活性化推進課	5	0	5	5			1		4							
産業政策課	2	0	2	2					1	1						
道路課	6	0	6	6					2		2	1		1		
河川課	1	0	1	1										1		
中心市街地活性化推進課	1	0	1	1						1						
生活環境課	17	0	17	17					3	1	5			8		
上水道課	12	0	12	12					7	3				2		
下水道課	5	0	5	5					3	2						
環境政策課	1	0	1	1						1						
岡部支所	4	0	4	4					3	1						
秘書課	2	0	2	2				2								
西部給食センター	1	0	1	1					1							
中部給食センター	1	0	1	1					1							
北部給食センター	1	0	1	1					1							
スポーツ振興課	1	0	1	0						1						
岡出山図書館	2	0	2	2					1					1		
駅南図書館	2	0	2	2		1			1							
生涯学習課	2	0	2	2					1	1						
教育政策課	11	0	11	9				1	9						1	
議会事務局	1	0	1	1				1								
地域交通課	10	0	10	0										1	9	
合　計	220	2	222	202	1	13	10	10	88	28	8	2	0	49	13	0

第６表　水防工法一覧

原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材 現在
水があふれる（越水）		積み土のう工	堤防の上端（天端）に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒
		せき板工	堤防の上端（天端）にくいを打ちせき版をたてる	都市周辺河川（土のうの入手困難）	鋼製支柱、軽量鋼板
		蛇かご積み工	堤防の上端（天端）に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート
		水マット工（連結水のう工）	堤防の上端（天端）にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川（土のう、板など入手困難）	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ、
		裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面（裏のり面）をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵
		裏シート張り工	堤防の居住側堤防斜面（裏のり面）を防水シートで被覆する	都市周辺河川（むしろ、竹の入手困難）	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう
漏水	居住側（川裏）対策川側（川表）対策	釜段工（釜築き、釜止め）	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川（土砂、土のうの入手困難）	既製水のうポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工（簡易釜段工）	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川（土砂、土のうの入手困難）	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
		月の輪工	居住側堤防斜面（裏のり）部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		水マット月の輪工	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先にかかるようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川（土砂、土のうの入手困難）	既製水のう、くい土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先平地に底抜きたるまたはおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	居住側堤防斜面（裏のり）、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川（漏水量の少ない箇所）	防水シート、丸太、竹
漏水	川側（川表）対策	詰め土のう工	川側堤防斜面（川表のり面）の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川（構造物のあるところ、水深の浅い部分）	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	川側（川表）の漏水面にむしろを張る	一般河川（水深の浅い所）	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川側（川表）の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川（漏水面の広い所）	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう
		シート張り工	川側（川表）の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川（むしろが入手困難）	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川側（川表）の漏水面にたたみを張る	一般河川（水深の浅いところ）	土俵の代わりに土のう
深掘れ	（洗掘）	むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、シート張り工、たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
		木流し工（竹流し工）	樹木（竹）に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい
		立てかご工	川側堤防斜面（表のり面）に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線
		捨て土のう工 捨て石工	川側堤防斜面（表のり面）決壊箇所に土のうまたは大きな石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
		竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、堤防斜面（のり面）を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう

決壊		わ く 入 れ 工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご
		築きまわし工	堤防の川側（表）が決壊したとき、断面の不足を居住側堤防斜面（裏のり）で補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り堤防斜面（のり面）を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう
き裂	上端（端）	折 り 返 し 工	上端（天端）のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	上端（天端）～居住側堤防斜面（裏のり）	控 え 取 り 工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継 ぎ 縫 い 工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張り き裂防止工	継ぎ逢い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、土のう
居住側堤防斜面（裏のり）崩壊	き裂	五 徳 縫 い 工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
		五 徳 縫 い 工 （くい打ち）	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
		竹 さ し 工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂が浅いとき、堤防斜面（のり面）がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		力ぐい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり）先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
		か ご 止 め 工	居住側堤防斜面（裏のり面）にひし形状にくいを打ち、竹または鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	崩壊	立 て か ご 工	居住側堤防斜面（裏のり面）に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち積み 土のう工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	居住側堤防斜面（裏のり面）に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい 打ち工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め 土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
		築 き ま わ し 工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
その他		流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口
		水防対策車	現地対策本部の設置		一般河川 指揮車、無線車

第7表　水防倉庫及び備蓄資

対象番号	河川名	水防倉庫		位置		管理者	杭木	空俵	縄	鉄線	蛇篭	シート	蛸木	鉄杭	掛矢	担架	ショベル	つるはし	鋸	斧	ペンチ	鎌	ジョレン	照明具	救命綱	石箕	脚立	一輪車
		名称	面積（㎡）	市町	大字		本	枚	kg	kg	本	枚	丁	本	本	本	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	灯	本	ヶ	個	台
1	葉梨川	上当間	33.99	藤枝市	上当間	藤枝市長	500	3000	2	20	1000	2	0	0	5	0	5	5	4	5	1	0	5	0	0	10	1	1
2	〃	葉梨	29.81	〃	下之郷	〃	500	3000	5	25	1150	2	0	0	5	0	5	5	5	5	1	0	5	0	0	10	1	1
3	朝比奈川	横内	42.80	〃	横内	〃	500	3000	3	5	1000	2	0	0	5	0	6	5	5	0	0	0	11	0	0	35	1	1
4	〃	村良	19.87	〃	岡部町村良	〃	120	4000	2	100	0	12	0	18	11	0	25	8	4	0	4	4	5	0	0	10	1	1
5	〃	殿	19.87	〃	岡部町殿	〃	100	4000	2	100	0	3	0	0	9	0	13	5	3	0	2	0	3	0	0	10	1	1
6	〃	小園	19.87	〃	岡部町宮島	〃	100	4000	2	100	0	3	0	0	9	0	19	5	4	1	2	0	5	0	0	10	1	1
7	朝比奈川	内谷	19.87	〃	岡部町内谷	〃	100	2000	2	50	0	5	0	0	8	0	12	1	3	0	2	0	4	0	0	10	1	1
8	瀬戸川	本郷	33.99	〃	本郷	〃	1500	3000	3	7	1000	2	0	0	8	0	6	5	5	0	0	0	5	0	0	11	1	1
9	〃	中里	32.39	〃	瀬戸ノ谷	〃	200	3000	3	5	1000	2	0	0	7	1	7	5	2	0	0	0	5	0	0	10	1	1
10	〃	志太	33.05	〃	志太四丁目	〃	500	3000	3	15	1000	2	0	0	8	0	8	5	5	0	0	0	5	0	0	10	1	1
11	〃	茶町	34.67	〃	茶町二丁目	〃	500	2000	3	5	1600	1	0	0	6	0	4	2	1	0	0	0	4	0	0	10	2	1
12	〃	稲川	19.44	〃	稲川	〃	500	2600	3	35	1197	10	0	0	20	0	20	20	0	0	0	0	11	1	0	30	2	3
13	〃	築地	29.81	〃	築地	〃	500	3000	5	15	1200	2	0	0	5	0	5	5	4	4	1	0	4	0	0	8	1	1
14	〃	宮原	31.59	〃	宮原	〃	500	3000	3	20	850	2	0	0	5	0	5	5	5	0	0	0	5	0	0	10	1	1
15	滝沢川	滝沢	29.81	〃	滝沢	〃	400	2600	3	15	1300	1	0	0	5	1	5	5	5	5	2	0	5	2	0	10	1	1
16	谷稲葉川	谷稲葉	29.81	〃	谷稲葉	〃	500	2000	3	5	929	2	0	0	5	0	5	5	5	0	0	0	5	0	0	10	1	1
17	東光寺川	青南町	13.84	〃	青南町五丁目	〃	500	2000	3	7	1000	2	0	0	5	0	7	5	5	0	0	0	5	0	0	10	1	1
18	大久保川	大久保	21.94	〃	瀬戸ノ谷	〃	500	3000	3	6	1358	2	0	0	5	1	19	3	4	0	0	0	5	2	0	10	2	1
19	大井川	善左衛門	33.99	〃	五平	〃	100	1400	3	40	1180	4	0	0	5	0	6	5	5	0	0	0	5	0	0	10	0	1
計	19箇所																											

第８表　水防関係電話番号一覧

令和５年４月１日　現在

機　関　名	電話番号	所　在　地
静岡県庁	054-221-2455	静岡市葵区追手町９－６
静岡県水防本部（県河川砂防局）	〃221-3259	〃　　〃
静岡県危機管理部危機対策課	〃221-2072	〃　　〃
静岡県中部地域局	〃644-9168	藤枝市瀬戸新屋３６２－１
島田土木事務所	0547-37-1035	島田市道悦五丁目７－１
藤枝警察署（警備課）	054-641-0110	藤枝市緑町一丁目３－５
国土交通省静岡河川事務所	〃273-9104	静岡市葵区田町３－１０８
自衛隊静岡地方協力本部	〃261-3151	静岡市葵区柚木３６６
NHK 静岡放送局	〃281-9003	静岡市駿河区八幡一丁目６－１
静岡地方気象台	〃286-3411	静岡市駿河区曲金二丁目１－５
藤枝市役所	〃643-3111	藤枝市岡出山一丁目１１－１
藤枝市水防本部（河川課）	〃643-3516	〃　　〃
藤枝災害対策本部（大規模災害対策課）	〃643-3119	〃　　〃
志太消防本部（藤枝消防署）	〃641-1878	〃　稲川２００－１
JR 東海藤枝駅	〃641-0225	〃　駅前一丁目１－１
しずてつジャストライン㈱岡部営業所	〃667-8677	藤枝市岡部町内谷７００－１
吉田観光㈱	0548-33-0001	榛原郡吉田町神戸７９０－５
中部電力㈱藤枝営業所	054-641-3311	藤枝市青木二丁目１７－３９
静岡県志太榛原農林事務所	〃644-9206	藤枝市瀬戸新屋３６２－１
大井川土地改良区事務所	0547-37-7151	島田市中央町３０－２
焼津市（災害情報管理室）	054-623-1269	焼津市石津７２８－２
島田市（危機管理課）	0547-36-7143	島田市中央町１番の１

◎その他非常無線通信施設を有する機関は次のとおりである。

局　名	事務所名	電話番号	通信所所在地	摘　要
建設静岡	静岡河川事務所	054-273-9104	静岡市葵区田町 3-108	
防災高根山	高根山中継局		藤枝市瀬戸ノ谷字高 9963-1	59.30,54.80MHZ
防災藤枝	藤枝市役所	054-643-3111	藤枝市岡出山一丁目 11-1	466.81525MHZ
志太消防	藤枝消防署	054-631-4316	〃　稲川 200-1	149.61,149.69MHZ
〃	北分署	054-631-4326	〃　横内 515-8	〃　・　〃
〃	南分署	054-631-4328	〃　田沼三丁目 11-22	〃　・　〃

第9表　避難施設一覧表

(A) 指定緊急避難場所

No.	名称	所在地	電話	FAX	施設概要							
					構造	利用場所	収容人員(1人／3㎡) 延面積 (㎡)	収容人員 (人)	構造	利用場所	収容人員(1人／6㎡) 延面積 (㎡)	収容人員 (人)
1	瀬戸谷地区交流センター	本郷876	639-0120	648-2755	鉄骨	会議室等	229	(229)	—	—	—	—
2	瀬戸谷小学校	本郷872	639-0224	639-0643	鉄骨	屋内運動場等	690	230	鉄筋コンクリート	校舎等	2,732	455
3	稲葉地区交流センター	寺島851	643-5005	647-2767	鉄筋	会議室等	114	(63)	—	—	—	—
4	稲葉小学校	堀之内2337	641-0789	641-8867	鉄骨	屋内運動場等	875	291	鉄筋コンクリート	校舎等	2,587	431
5	堀之内公民館	堀之内523-8	—	—	鉄骨・木造	会議室等	61	61	—	—	—	—
6	谷稲葉会館	谷稲葉473-3	—	—	木造	会議室等	51	51	—	—	—	—
7	葉梨地区交流センター	上藪田759	638-1376	648-1510	鉄筋一部鉄骨	会議室等	212	212	—	—	—	—
8	葉梨中学校	中ノ合336	638-0003	638-0014	鉄骨	屋内運動場等	2,233	744	鉄筋コンクリート	校舎等	3,792	632
9	広幡地区交流センター	鬼島387	643-1766	647-3771	鉄筋	会議室等	143	(63)	—	—	—	—
10	広幡中学校	上当間602	641-0763	641-1901	鉄骨	屋内運動場等	2,200	733	鉄筋コンクリート	校舎等	3,988	664
11	西益津地区交流センター	立花2-6-8	641-8862	647-2313	鉄筋一部鉄骨	会議室等	136	(67)	—	—	—	—
12	西益津小学校	田中1－7－20	641-0400	641-0408	鉄骨	屋内運動場等	1,021	340	鉄筋コンクリート	校舎等	6,528	1,088
13	藤枝地区交流センター	五十海3-12-1	631-6451	646-5225	鉄筋一部鉄骨	会議室等	190	(190)	—	—	—	—
14	生涯学習センター	藤枝3－14	646-3211	646-3217	—	—	—	—	鉄筋コンクリート	ホール等	3,042	507
15	藤岡小学校	藤岡3－14－1	638-2661	638-2663	鉄骨	屋内運動場等	951	317	鉄筋コンクリート	校舎等	4,838	806
16	藤枝小学校	天王町1－1－1	641-0102	641-3758	鉄骨	屋内運動場等	1,255	418	鉄筋コンクリート	校舎等	5,382	897
17	青島北地区交流センター	南新屋14-1	645-2300	645-9900	鉄骨・鉄筋	会議室等	212	(212)	—	—	—	—
18	青島北小学校	南駿河台2－11－1	643-1116	643-1117	鉄骨	屋内運動場等	1,045	348	鉄筋コンクリート	校舎等	5,689	948
19	青島南地区交流センター	青葉町3-7-30	636-3765	634-0135	鉄筋	会議室等	170	(170)	—	—	—	—
20	青島小学校	下青島10	641-0239	641-5795	鉄骨	屋内運動場等	1,394	464	鉄筋コンクリート	校舎等	5,637	939
21	高洲地区交流センター	高柳4-9-13	635-1458	634-0278	鉄筋一部鉄骨	会議室等	256	(256)	—	—	—	—
22	高洲小学校	高柳1315	635-0780	635-5576	鉄骨	屋内運動場等	1,130	376	鉄筋コンクリート	校舎等	5,848	974
23	大洲地区交流センター	大洲3-17-12	636-0059	634-1791	鉄筋	会議室等	115	(115)	—	—	—	—
24	大洲小学校	大洲5－20	635-2441	635-2853	鉄骨	屋内運動場等	947	315	鉄筋コンクリート	校舎等	5,498	916
25	岡部支所	岡部町岡部6-1	667-3411	667-3482	鉄筋	会議室等	306	(306)	—	—	—	—
26	岡部支所分館	岡部町内谷601-3	667-3755	667-3985	鉄骨・鉄筋	会議室等	170	(170)	—	—	—	—
27	いきいき交流センター	岡部町宮島513－1	668-0860	668-0885	鉄筋鉄骨コンクリート	—	—	—	—	ホール等	950	158
28	岡部小学校	岡部町内谷997－2	667-0016	667-1956	鉄筋コンクリート	屋内運動場等	1,247	415	鉄筋コンクリート	校舎等	5,412	902
計							17,353	7,156			61,923	10,317

※(　)の収容人数は浸水を想定した場合

(B) 指定避難所

No.	名称	所在地	電話	FAX	施設概要							
					構造	利用場所	1人／3㎡ 延面積 (㎡)	収容人員 (人)	構造	利用場所	1人／6㎡ 延面積 (㎡)	収容人員 (人)
1	瀬戸谷小学校	本郷872	639-0224	639-0643	鉄骨	屋内運動場等	690	230	鉄筋コンクリート	校舎等	2,732	455
2	瀬戸谷中学校	本郷4653	639-0024	639-0825	鉄骨	屋内運動場等	1,813	604	鉄筋コンクリート	校舎等	1,920	320
3	稲葉小学校	堀之内2337	641-0789	641-8867	鉄骨	屋内運動場等	875	291	鉄筋コンクリート	校舎等	2,587	431
4	葉梨西北小学校	西方1080	638-0005	638-2097	鉄骨	屋内運動場等	751	250	鉄筋コンクリート	校舎等	1,728	288
5	葉梨小学校	下之郷111－1	638-0002	638-0064	鉄骨	屋内運動場等	883	294	鉄筋コンクリート	校舎等	3,939	656
6	葉梨中学校	中ノ合336	638-0003	638-0014	鉄骨	屋内運動場等	2,233	744	鉄筋コンクリート	校舎等	3,792	632
7	広幡小学校	鬼島424	641-0764	641-1900	鉄骨	屋内運動場等	1,045	348	鉄筋コンクリート	校舎等	4,406	734
8	広幡中学校	上当間602	641-0763	641-1901	鉄骨	屋内運動場等	2,200	733	鉄筋コンクリート	校舎等	3,988	664
9	静清高校	潮87	641-6693	644-8715	鉄骨	屋内運動場等	2,630	876	鉄筋コンクリート	校舎等	8,810	1,468
10	西益津小学校	田中1－7－20	641-0400	641-0408	鉄骨	屋内運動場等	1,021	340	鉄筋コンクリート	校舎等	6,528	1,088
11	西益津中学校	田中1－7－1	641-0656	641-0676	鉄骨	屋内運動場等	1,645	548	鉄筋コンクリート	校舎等	5,906	984
12	藤枝北高校	郡970	641-2400	641-2827	鉄骨	屋内運動場等	1,870	623	鉄筋コンクリート	校舎等	5,392	898
13	藤枝西高校	城南2－4－6	641-0207	641-0840	鉄骨	屋内運動場等	2,431	810	鉄筋コンクリート	校舎等	8,463	1,410
14	藤岡小学校	藤岡3－14－1	638-2661	638-2663	鉄骨	屋内運動場等	951	317	鉄筋コンクリート	校舎等	4,838	806
15	藤枝小学校	天王町1－1－1	641-0102	641-3758	鉄骨	屋内運動場等	1,255	418	鉄筋コンクリート	校舎等	5,382	897
16	藤枝中学校	音羽町1－1－51	641-0584	641-5793	鉄骨	屋内運動場等	1,808	602	鉄筋コンクリート	校舎等	6,748	1,124
17	藤枝東高校	天王町1－7－1	641-1680	644-0923	鉄骨	屋内運動場等	3,388	1,127	鉄筋コンクリート	校舎等	6,941	1,156
18	生涯学習センター	藤枝3－14	646-3211	646-3217	—	—	—	—	鉄筋コンクリート	ホール等	3,042	507
19	青島東小学校	志太5－1－1	641-0337	641-5120	鉄筋コンクリート	屋内運動場等	1,242	414	鉄筋コンクリート	校舎等	5,511	918
20	青島北小学校	南駿河台2－11－1	643-1116	643-1117	鉄骨	屋内運動場等	1,045	348	鉄筋コンクリート	校舎等	5,689	948
21	青島北中学校	南駿河台1－11－1	643-3600	643-8349	鉄骨	屋内運動場等	1,670	556	鉄筋コンクリート	校舎等	4,915	819
22	市民グラウンド	駿河台1－6－1	643-2494	643-2494	—	屋内運動場等	439	146	—	—	—	—
23	市武道館	駅前3－21－11	641-1112	641-1179	鉄骨	屋内運動場等	2,180	726	—	—	—	—
24	サンライフ藤枝	小石川町4－1－11	644-3012	644-7931	鉄骨	屋内運動場等	458	152	鉄骨	ホール等	1,220	203
25	青島小学校	下青島10	641-0239	641-5795	鉄骨	屋内運動場等	1,394	464	鉄筋コンクリート	校舎等	5,637	939
26	青島中学校	青葉町1－7－1	635-0494	635-0495	鉄骨	屋内運動場等	1,926	642	鉄筋コンクリート	校舎等	7,595	1,315
27	藤枝順心高校	前島2－3－1	635-1311	635-6119	鉄骨	屋内運動場等	4,912	1,637	鉄筋コンクリート	校舎等	12,971	2,161
28	静岡県武道館	前島2－10－1	636-2332	634-3002	鉄筋コンクリート	屋内運動場等	720	240	鉄筋コンクリート	ホール等	600	100
29	高洲小学校	高柳1315	635-0780	635-5576	鉄骨	屋内運動場等	1,130	376	鉄筋コンクリート	校舎等	5,848	974
30	高洲南小学校	高洲37－1	635-1411	635-1412	鉄骨	屋内運動場等	999	333	鉄筋コンクリート	校舎等	5,137	856
31	高洲中学校	与左衛門33－1	635-0781	635-0797	鉄骨	屋内運動場等	2,138	712	鉄筋コンクリート	校舎等	5,683	947
32	大洲小学校	大洲5－20	635-2441	635-2853	鉄骨	屋内運動場等	947	315	鉄筋コンクリート	校舎等	5,498	916
33	大洲中学校	弥左衛門500	635-2440	635-2852	鉄骨	屋内運動場等	1,942	647	鉄筋コンクリート	校舎等	4,207	701
34	藤枝明誠高校	大洲2－2－1	635-8155	635-8494	鉄骨	屋内運動場等	5,232	1,744	鉄筋コンクリート	校舎等	11,755	1,959
35	岡部小学校	岡部町内谷997－2	667-0016	667-1956	鉄筋コンクリート	屋内運動場等	1,247	415	鉄筋コンクリート	校舎等	5,412	902
36	岡部中学校	岡部町子持坂102	667-0052	667-1910	鉄筋コンクリート	屋内運動場等	1,583	527	鉄筋コンクリート	校舎等	4,824	804
37	朝比奈第一小学校	岡部町新舟1021	668-0101	668-0959	鉄筋コンクリート	屋内運動場等	684	228	鉄筋コンクリート	校舎等	2,227	371
38	いきいき交流センター	岡部町宮島513－1	668-0860	668-0885	鉄筋鉄骨コンクリート	—	—	—	—	ホール等	950	158
合計							59,377	19,777			182,821	30,509

第10表　2023年度 水防事前配備体制における班編制

2023年4月1日

事前配備対象時間	当日の午前8時30分（平日は午後5時30分）から翌日午前8時30分まで
事前配備体制基準	水防体制指標「レベル1以上」が発表されたとき レベル1：自宅等待機（警報発令の場合は、レベル2対応） レベル2：小班体制（2～3名体制）、レベル3：班体制（10or11名体制）
事前配備体制業務内容	情報収集（市民からの被害情報等の受付と情報処理）
班体制（10or11名体制）への移行	情報収集段階で水防体制指標レベル3の発表、又は被害情報等により、速やかに班体制（10or11名体制）に移行すると共にパトロール等を実行する。

個人情報が含まれているため、取り扱いに十分注意してください。

班			氏　名	所 属	職 名	電話番号	氏　名	所 属	職 名	電話番号
A	1	◎	井原　豊	河川課	課 長		橋本　直紀	建設管理課	主 事	
	2	○	石上　哲也	建設管理課	主 幹		谷田　洋輔	建築住宅課	技 師	
							松下　尚平	住まい戦略課	主 査	
	3		松下　武人	地域交通課	主 幹		小澤　快斗	建築住宅課	技師補	
							加戸　真未	道路課	主任主査	
	4		奥川　真帆	花と緑の課	主 幹		青島　大悟	道路課	主任主査	
							髙橋　祐樹	旧市街地	主任主事	
B	1	◎	富田　康之	道路課	課 長		知識　貴史	建設管理課	主 事	
	2	○	岩ヶ谷　純一	河川課	係 長		静　大石　竜己	地域交通課	主任主事	
							鈴木　杏実	都市政策課	技 師	
	3		岩田　将和	旧市街地	係 長		増田　寛也	建設管理課	主 事	
							伊藤　佑紀	花と緑の課	主 査	
	4		小林　亮介	住まい戦略課	主 幹		遠藤　裕貴	道路課	技 師	
							牧　村松　友香	建築住宅課	主任主査	
C	1	◎	永田　勝巳	建設管理課	課 長		岩瀬　直輝	都市政策課	主 事	
	2	○	滝井　靖	道路課	主 幹		若澤　啓太	花と緑の課	技 師	
							滝浪　雄斗	河川課	技 師	
	3		大坪　正則	建築住宅課	主 幹		渡辺　航平	河川課	主 事	
							立花　優太	道路課	技 師	
	4		内山　洋至	都市政策課	係 長		市川　有香	建設管理課	主任主査	
							高橋　正和	地域交通課	主 事	
D	1	◎	大塚　繁	都市政策課	課 長		鈴木　隼人	道路課	技 師	
	2	○	榛葉　隆浩	河川課	係 長		卞　暢希	花と緑の課	主任主査	
							静　杉田　一樹	住まい戦略課	主任主査	
	3		杉村　亨	都市政策課	係 長		槙野　礼菜	建築住宅課	主 査	
							静　戸本　優	建設管理課	主 事	
	4		大橋　克年	建設管理課	主 幹		山本　賢佑	道路課	主 査	
E	1	◎	大塚　康之	建築住宅課	課 長		宮森　望実	花と緑の課	技 師	
	2	○	静　坂本　明法	道路課	主 幹		藤森　遼介	都市政策課	主事補	
							静　古橋　章裕	建設管理課	主任主事	
	3		坪井　浩子	都市政策課	主 幹		田中　健一	道路課	主任主査	
							清　長澤　勇希	建設管理課	主 事	
	4		仁科　敬義	建築住宅課	主 幹		高野　慈治	河川課	主任技師	
F	1	◎	藁科　重人	花と緑の課	課 長		瀧下　倫士	道路課	技師補	
	2	○	荻窪　勝宏	道路課	主 幹		佐藤　裕太	建設管理課	主 事	
	3		小澤　和人	建設管理課	主 幹		池谷　悠	道路課	主事補	
							佐々木　順隆	河川課	技 師	
	4		牧田　吉晴	花と緑の課	主 幹		塚本　ちさと	都市政策課	主任主査	
							静　伊藤　健	建築住宅課	主事補	
G	1	◎	片山　祥吾	住まい戦略課	課 長		増田　竜樹	道路課	主任技師	
	2	○	平井　文人	道路課	係 長		松倉　夏輝	建設管理課	主 査	
							中橋　嘉宏	建築住宅課	主任技師	
	3		青嶋　和徳	都市政策課	主 幹		静　人見　耕平	建設管理課	主 事	
							中野　晃希	河　川　課	技 師	
	4		菊川　博幸	地域交通課	係 長		磐　太田　皓子	都市政策課	技 師	
			堀井　稔文	花と緑の課	係 長					
H	1	◎	市川　彰	地域交通課	課 長		鈴木　祐紀	建設管理課	主任主事	
	2	○	杉山　和弘	河川課	係 長		岡村　泰浩	道路課	主任技師	
							鈴木　怜	都市政策課	主 事	
	3		岩本　順一	建設管理課	主 幹		池谷　裕生	花と緑の課	技 師	
							田中　裕	都市政策課	主 事	
	4		石橋　徹也	建築住宅課	主 幹		伊藤　大輔	河川課	技 師	
							清　凧　広夢	道路課	技 師	

注1）◎印 は班長とし、○印は副班長とする。

注2）当番は「水防配備体制報告書」をすみやかに河川課へ提出すること。（水防当番マニュアル参照）

※平日の午前8時で事前配備体制が解除されない場合は、午前8時現在での報告書を作成すること。

注3）水防体制指標（レベル1～5）の発表基準は、別紙のとおり。

水防緊急配備体制配置　人員60名

令和5年4月1日

○は「避難情報発令判断チーム」

水防本部9名

危機管理監		水防本部付	
危機管理監兼危機管理センター長	○ 宇野孝伸	都市建設部長	○ 佐野暁義
水防長			
都市建設部基盤整備局長	○ 杉村太志	志太消防本部消防総務課長	○ 関　剛志
副水防長		大規模災害対策課長	○ 増田勝紀
都市政策課長（兼危機担当監）	○ 大塚　繁	協働政策課長	小山佳世　※連絡
河川課長（水害対策室長）	○ 井原　豊	広報課長	永井克俊

第一配備体制51名＋初動体制要員、該当地区防災拠点（拠点責任者、参集職員、避難所担当者）、他

●班長

【統括】大須賀靖幸（地域）

大規模災害対策班	地域防災班
● 岡本幸太（大規模） 鈴木康之（大規模） 久保野崇士（大規模） 山西快生（大規模） 安達智宏（大規模）	● 朝比奈祐人（地域） 殿村茂公（地域） 桒原将人（地域） 森田彩恵（地域） 山本陽平（地域） 井上翔太（地域）
・県報告（システム） ・同報無線（運用） ・キックオフメール ・職員配備体制調整 ・避難所開設	・自主防災会・消防団調整 ・防災拠点との調整

【統括】井原　豊（河川・水対）

調整班	情報収集班
● 杉山和弘（水対） 岩ヶ谷純一（河川） 佐々木順隆（河川）	● 榛葉隆浩（河川） 高野慈治（河川） 渡辺航平（河川） 伊藤大輔（河川） 滝浪雄斗（河川）
・水防本部の運営 ・広報班に情報提供	・気象情報監視 ・河川水位監視 ・土砂災害メッシュ監視 ・記録

【統括】永井克俊（広報）

広報班
・報道機関対応 ・同法無線（放送） ・ホームページ ・ＳＮＳ

【総括】片山祥吾（住まい）

情報班
● 小澤和人（建管） 青島和徳（都政） 小林亮介（住まい） 堀井稔文（花緑） 岩田将和（市街地） 杉村　亨（都政）
・市民通報受信記録　・通報内容のデータ入力 ・一斉架電システムによる情報発信

【総括】富田康之（道路）

現場統括班	現地調査班	
● 滝井　靖（道路） 坂本明法（道路） 平井文人（道路）	① 青島大悟（道路）	遠藤裕貴（道路）
	② 田中健一（道路）	凩　広夢（道路）
	③ 山本賢佑（道路）	増田竜樹（道路）
	④ 中野晃希（河川）	滝下倫士（道路）
	⑤ 岡村泰浩（道路）	鈴木隼人（道路）
・現地調査班指示 ・資材班指示・業者指示	・現場状況の調査 ・調査結果の報告	

【総括】永田勝巳（建管）

資材班	国県管理連絡班
	● 石上哲也（建管） 鈴木祐紀（建管）
・水防対策資材の調達 ・現地調査班補助	・国、県等他機関連絡調整

【統括】市川　彰（地交）

地域交通班
・公共交通機関連絡調整 ・他班の補助

【統括】大塚康之（建住）

市営住宅班
・市営住宅の調査と対応 ・他班の補助

【統括】藁科重人（花緑）

都市公園班
・都市公園の調査、対応 ・他班の補助

【総括】清水康行（中活）

緊急対策班Ａ	緊急対策班Ｂ
・他班の補助	

【統括】伊久美良和（農林）

農林土木班
・農業用水門管理 ・農林施設の状況把握 ・土地改良区との調整

初動体制要員（状況に応じて呼出し、時間内は自席・時間外は自宅待機）

防災拠点責任者（時間内は拠点職員）、防災拠点参集職員・避難所担当者（状況に応じて呼出し、時間内は自席、時間外は自宅）

災害対策本部の本部員、本部要員、指名された班長及び危機担当監のうち指示を受けた者

第12表 水防第一配備体制配置　人員101名

令和5年4月1日

○は「避難情報発令判断チーム」

水防本部10名

危機管理監	
危機管理監兼危機管理センター長	○ 宇野孝伸

水防長	
都市建設部基盤整備局長	○ 杉村太志

副水防長	
都市政策課長（兼危機担当監）	○ 大塚　繁
河川課長（水害対策室長）	○ 井原　豊

水防本部付	
都市建設部長	○ 佐野暁義
都市建設部付政策監	木野浩満
志太消防本部消防総務課長	○ 関　剛志
大規模災害対策課長	○ 増田勝紀
協働政策課長	小山佳世　※連絡
広報課長	永井克俊

第一配備体制91名＋初動体制要員、該当地区防災拠点（拠点責任者、参集職員、避難所担当者）、他

●班長

【統括】大須賀靖幸（地域）

大規模災害対策班	地域防災班
● 岡本幸太（大規模）	● 朝比奈祐人（地域）
鈴木康之（大規模）	殿村茂公（地域）
久保野崇士（大規模）	桒原将人（地域）
山西快生（大規模）	森田彩恵（地域）
安達智宏（大規模）	山本陽平（地域）
	井上翔太（地域）
・県報告（システム） ・同報無線（運用） ・キックオフメール ・職員配備体制調整	・自主防災会・消防団調整 ・防災拠点との調整 ・避難所開設

【統括】井原　豊（河川・水対）

調整班	情報収集班
● 杉山和弘（水対）	● 榛葉隆浩（河川）
岩ヶ谷純一（河川）	高野慈治（河川）
佐々木順隆（河川）	渡辺航平（河川）
	伊藤大輔（河川）
	滝浪雄斗（河川）
・水防本部の運営 ・広報班に情報提供	・気象情報監視 ・河川水位監視 ・土砂災害メッシュ監視 ・記録

【統括】永井克俊（広報）

広報班
● 向井勇二（広報）
高林幸子（広報）
飯田晃輔（広報）
・報道機関対応 ・同法無線（放送） ・ホームページ ・ＳＮＳ

【総括】片山祥吾（住まい）

情報班	
● 小澤和人（建管）	大橋克年（建管）
青島和徳（都政）	坪井浩子（都政）
小林亮介（住まい）	杉田一樹（住まい）
堀井稔文（花緑）	塚本ちさと（都政）
岩田将和（市街地）	市川有香（建管）
杉村　亨（都政）	加戸真未（道路）
・市民通報受信記録　・通報内容のデータ入力 ・一斉架電システムによる情報発信	

【総括】富田康之（道路）

現場統括班	現地調査班	
● 滝井　靖（道路）	① 青島大悟（道路）	遠藤裕貴（道路）
坂本明法（道路）	② 田中健一（道路）	立花優太（道路）
平井文人（道路）	③ 山本賢佑（道路）	増田竜樹（道路）
荻窪勝宏（道路）	④ 中野晃希（河川）	滝下倫士（道路）
内山洋至（都政）	⑤ 岡村泰浩（道路）	鈴木隼人（道路）
	⑥ 池谷裕生（花緑）	池谷　悠（道路）
	⑦ 知識貴史（建管）	太田皓子（都政）
	⑧ 岩瀬直輝（都政）	鈴木杏実（都政）
	⑨ 松倉夏輝（建管）	田中　裕（都政）
	⑩ 古橋章裕（建管）	松下尚平（住まい）
・現地調査班指示 ・資材班指示・業者指示	・現場状況の調査 ・調査結果の報告	

【総括】永田勝巳（建管）

資材班	国県管理連絡班
● 凩　広夢（道路）	● 石上哲也（建管）
髙橋康夫（道路）	鈴木祐紀（建管）
薮崎正人（道路）	戸本　優（建管）
山田裕樹（道路）	
村上哲也（道路）	
・水防対策資材の調達 ・現地調査班補助	・国、県等他機関連絡調整

【統括】市川　彰（地交）

地域交通班
● 松下武人（地交）
菊川博幸（地交）
・公共交通機関連絡調整 ・他班の補助

【統括】大塚康之（建住）

市営住宅班
● 仁科敬義（建住）
石橋徹也（建住）
大坪正則（建住）
・市営住宅の調査と対応 ・他班の補助

【統括】藁科重人（花緑）

都市公園班
● 牧田吉晴（花緑）
奥川真帆（花緑）
・都市公園の調査、対応 ・他班の補助

【総括】清水康行（中活）

緊急対策班Ａ	緊急対策班Ｂ
● 疋田幹佳（中活）	● 岩本順一（建管）
永嶋宏行（中活）	谷田洋輔（建住）
・他班の補助	

【統括】伊久美良和（農林）

農林土木班
● 大塚俊明（農林）
山本光俊（農林）
・農業用水門管理 ・農林施設の状況把握 ・土地改良区との調整

初動体制要員（状況に応じて呼出し、時間内は自席・時間外は自宅待機）

防災拠点責任者（時間内は拠点職員）、防災拠点参集職員・避難所担当者（状況に応じて呼出し、時間内は自席、時間外は自宅）

災害対策本部の本部員、本部要員、指名された班長及び危機担当監のうち指示を受けた者

職員参集基準（土砂災害危険度分布による）

○：参集　△：協議による

基準とする指標				気象情報	避難情報発令判断チーム		水防配備体制			
土砂災害危険度分布（キキクル）										
表示色		意味	警戒レベル		・大災課長 ・河川課長 ・水防担当係長	・危機管理監 ・基盤整備局長 ・都市建設部長 ・消防総務課長 ・都市政策課長	事前（水防班）	第一準備	第一	第二
注意［黄色］		実況値又は2時間先までの予測値＝大雨注意報の基準以上	「2」相当	大雨注意報	△	—	指標による配備	—	—	—
警戒［赤色］		実況値又は2時間先までの予測値＝大雨警報の基準以上	「3」相当	大雨警報（土砂災害）	○	△		△	—	—
非常に危険［紫］		実況値又は2時間先までの予測値＝土砂災害警戒情報の基準以上	「4」相当	土砂災害警戒情報	○	○		○	△	○ 災対本部
極めて危険［黒］		実況値＝土砂災害警戒情報の基準以上	「5」相当	大雨特別警報	○	○		—	○	○ 災対本部

※令和4年6月30日からの運用色

避難情報発令基準（土砂災害危険度分布による）

○：発令　△：協議による

基準とする指標				気象情報	避難情報（○：発令△：協議）		
土砂災害危険度分布（キキクル）							
表示色		意味	警戒レベル		警戒レベル3「高齢者等避難」	警戒レベル4「避難指示」	警戒レベル5「緊急安全確保」
注意［黄色］		実況値又は2時間先までの予測値＝大雨注意報の基準以上	「2」相当	大雨注意報	△	—	—
警戒［赤色］		実況値又は2時間先までの予測値＝大雨警報の基準以上	「3」相当	大雨警報（土砂災害）	△ ※発令基準	△	—
非常に危険［紫］		実況値又は2時間先までの予測値＝土砂災害警戒情報の基準以上	「4」相当	土砂災害警戒情報	△	△ ※発令基準	—
極めて危険［黒］		実況値＝土砂災害警戒情報の基準以上	「5」相当	大雨特別警報	—	△	△ ※発令基準
「緊急指定避難場所」を開設（自主避難）					△	—	—

避難情報発令判断の3要素

①「土砂災害危険度分布」の着色

②「土砂災害警戒情報」の発表

③今後の気象（雨量）予測

・地域からの要請により「指定緊急避難場所」を開設（自主避難）する場合、要請地域以外の「指定緊急避難場所」の開設も検討する。

・「指定緊急避難場所」を開設する場合、併せて避難情報の発令を検討する。

職員参集基準（河川水位による）

○：参集　△：協議による

基準とする指標					避難情報発令判断チーム		水防配備体制			
河川の水位										
水位の名称	意味	河川情報の種類（※）	警戒レベル		・大災課長 ・河川課長 ・水防担当係長	・危機管理監 ・基盤整備局長 ・都市建設部長 ・消防総務課長 ・都市政策課長	水防班	第一（準備）	第一	第二
水防団待機水位	・水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位			「2」相当	△	—	指標による配備	—	—	—
氾濫注意水位	・水防団の出動の目安となる水位	氾濫注意情報			○	△		△	—	—
避難判断水位	・「高齢者等避難」の発令判断の目安となる水位	氾濫警戒情報		「3」相当	○	○		○	—	—
氾濫危険水位	・「避難指示」の発令判断の目安となる水位	氾濫危険情報		「4」相当	○	○		○	△	○ 災対本部
氾濫開始相当水位	・「緊急安全確保」の発令判断の目安となる水位	氾濫発生情報		「5」相当	○	○		○	○	○ 災対本部

※洪水予報河川で発表

避難情報発令基準（河川水位による）

○：発令　△：協議による

基準とする指標					避難情報		
河川の水位							
水位の名称	意味	河川情報の種類（※）	警戒レベル		警戒レベル3「高齢者等避難」	警戒レベル4「避難指示」	警戒レベル5「緊急安全確保」
水防団待機水位	・水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位			「2」相当	—	—	—
氾濫注意水位	・水防団の出動の目安となる水位	氾濫注意情報			△	—	—
避難判断水位	・「高齢者等避難」の発令判断の目安となる水位	氾濫警戒情報		「3」相当	△ ※発令基準	△	—
氾濫危険水位	・「避難指示」の発令判断の目安となる水位	氾濫危険情報		「4」相当	△	△ ※発令基準	—
氾濫開始相当水位	・「緊急安全確保」の発令判断の目安となる水位	氾濫発生情報		「5」相当	—	△	△ ※発令基準
「緊急指定避難場所」を開設（自主避難）					△	—	—

避難情報発令判断の3要素

①「河川水位」の状況

②「河川情報」の発表

③今後の気象（雨量）予測

・地域からの要請により「指定緊急避難場所」を開設（自主避難）する場合、要請地域以外の「指定緊急避難場所」の開設も検討する。

・「指定緊急避難場所」を開設する場合、併せて避難情報の発令を検討する。

第14表 水防第二配備体制配置　人員131名

令和5年4月1日

○は「避難情報発令判断チーム」

水防本部16名

正副水防本部長	
水防本部長	北村正平
水防副本部長	大畑直已
	河野一行

危機管理監	
危機管理監兼 危機管理センター長	○ 宇野孝伸

水防長	
都市建設部基盤整備局長	○ 杉村太志

水防本部付		
都市建設部長	○ 佐野暁義	
都市建設部付政策監	木野浩満	
志太消防本部消防総務課長	○ 関　剛志	
産業振興部長	紅林　豊	
企画創生部長	山内一彦	
大規模災害対策課長	○ 増田勝紀	
協働政策課長	小山佳世	※連絡
広報課長	永井克俊	

副水防長	
都市政策課長（兼危機担当監）	○ 大塚　繁
河川課長（水害対策室長）	○ 井原　豊
藤枝市消防団長	松浦文信

第一配備体制115名＋初動体制要員、該当地区防災拠点（拠点責任者、参集職員、避難所担当者）、他

●班長

【統括】大須賀靖幸（地域）

大規模災害対策班	地域防災班
● 岡本幸太（大規模）	● 朝比奈祐人（地域）
鈴木康之（大規模）	殿村茂公（地域）
久保野崇士（大規模）	桒原将人（地域）
山西快生（大規模）	森田彩恵（地域）
安達智宏（大規模）	山本陽平（地域）
	井上翔太（地域）
・県報告（システム） ・同報無線（運用） ・キックオフメール ・職員配備体制調整	・自主防災会・消防団調整 ・防災拠点との調整 ・避難所開設

【統括】井原　豊（河川・水対）

調整班	情報収集班
● 杉山和弘（水対）	● 榛葉隆浩（河川）
岩ヶ谷純一（河川）	高野慈治（河川）
佐々木順隆（河川）	渡辺航平（河川）
	伊藤大輔（河川）
	滝浪雄斗（河川）
・水防本部の運営 ・広報班に情報提供	・気象情報監視 ・河川水位監視 ・土砂災害メッシュ監視 ・記録

【統括】永井克俊（広報）

広報班
● 向井勇二（広報）
高林幸子（広報）
飯田晃輔（広報）
・報道機関対応 ・同法無線（放送） ・ホームページ ・SNS

【総括】片山祥吾（住まい）

情報班	
● 小澤和人（建管）	大橋克年（建管）
青島和徳（都政）	坪井浩子（都政）
小林亮介（住まい）	杉田一樹（住まい）
堀井稔文（花緑）	塚本ちさと（都政）
岩田将和（市街地）	市川有香（建管）
杉村　亨（都政）	加戸真未（道路）
藤森遼介（都政）	長澤勇希（建管）
人見耕平（建管）	佐藤裕太（建管）
鈴木　怜（都政）	髙橋祐樹（市街地）
	橋本直紀（建管）
・市民通報受信記録　・通報内容のデータ入力 ・一斉架電システムによる情報発信	

【総括】富田康之（道路）

現場統括班	現地調査班	
● 滝井　靖（道路）	① 青島大悟（道路）	遠藤裕貴（道路）
坂本明法（道路）	② 田中健一（道路）	立花優太（道路）
平井文人（道路）	③ 山本賢佑（道路）	増田竜樹（道路）
荻窪勝宏（道路）	④ 中野晃希（河川）	滝下倫士（道路）
内山洋至（都政）	⑤ 岡村泰浩（道路）	鈴木隼人（道路）
	⑥ 池谷裕生（花緑）	池谷　悠（道路）
	⑦ 知識貴史（建管）	太田皓子（都政）
	⑧ 岩瀬直輝（都政）	鈴木杏実（都政）
	⑨ 松倉夏輝（建管）	田中　裕（都政）
	⑩ 古橋章裕（建管）	松下尚平（住まい）
・現地調査班指示 ・資材班指示・業者指示	・現場状況の調査 ・調査結果の報告	

【総括】永田勝巳（建管）

資材班	国県管理連絡班
● 凩　広夢（道路）	● 石上哲也（建管）
髙橋康夫（道路）	鈴木祐紀（建管）
薮崎正人（道路）	戸本　優（建管）
山田裕樹（道路）	
村上哲也（道路）	
・水防対策資材の調達 ・現地調査班補助	・国、県等他機関連絡調整

【統括】市川　彰（地交）

地域交通班
● 松下武人（地交）
菊川博幸（地交）
大石竜己（地交）
髙橋正和（地交）
・公共交通機関連絡調整 ・他班の補助

【統括】大塚康之（建住）

市営住宅班
● 仁科敬義（建住）
石橋徹也（建住）
大坪正則（建住）
中橋嘉宏（建住）
村松友香（建住）
伊藤健（建住）
小澤快斗（建住）
・市営住宅の調査と対応 ・他班の補助

【統括】藁科重人（花緑）

都市公園班
● 牧田吉晴（花緑）
奥川真帆（花緑）
卞　暢希（花緑）
伊藤佑紀（花緑）
宮森望実（花緑）
若澤啓太（花緑）
・都市公園の調査、対応 ・他班の補助

【総括】清水康行（中活）

緊急対策班A	緊急対策班B
● 疋田幹佳（中活）	● 岩本順一（建管）
永嶋宏行（中活）	谷田洋輔（建住）
松浦貴弘（中活）	増田寛也（都政）
関　智弘（中活）	槙野礼菜（建住）
・他班の補助	

【統括】伊久美良和（農林）

農林土木班
● 大塚俊明（農林）
山本光俊（農林）
青木　仁（農林）
木村文哉（農林）
田中裕也（農林）
・農業用水門管理 ・農林施設の状況把握 ・土地改良区との調整

初動体制要員（状況に応じて呼出し、時間内は自席・時間外は自宅待機）

防災拠点責任者（時間内は拠点職員）、防災拠点参集職員・避難所担当者（状況に応じて呼出し、時間内は自席、時間外は自宅）

災害対策本部の本部員、本部要員、指名された班長及び危機担当監のうち指示を受けた者

第１５表　藤枝市避難情報発令判断チーム設置規程

藤枝市避難情報発令判断チームの設置規程

（目的及び設置）

第１条　避難指示等の判断・伝達マニュアル（水害編・土砂災害編）の運用に当り、判断基準に沿って的確かつ迅速に情報を発令するため、避難情報発令判断チームを設置する。

（所掌業務）

第２条　避難情報発令判断チームは前条の目的を達成するため、次に揚げる業務を遂行する。

(1) 高齢者等避難発令の判断

(2) 避難指示発令の判断

(3) その他必要な事項

（構成）

第３条　避難情報発令判断チームは、下記表に定める職員をもって構成し、代表者は危機管理監とする。

No.	職　名	備　考
1	危機管理監	災害対策本部危機管理監 ／危機管理監
2	都市建設部基盤整備局長	災害対策本部本部員　　／水防長
3	志太消防本部 消防総務課長	災害対策本部本部員　　／水防長
4	都市建設部長	災害対策本部本部員　　／水防本部付
5	大規模災害対策課長	災害対策本部本部要員　／水防本部付
6	都市政策課長	／副水防長
7	河川課長	／副水防長

（活動時期）

第４条　避難情報発令判断チームは、災害に対応する災害対策本部準備態勢により、必要に応じて市役所に参集する。

また、災害の緊急性を考慮し、チームメンバーの一部が参集した時点で活動を開始する場合もある。

（活動内容）

第５条　避難情報発令判断チームは、「藤枝市避難指示等の判断・伝達マニュアル（水害編）（土砂災害編）」にある避難情報発令基準に達した場合、または達する恐れのある場合に、避難情報発令に関する情報を収集・検討し、代表者はその結果を市長へ報告する。

附則　この規程は、平成２３年　４月　１日から施行する。

附則　この規程は、平成２４年　５月　１日から施行する。

附則　この規程は、平成２５年　５月　１日から施行する。

附則　この規定は、平成２７年　５月　１日から施行する。

附則　この規定は、平成２８年　５月　１日から施行する。

附則　この規定は、平成２９年　４月　１日から施行する。

附則　この規定は、平成３１年　４月　１日から施行する。

附則　この規定は、令和　３年　４月　１日から施行する。

附則　この規定は、令和　５年　４月　１日から施行する。

第16表　藤枝市水防体制指標と連絡体系

◆藤枝市水防体制指標と連絡体系

指標運用期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

weathernews Always WITH you!

水防体制指標										連絡体系			
レベル	指標の意味	水防体制	積算雨量基準		暴風・強風	土砂災害	洪水	浸水災害	レベル	レベルが上がる時		レベルが下がる時	
			平野部	山間部	全域	全域	横内橋 八幡橋 勝草橋	全域		平日日中	夜間休日	平日日中	夜間休日
0	平常	―	―	―	―	―	―		0	メール	メール 電話 （当番班長）	メール	メール 電話 （河川課） （当番班長）
1	注意レベル	配備待機	①20mm/h ②積算60mmかつ 5mm/h	①20mm/h ②積算100mm かつ5mm/h		ウェザーの 砂防指標 「注意」			1	メール 電話 （河川課）	メール 電話 （当番班長）	メール 電話 （河川課）	メール 電話 （河川課）
2	※1 警戒レベル	事前配備 （2～3名）	①30mm/h ②積算80mmかつ 5mm/h	①30mm/h ②積算150mm かつ5mm/h	台風の 強風域に 入る場合	ウェザーの 砂防指標 「警戒」	水防団 待機水位	気象庁の 大雨警報 （浸水害）	2	メール 電話 （河川課）	メール 電話 （河川課）	メール 電話 （河川課）	メール 電話 （河川課）
3	※2 出動レベル	事前配備 （10～11名）	①40mm/h ②積算150mmかつ 5mm/h	①50mm/h ②積算250mm かつ5mm/h		気象庁の 大雨警報 （土砂災害）	氾濫 注意水位		3	メール 電話 （河川課）	メール 電話 （河川課）	メール 電話 （河川課）	メール 電話 （河川課）
4	中規模出動 レベル	事前配備 （10～11名） ＋ 河川課職員	①50mm/h ②3時間100mm	①80mm/h ②3時間150mm	台風の 暴風域に 入る場合	気象庁・静岡県の 土砂災害 警戒情報	避難 判断水位		4	メール 電話 （河川課）	メール 電話 （河川課）	メール 電話 （河川課）	メール 電話 （河川課）
5	大規模出動 レベル	第1配備体制 又は 第2配備体制	50mm/hかつ 積算150mm	50mm/hかつ 積算250mm			氾濫危険水位 ・計画高水位		5	メール 電話 （河川課）	メール 電話 （河川課）	メール 電話 （河川課）	メール 電話 （河川課）
										＜凡例＞電話　：電話での連絡 メール　：メールでの連絡			

※1 レベル0または1であっても、気象台が大雨警報（浸水害）を発表した場合は、レベル2（警戒レベル）として扱うこととする。

※2 レベル0、1または2であっても、気象台が大雨警報（土砂災害）を発表した場合は、レベル3（出動レベル）として扱うこととする。

- 実況監視の対象観測地点：藤枝・瀬戸谷・宮島（静岡県データ）、高根山（気象庁アメダス）
- レベルは市域を平野部と山間部に分けて発表する。その境は新東名高速道路とする。
- レベル1～3の各積算雨量かつ今後の時間雨量については、降り始めから降り終わりの一雨が対象となる。このため、降り終わりまでに積算雨量における「かつ条件時間雨量」値の予測に達しない場合は、積算雨量で各基準値に達していてもレベルに反映しないものとする。
- レベルにより配備体制を縮小（もしくは拡大）する場合には、必ずウェザーニューズに今後の気象状況を確認した上で、班長の指示を仰ぎ体制を検討するものとする。
- レベル1～4は、①または②の条件にあてはまる時とする。
- 雨量は、時間雨量・積算雨量・3時間雨量共に、基準値以上の雨量が予測もしくは実測された場合とする。
- 強風域は風速15m/s以上、暴風域は風速25m/s以上。
- 土砂災害に関するウェザーの砂防指標は、気象庁が発表する土砂災害警戒判定メッシュ情報とは異なる（ウェザーの独自指標）。

重要水防箇所等配置図

付表　1

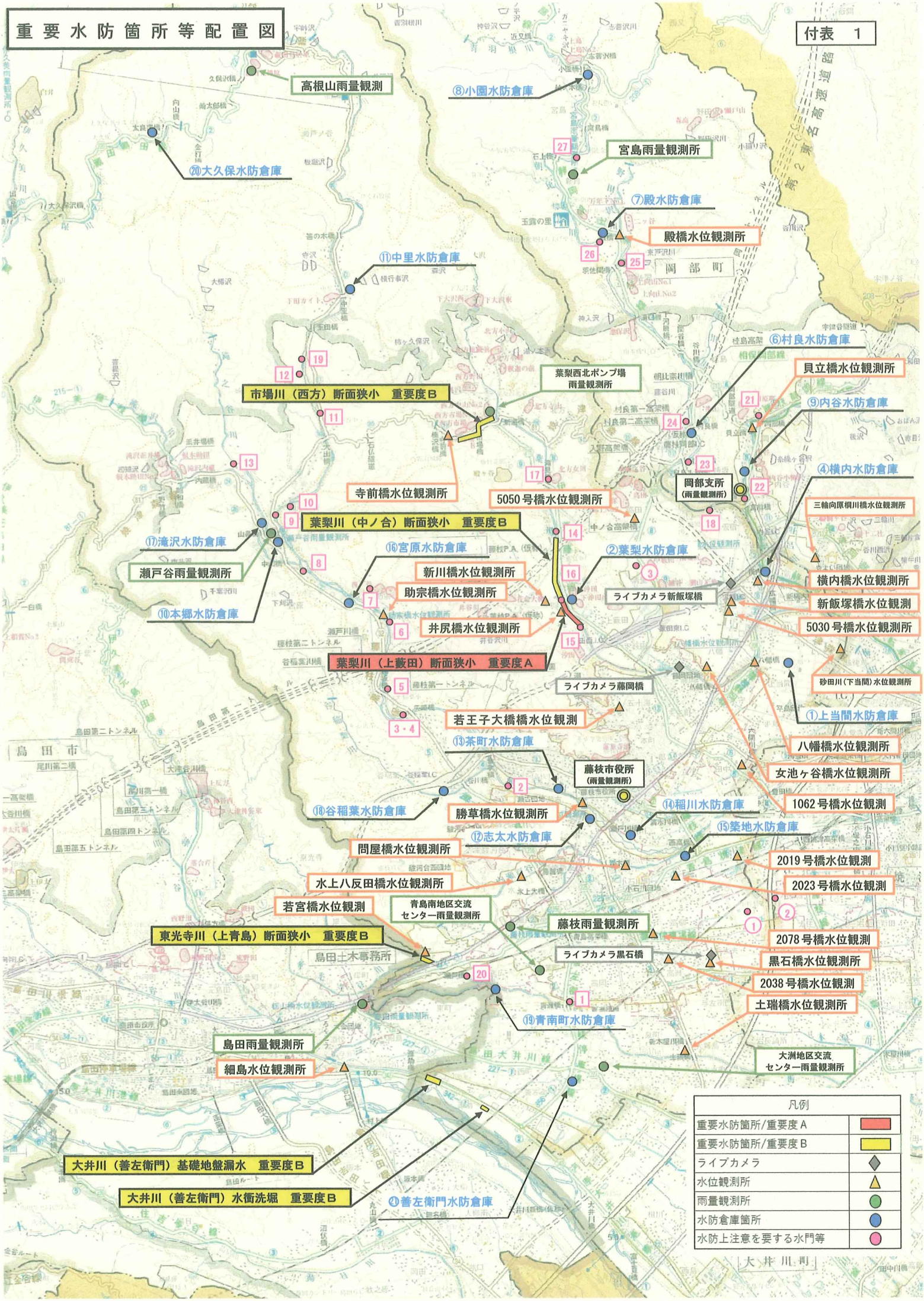

藤枝市
土砂災害・洪水ハザードマップ（南部）

位置図

浸水想定区域【想定最大規模】

このマップは、大井川水系（大井川・大津谷川）、瀬戸川水系（瀬戸川・朝比奈川・葉梨川）、栃山川水系（栃山川・木屋川）の各河川を対象に、想定最大規模の降雨によって増水し堤防決壊や越流が発生したとき、想定される浸水の状況（浸水想定区域および浸水深）を表示しています。

想定最大規模の降雨

大井川水系大井川	787mm／48hr
大井川水系大津谷川	750.7mm／16hr
瀬戸川水系瀬戸川・朝比奈川・葉梨川	695mm／24hr
栃山川水系栃山川・木屋川	772mm／18hr

凡例

- 市役所
- 警察署・交番・駐在所
- 消防署・分署
- 指定緊急避難場所・指定避難所
- 福祉避難所
- 地区防災拠点
- 主要救護所
- 救護病院
- 防災ヘリポート
- 水防倉庫
- 雨量観測所
- 水位観測所
- ライブカメラ
- アンダーパス
- 国道／県道
- 藤枝市界

土砂災害のおそれがある区域

- 急傾斜地崩壊（土砂災害警戒区域）
- 急傾斜地崩壊（土砂災害特別警戒区域）
- 土石流（土砂災害警戒区域）
- 土石流（土砂災害特別警戒区域）
- 地すべり（土砂災害警戒区域）

家屋倒壊等氾濫想定区域

河岸侵食	激しい川の流れで堤防や地盤が削られる河岸侵食により家屋が倒壊・流失するおそれがあり、早期の避難が必要な区域。
氾濫流	川の増水で堤防決壊や越流が発生し、氾濫流により家屋が倒壊するおそれがあり、早期の避難が必要な区域。

浸水の深さ

5.0m 以上	
3.0m～5.0m	
0.5m～3.0m	
0.5m 未満	

浸水の深さの目安

指定緊急避難場所一覧

名称	住所	洪水（大井川）[浸水想定区域] 土砂災害[特別警戒区域]	洪水（大井川）[浸水想定区域] 土砂災害[警戒区域]	洪水（大井川）[浸水想定区域] 高齢者等避難	洪水（大井川）[浸水想定区域] 避難指示
瀬戸谷地区					
瀬戸谷地区交流センター	本郷876		○	○	○
瀬戸谷小学校	本郷872	○	○	○	○
稲葉地区					
稲葉地区交流センター	寺島651		×	○	○
稲葉小学校	岡之内2337		×	○	
岡之内公民館	岡之内523-8		○	○	
谷稲葉会館	谷稲葉473-3		○	○	
葉梨地区					
葉梨地区交流センター	上青木759		○	○	○
葉梨中学校	中ノ合336	×	2階以上	○	○
広幡地区					
広幡地区交流センター	宮島387	2階以上		○	○
広幡小学校	上当間652	○	○	○	
西益津地区					
西益津地区交流センター	立花2-6-6	2階以上		○	○
西益津小学校	田中1-7-20	○	2階以上	○	
藤枝地区					
藤枝地区交流センター	五十海3-12-1		○	○	○
生涯学習センター	茶町1-5-5	2階以上		○	
藤岡小学校	藤岡3-14-1	×	2階以上	○	
藤枝小学校	天王町1-1-1	○	○	○	
青島北地区					
青島北地区交流センター	南新屋14-1		○	○	○
青島北小学校	南紺屋2-11-1	○	○	○	
青島南地区					
青島南地区交流センター	青葉町3-7-30		○	○	○
青島小学校	下青島1-1-1	○	○	○	
高洲地区					
高洲地区交流センター	高畑4-9-13		○	-	○
高洲小学校	東畑1315	○	○	-	
大洲地区					
大洲地区交流センター	大洲3-17-12		○	-	○
大洲小学校	大洲5-20	○	○	-	
藤枝地区					
南部支所	南部町南部86-1		○	○	○
南部支所分館	南部町内谷601-3		○	○	
いきいき交流センター	南部町宮原513-1		○	○	
南部小学校	南部町内谷997-2	○	○	○	

※洪水や土砂災害など、川等の異変が感じ取り、市から「高齢者等避難」や「避難指示」を受けた場合、最初に「指定緊急避難場所」の中から、各地区の交流センター、生涯学習センター、南部支所分館、いきいき交流センターを開設します。開設となっている「指定緊急避難場所」から、地区に関係なく、ご自宅などに近く、安全に避難できる場所を選択して下さい。

指定避難所一覧

名称	住所	洪水（大井川）[浸水想定区域] 土砂災害[特別警戒区域]	洪水（大井川）[浸水想定区域] 土砂災害[警戒区域]	洪水（大井川）[浸水想定区域] 高齢者等避難	洪水（大井川）[浸水想定区域] 避難指示
瀬戸谷地区					
瀬戸谷小学校	本郷872	○	○	○	
瀬戸谷中学校	本郷4653	○	○	○	
稲葉地区					
稲葉小学校	岡之内2337	×		○	
葉梨地区					
葉梨西北小学校	西方1080	○	○	○	
葉梨小学校	下之郷111-1	×	2階以上	○	
葉梨中学校	中ノ合336	×	2階以上	○	
広幡地区					
広幡小学校	宮島424	×	2階以上	○	
広幡中学校	上当間602	○	○	○	
静波高校	瀬脇7	○	2階以上	○	
西益津地区					
西益津小学校	田中1-7-20	○	2階以上	○	
西益津中学校	田中1-7-1	×	2階以上	○	
藤枝北高校	駅前70	○	○	○	
藤枝東高校	城南2-4-6	2階以上	2階以上	○	
藤枝地区					
藤岡小学校	藤岡3-14-1	×	2階以上	○	
藤枝小学校	天王町1-1-1	○	○	○	
藤枝中学校	音羽町1-1-51	×	2階以上	○	
藤枝東高校	天王町1-7-1	○	○	○	
生涯学習センター	茶町1-5-5	2階以上		○	
青島地区					
青島東小学校	花本5-1-1	×	2階以上	○	
青島北小学校	南紺屋2-11-1	○	○	○	
青島小学校	南紺屋1-1-1	○	○	○	
市民グラウンド（仮称）	駅前3-21-1		○	○	
市民運動	駅前3-21-1		○	○	
サンライン藤枝	仮称）田代4-1-11		○	○	
青島小学校	下青島1-1-0	○	○	○	
青島中学校	青葉町1-7-1	○	○	○	
静岡県武道館	新屋2-10-1		○	○	
藤枝東高校	新屋2-3-1	○	○	○	
高洲地区					
高洲小学校	高畑1315	○	○	-	
高洲南小学校	高洲37-1	○	○	-	
高洲中学校	与左衛門533-1	○	○	-	
大洲地区					
大洲小学校	大洲5-20	○	○	-	
大洲中学校	依左衛門500	○	○	-	
藤枝明誠高校	大洲2-2-1	2階以上	○	-	
藤枝地区					
南部小学校	藤枝市内谷997-2		○	○	
南部中学校	藤枝市下藤枝[illegible]	×	2階以上	○	
朝比奈第一小学校	藤枝市新内谷1021	○	○	○	
いきいき交流センター	藤枝市宮原513-1		○	○	

※記載の浸水区域と土砂災害区域は一部重複しています。

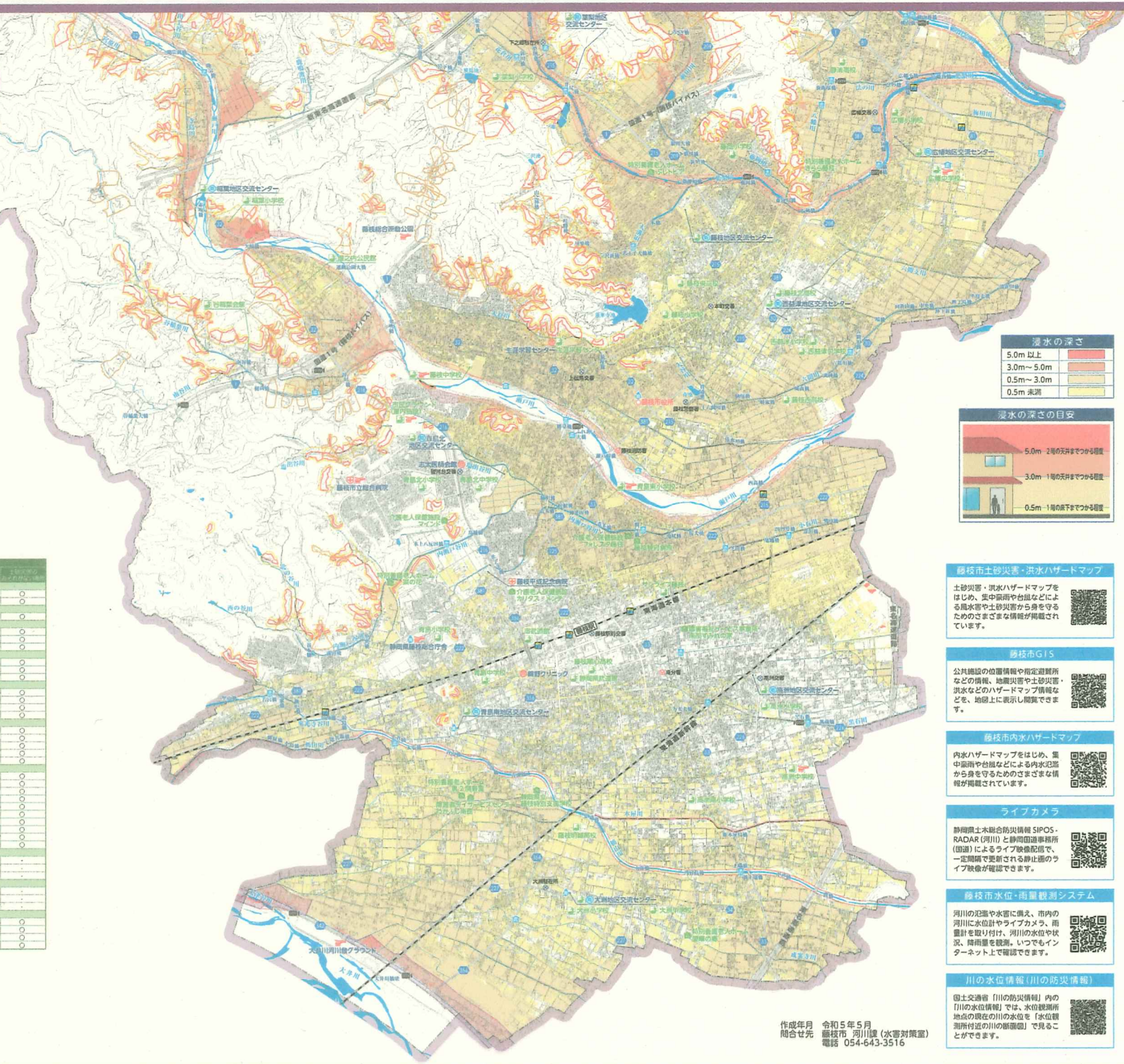

作成年月　令和5年5月
問合せ先　藤枝市　河川課（水害対策室）
電話　054-643-3516

藤枝市土砂災害・洪水ハザードマップ

土砂災害・洪水ハザードマップをはじめ、集中豪雨や台風などによる風水害や土砂災害から身を守るためのさまざまな情報が掲載されています。

藤枝市GIS

公共施設の位置情報や指定避難所などの情報、地震災害や土砂災害・洪水などのハザードマップ情報などを、地図上に表示し閲覧できます。

藤枝市内水ハザードマップ

内水ハザードマップをはじめ、集中豪雨や台風などによる内水氾濫から身を守るためのさまざまな情報が掲載されています。

ライブカメラ

静岡県土木総合防災情報 SIPOS-RADAR（河川）と静岡国道事務所（国道）によるライブ映像配信で、一定間隔で更新される静止画のライブ映像が確認できます。

藤枝市水位・雨量観測システム

河川の氾濫や水害に備え、市内の河川に水位計やライブカメラ、雨量計を取り付け、河川の水位や状況、降雨量を観測。いつでもインターネット上で確認できます。

川の水位情報（川の防災情報）

国土交通省「川の防災情報」内の「川の水位情報」では、水位観測所地点の現在の川の水位を「水位観測所付近の川の断面図」で見ることができます。

藤枝市 土砂災害・洪水ハザードマップ（北西部）

藤枝市内水ハザードマップ
内水ハザードマップをはじめ、集中豪雨や台風などによる内水氾濫から身を守るためのさまざまな情報が掲載されています。

藤枝市土砂災害・洪水ハザードマップ
土砂災害・洪水ハザードマップをはじめ、集中豪雨や台風などによる風水害や土砂災害から身を守るためのさまざまな情報が掲載されています。

ライブカメラ
静岡県土木総合防災情報 SIPOS-RADAR（河川）と静岡国道事務所（国道）によるライブ映像配信で、一定間隔で更新される静止画のライブ映像が確認できます。

藤枝市水位・雨量観測システム
河川の氾濫や水害に備え、市内の河川に水位計やライブカメラ、雨量計を取り付け、河川の水位や状況、降雨量を観測。いつでもインターネット上で確認できます。

藤枝市GIS
公共施設の位置情報や指定避難所などの情報、地盤災害や土砂災害・洪水などのハザードマップ情報などを、地図上に表示し閲覧できます。

作成年月　令和5年5月
問合せ先　藤枝市 河川課（水害対策室）
電話 054-643-3516

川の水位情報（川の防災情報）
国土交通省「川の防災情報」内の「川の水位情報」では、水位観測所地点の現在の川の水位を「水位観測所付近の川の断面図」で見ることができます。

想定最大規模の降雨
このマップは、大井川水系（大井川・大津谷川）、瀬戸川水系（瀬戸川・朝比奈川・葉梨川）、栃山川水系（栃山川・木屋川）の各河川を対象に、想定最大規模の降雨によって増水し堤防決壊や越流が発生したとき、想定される浸水の状況（浸水想定区域および浸水深）を表示しています。

想定最大規模の降雨

大井川水系大井川	787mm／48hr
大井川水系大津谷川	750.7mm／16hr
瀬戸川水系瀬戸川・朝比奈川・葉梨川	695mm／24hr
栃山川水系栃山川・木屋川	772mm／18hr

浸水想定区域【想定最大規模】
このマップは、大井川水系（大井川・大津谷川）、瀬戸川水系（瀬戸川・朝比奈川・葉梨川）、栃山川水系（栃山川・木屋川）の各河川を対象に、想定最大規模の降雨によって増水し堤防決壊や越流が発生したとき、想定される浸水の状況（浸水想定区域および浸水深）を表示しています。

位置図

想定緊急避難場所一覧

名称	住所	洪水	内水	土砂災害
瀬戸谷地区				
瀬戸谷地区交流センター	本郷876	○	○	○
瀬戸谷小学校	本郷872	○ ○	○	
稲葉地区				
稲葉地区交流センター	谷島651	×	○	○
稲葉小学校	堀之内2337	×	○	
堀之内公民館	堀之内523-8	○	○	
谷稲葉会館	谷稲葉473-3	○	○	
葉梨地区				
葉梨地区交流センター	上青田759	○	○	○
葉梨中学校	中ノ合335	× 2階以上	○	
広幡地区				
広幡地区交流センター	鬼島387	2階以上	○	○
広幡中学校	上当間602	○ ○	○	
西益津地区				
西益津地区交流センター	立花2-6-8	2階以上	○	○
西益津小学校	田中1-7-20	○ 2階以上	○	
藤枝地区				
藤枝地区交流センター	五十海3-12-1	○	○	○
生涯学習センター	駅前1-5-5	2階以上	○	
藤枝小学校	藤岡3-14-1	× 2階以上	○	
藤枝小学校	天王町1-1-1	○ ○	○	
青島北地区				
青島北地区交流センター	南新屋14-1	○	○	○
青島北小学校	岡部町台2-11-1	○ ○	○	
青島南地区				
青島南地区交流センター	青葉町3-7-30	○	○	○
青島小学校	下青島10	○ ○	○	
高洲地区				
高洲地区交流センター	高柳4-9-13	○	-	○
高洲小学校	高柳1315	○ ○	-	
大洲地区				
大洲地区交流センター	大洲5-17-12	○	-	○
大洲小学校	大洲5-20	○ ○	-	
岡部地区				
岡部支所	岡部町岡部6-1	○	○	○
岡部支所分館	岡部町内谷[illegible]-3	○	○	
いきいき交流センター	岡部町宮島[illegible]-1	○	○	
南部小学校	岡部町内谷[illegible]-7	○ ○	○	

※洪水や土砂災害など、災害の発生が差し迫り、市から「避難者等避難」や「避難指示」を発令した場合、当市に「指定緊急避難場所」の中から、各地区の交流センター、生涯学習センター、岡部支所分館、いきいき交流センターを開設します。**開設となっている「指定緊急避難場所」から、地区に関係なく、ご自宅などに近く、安全に避難できる場所を選択してください。**

指定避難所一覧

名称	住所	洪水	内水	土砂災害
瀬戸谷地区				
瀬戸谷小学校	本郷872	○	○	○
瀬戸谷中学校	本郷4653	○	○	○
稲葉地区				
稲葉小学校	堀之内2337	×		○
葉梨地区				
葉梨西北小学校	苅谷1080	○	○	○
葉梨小学校	下之郷111-1	×	2階以上	○
葉梨中学校	中ノ合335	×	2階以上	○
広幡地区				
広幡小学校	鬼島424	×	2階以上	○
広幡中学校	上当間602	○	○	○
静波高校	宮脇7	○	2階以上	○
西益津地区				
西益津小学校	田中1-7-20	○	2階以上	○
西益津中学校	田中1-7-1	×	2階以上	○
藤枝北高校	郡1972	○	○	○
藤枝西高校	城南2-4-6	2階以上	2階以上	○
藤枝地区				
藤岡小学校	藤岡3-14-1	×	2階以上	○
藤枝小学校	天王町1-1-1	○	○	○
藤枝中学校	岡部町1-1-51	×	2階以上	○
藤枝東高校	天王町1-7-1	○	○	○
生涯学習センター	駅前1-5-5	2階以上		○
青島地区				
青島東小学校	志太5-1-1	×	2階以上	○
青島北小学校	岡部町台2-11-1	○	○	○
青島北中学校	岡部町台1-11-1	○	○	○
志太グラウンド（青島陸上）	駅河付1-6-1	○		○
市民運動場	駅前3-2-1	○		○
サンライフ藤枝	小石川町4-1-11	○		○
青島小学校	下青島10	○	○	○
青島中学校	青葉町1-7-1	○	○	○
静岡県総合運転	竹島2-10-1	○		○
藤枝明誠高校	竹島2-3-1	○	○	○
高洲地区				
高洲小学校	高柳1315	○	○	-
高洲南小学校	高洲157-1	○	○	-
高洲中学校	与左衛門33-1	○	○	-
大洲地区				
大洲小学校	大洲5-20	○	○	-
大洲中学校	与左衛門500	○	○	-
藤枝明誠高校	大洲2-2-1	2階以上	○	-
岡部地区				
岡部小学校	岡部町内谷[illegible]-2	○	○	○
岡部中学校	岡部町宮島102	×	2階以上	○
朝比奈第一小学校	岡部町新舟1021	○	○	○
いきいき交流センター	岡部町宮島[illegible]-1	○		○

※指定緊急避難場所と指定避難所は一緒になっています。

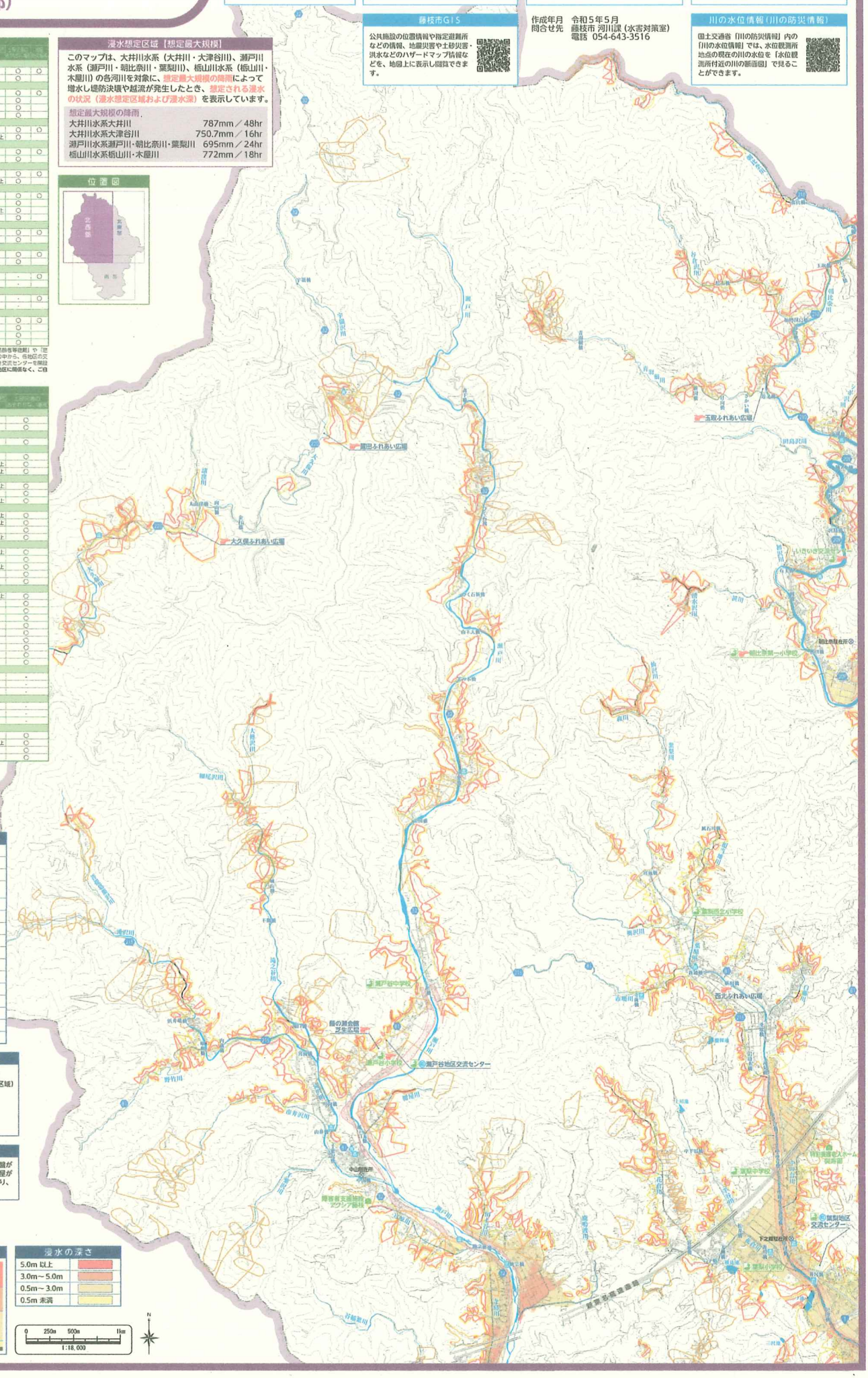

凡例

市役所	
警察署・交番・駐在所	
消防署・分署	
指定緊急避難場所・指定避難所	
福祉避難所	
地区防災拠点	
主要救護所	
救護病院	
防災ヘリポート	
水防倉庫	
雨量観測所	
水位観測所	
ライブカメラ	
アンダーパス	
国道／県道	／
藤枝市界	

土砂災害のおそれがある区域
- 急傾斜地崩壊（土砂災害警戒区域）
- 急傾斜地崩壊（土砂災害特別警戒区域）
- 土石流（土砂災害警戒区域）
- 土石流（土砂災害特別警戒区域）
- 地すべり（土砂災害警戒区域）

家屋倒壊等氾濫想定区域
河岸侵食：激しい川の流れで堤防や地盤が削られる河岸侵食により家屋が倒壊・流失するおそれがあり、早期の避難が必要な区域。

浸水の深さの目安
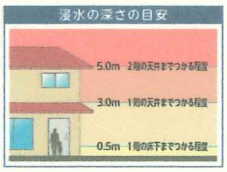

浸水の深さ

5.0m以上	
3.0m～5.0m	
0.5m～3.0m	
0.5m未満	

0　250m　500m　1km
1:18,000
N

藤枝市 土砂災害・洪水ハザードマップ（北東部）

作成年月　令和５年５月
問合せ先　藤枝市 河川課（水害対策室）
電話　054-643-3516

浸水想定区域【想定最大規模】

このマップは、大井川水系（大井川・大津谷川）、瀬戸川水系（瀬戸川・朝比奈川・葉梨川）、栃山川水系（栃山川・木屋川）の各河川を対象に、想定最大規模の降雨によって増水し堤防決壊や越流が発生したとき、想定される浸水の状況（浸水想定区域および浸水深）を表示しています。

想定最大規模の降雨

大井川水系大井川	787mm／48hr
大井川水系大津谷川	750.7mm／16hr
瀬戸川水系瀬戸川・朝比奈川・葉梨川	695mm／24hr
栃山川水系栃山川・木屋川	772mm／18hr

位置図

凡例

市役所	
警察署・交番・駐在所	
消防署・分署	
指定緊急避難場所・指定避難所	
福祉避難所	
地区防災拠点	
主要救護所	
救護病院	
防災ヘリポート	
水防倉庫	
雨量観測所	
水位観測所	
ライブカメラ	
アンダーパス	
国道／県道	1／150
藤枝市界	

藤枝市土砂災害・洪水ハザードマップ

土砂災害・洪水ハザードマップをはじめ、集中豪雨や台風などによる風水害や土砂災害から身を守るためのさまざまな情報が掲載されています。

藤枝市GIS

公共施設の位置情報や指定避難所などの情報、地震災害や土砂災害・洪水などのハザードマップ情報などを、地図上に表示し閲覧できます。

藤枝市内水ハザードマップ

内水ハザードマップをはじめ、集中豪雨や台風などによる内水氾濫から身を守るためのさまざまな情報が掲載されています。

ライブカメラ

静岡県土木総合防災情報 SIPOS-RADAR（河川）と静岡国道事務所（国道）によるライブ映像配信で、一定間隔で更新される静止画のライブ映像が確認できます。

藤枝市水位・雨量観測システム

河川の氾濫や水害に備え、市内の河川に水位計やライブカメラ、雨量計を取り付け、河川の水位や状況、降雨量を観測。いつでもインターネット上で確認できます。

川の水位情報（川の防災情報）

国土交通省「川の防災情報」内の「川の水位情報」では、水位観測所地点の現在の川の水位を「水位観測所付近の川の断面図」で見ることができます。

指定緊急避難場所一覧

名称	住所	津波・火山ガスの影響による一時避難	洪水・内水・土砂災害・地震・火山ガスの影響による一時避難	洪水・内水・土砂災害・地震・火山ガスの影響による長期避難	地震・火山ガスの影響による長期避難
瀬戸谷地区					
瀬戸谷交流センター	本郷876		○	○	○
瀬戸谷小学校	本郷872	○	○	○	
稲葉地区					
稲葉地区交流センター	寺島651		×	○	○
稲葉小学校	郡之内2337		×	○	
郡之内公民館	郡之内523-8		○	○	
谷稲葉会館	谷稲葉473-3		○	○	
葉梨地区					
葉梨地区交流センター	上飯田735		○	○	○
葉梨中学校	中ノ合335	×	2階以上	○	
広幡地区					
広幡地区交流センター	鬼島387		2階以上	○	○
五幡中学校	上飯間602		○	○	
西益津地区					
西益津地区交流センター	立花2-6-8		2階以上	○	○
西益津小学校	田中1-7-20	○	2階以上	○	
藤枝地区					
藤枝地区交流センター	五十海3-12-1		○	○	○
生涯学習センター	駅前1-5-5		2階以上	○	
藤岡小学校	藤岡3-14-1	×	2階以上	○	
藤枝小学校	天王町1-1-1	○	○	○	
青島北地区					
青島北地区交流センター	原新屋14-1		○	○	○
青島北小学校	飯淵河岸7-11-1	○	○	○	
青島南地区					
青島南地区交流センター	青葉町3-7-30		○	○	○
青島小学校	下青島13	○	○	○	
高洲地区					
高洲地区交流センター	高柳4-9-13		○	-	○
高洲小学校	高柳1315	○	○	-	
大洲地区					
大洲地区交流センター	大洲3-17-12		○	-	○
大洲小学校	大洲5-20	○	○	-	
岡部地区					
岡部支所	岡部町岡部6-1		○	○	○
岡部支所分館	岡部町内谷691-3		○	○	
いきいき交流センター	岡部町宮島513-1		○	○	
岡部小学校	岡部町内谷997-2	○	○	○	

※洪水や土砂災害など、災害の発生が差し迫り、内から「屋外待避」や「避難転倒」を防いだ場合、屋外に「指定緊急避難場所」の中から、各地区の交流センター、生涯学習センター、岡部支所分館、いきいき交流センターを開設します。**開設となっている「指定緊急避難場所」から、地区に関係なく、ご自宅などに近く、安全に避難できる場所を選択して下さい。**

指定避難所一覧

名称	住所	洪水・内水・土砂災害の一時避難	地震	洪水・内水・土砂災害の長期避難
瀬戸谷地区				
瀬戸谷小学校	本郷872	○	○	○
瀬戸谷中学校	本郷4653	○	○	○
稲葉地区				
稲葉小学校	郡之内2337	×		○
葉梨地区				
葉梨西北小学校	西方1080	○	○	○
葉梨小学校	下之郷111-1	×	2階以上	○
葉梨中学校	中ノ合335	×	2階以上	○
広幡地区				
広幡小学校	鬼島424	×	2階以上	○
広幡中学校	上飯間602	○	○	○
静清地区				
静清小学校	瀬戸1	○	2階以上	○
西益津地区				
西益津小学校	田中1-7-20	○	2階以上	○
西益津中学校	田中1-7-1	×	2階以上	○
藤枝北高校	郡970	○	○	○
藤枝西高校	城南2-4-6	2階以上	2階以上	○
藤枝地区				
藤岡小学校	藤岡3-14-1	×	2階以上	○
藤枝小学校	天王町1-1-1	○	○	○
藤枝中学校	青葉町1-1-51	×	2階以上	○
藤枝東高校	天王町1-7-1	○	○	○
生涯学習センター	駅前1-5-5	2階以上		○
青島地区				
青島東小学校	志太5-1-1	×	2階以上	○
青島北小学校	飯淵河岸3-11-1	○	○	○
青島北中学校	飯淵河岸1-11-1	○	○	○
志太グランド（国内広場）	駅河岸1-6-1	○		○
市民運動場	駅前3-21-1	○		○
ウンライブ藤枝	小石川4-1-1	○		○
青島小学校	下青島13	○	○	○
青島中学校	青葉町1-7-1	○	○	○
特別養護老人ホーム藤枝園	駅前2-10-1	○		○
藤枝明倫高校	駅前2-3-1	○	○	○
高洲地区				
高洲小学校	高柳1315	○	○	-
高洲南小学校	高洲37-1	○	○	-
高洲中学校	与左衛門33-1	○	○	-
大洲地区				
大洲小学校	大洲5-20	○	○	-
大洲中学校	弥左衛門500	○	○	-
藤枝明誠高校	大洲2-2-1	2階以上	○	
岡部地区				
岡部小学校	岡部町内谷997-2	○	○	○
岡部中学校	岡部町子持郡102	×	2階以上	○
岡部第一小学校	岡部町新町1021	○	○	○
いきいき交流センター	岡部町宮島513-1		○	○

※指定緊急避難場所と指定避難所は一部重複しています。

浸水の深さの目安

浸水の深さ

5.0m 以上	
3.0m～5.0m	
0.5m～3.0m	
0.5m 未満	

土砂災害のおそれがある区域

- 急傾斜地崩壊（土砂災害警戒区域）
- 急傾斜地崩壊（土砂災害特別警戒区域）
- 土石流（土砂災害警戒区域）
- 土石流（土砂災害特別警戒区域）
- 地すべり（土砂災害警戒区域）

家屋倒壊等氾濫想定区域

河岸侵食　激しい川の流れで堤防や地盤が削られる河岸侵食により家屋が倒壊・流失するおそれがあり、早期の避難が必要な区域。

N

0　250m　500m　1km
1:18,000